

津市障がい福祉総合プラン（案）

津市障がい者計画

第7期津市障がい福祉計画

第3期津市障がい児福祉計画

令和 年 月

津市

目次

第1章 計画の背景

1	計画の目的	1
2	計画の性格	3
3	計画の期間	4
4	津市の現状	4
	(1) 総人口と年齢3区分人口の推移	4
	(2) 障がい者数の推移	5
	(3) 総人口及び障がい者数の将来見通し	10

第2章 基本的な考え方

1	計画の基本理念	11
2	計画の基本目標	11
3	計画の基本方向	12
4	計画の体系	13

第3章 津市障がい者計画

1	自立生活への支援	14
	(1) 生活支援	14
2	自立できる機会づくり	19
	(1) 雇用・就業	19
	(2) 住まい	24
3	行動しやすい環境の整備	26
	(1) 生活環境	26
	(2) 啓発・広報	31
4	生きがいの持てる機会づくり	35
	(1) 交流活動	35
	(2) 余暇活動	38
5	一貫して切れ目ない支援の充実	41
	(1) 保健・医療	41
	(2) 教育・育成	45
	(3) 相談・支援	51

第4章 第7期津市障がい福祉計画

1 障がい福祉サービス等の実績と課題	57
(1) 第6期計画における重点課題	57
(2) 障がい福祉サービス	60
(3) 相談支援	67
(4) 地域生活支援事業	68
2 重点課題に関する見込量及び確保方策	73
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	73
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	74
(3) 地域生活支援の充実	75
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	76
(5) 相談支援体制の充実・強化等	78
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	79
3 障がい福祉サービス等の見込量及び確保方策	80
(1) 障がい福祉サービス	80
(2) 地域生活支援事業	88

第5章 第3期津市障がい児福祉計画

1 障がい児通所支援の実績と課題	92
(1) 第2期計画における重点課題	92
(2) 障がい児支援	93
2 重点課題に関する見込量及び確保方策	94
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	94
3 障がい児通所支援の見込量及び確保方策	96
(1) 障がい児支援	96

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制	98
(1) 各主体の役割	99
(2) 計画推進の仕組み	101

資料編

○アンケート調査結果	102
○障がい福祉施策に関する国の動き	135
○用語解説	138

第 1 章 計画の背景

1 計画の目的

国においては、令和 3 年 6 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から事業者に対し、これまで努力義務であった合理的配慮の提供について義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がい者を理由とする差別を解消するための支援措置が強化されることになりました。

また、令和 4 年 5 月には障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といいます。）が制定され、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

この趣旨を踏まえ、国が令和 5 年 3 月に策定した「障害者基本計画（第 5 次）」において、障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念ののっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして講じられる必要があるとしています。このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、障がい者施策の基本的な方向を定めるものとしています。また、「共生社会の実現に資する取組の推進」の一つとして社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を掲げ、具体的施策にも反映するとともに、「重点的に理解促進を図る事項」として「心のバリアフリー」の理解促進に継続して取り組むことが掲げられています。

本市においては、平成 30 年からの 10 年間で計画期間とする「津市総合計画 第 2 次基本計画」を策定し、まちづくりの将来像として「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市 ～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～」を掲げるとともに、障がい福祉に関連する目標として「安心して健やかに暮らせるまち

づくり」を掲げ、基本政策として「社会の変化に対応した福祉の充実」について、今後の施策を進めていくこととしています。

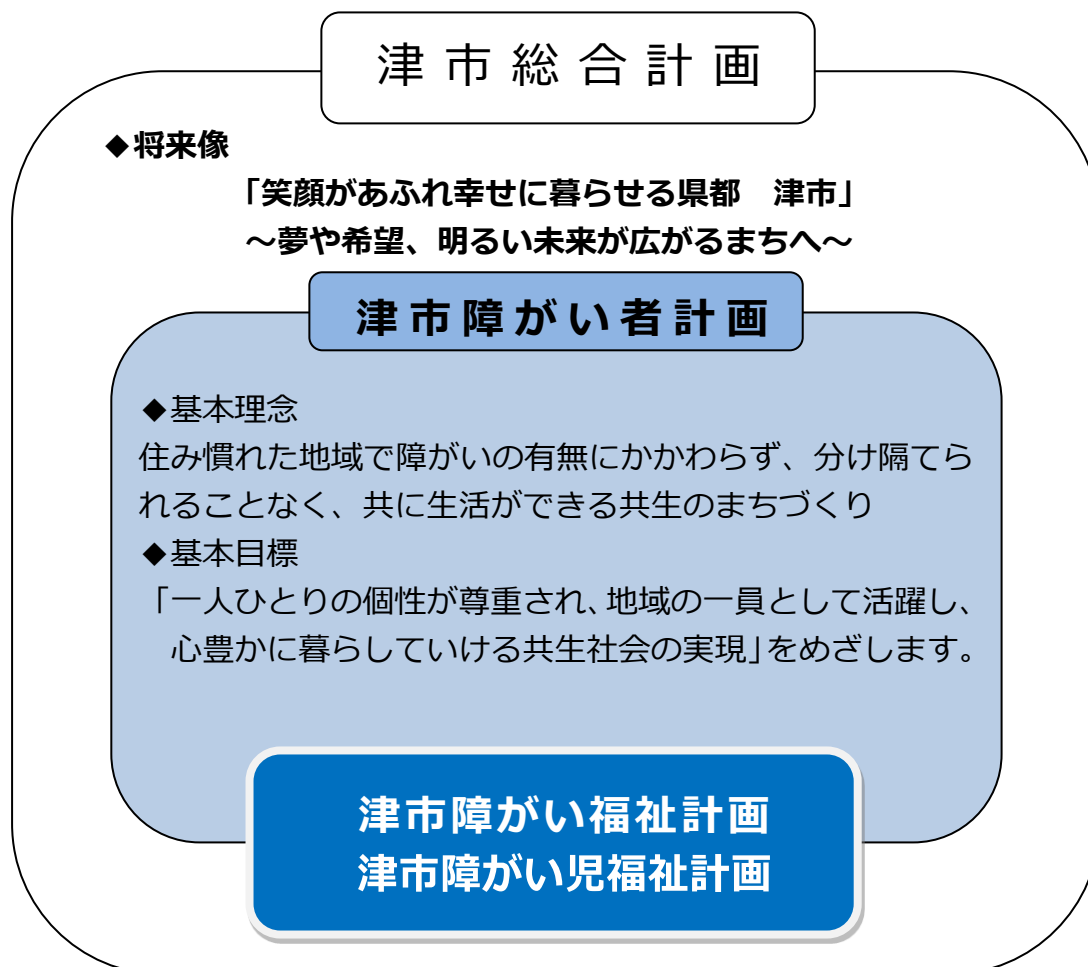
また、本市におけるこれまでの障がい福祉に関する取組や地域性を踏まえつつ、障がい者・障がい福祉・障がい児福祉に関わる計画を一体的なものとして、令和3年度から3年間の障がい者施策の基本的な方向及び目標を定めた「津市障がい福祉総合プラン」を策定し、共生社会の実現をめざして様々な取組を進めてきましたが、同プランの計画期間が令和5年度末をもって終了することから、「津市障がい者計画」、「津市障がい福祉計画」及び「津市障がい児福祉計画」を含めた津市障がい福祉総合プランの見直しを行い、本市の新たな障がい福祉の指針を策定するものです。

2 計画の性格

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」を策定するものです。

障がい者計画は、障がい者施策全般に関わる基本理念や主要施策を定めるものであり、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、そのうちの自立生活への支援として障がい福祉サービス等の見込量と必要なサービスを確保するための方策を定めるもので、「津市障がい福祉総合プラン」は、これらの計画を一体的に策定したものです。

計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」及び県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を基本に、本市の上位計画にあたる「津市総合計画」をはじめ、保健・福祉分野の関連計画との整合性を保つものとしします。



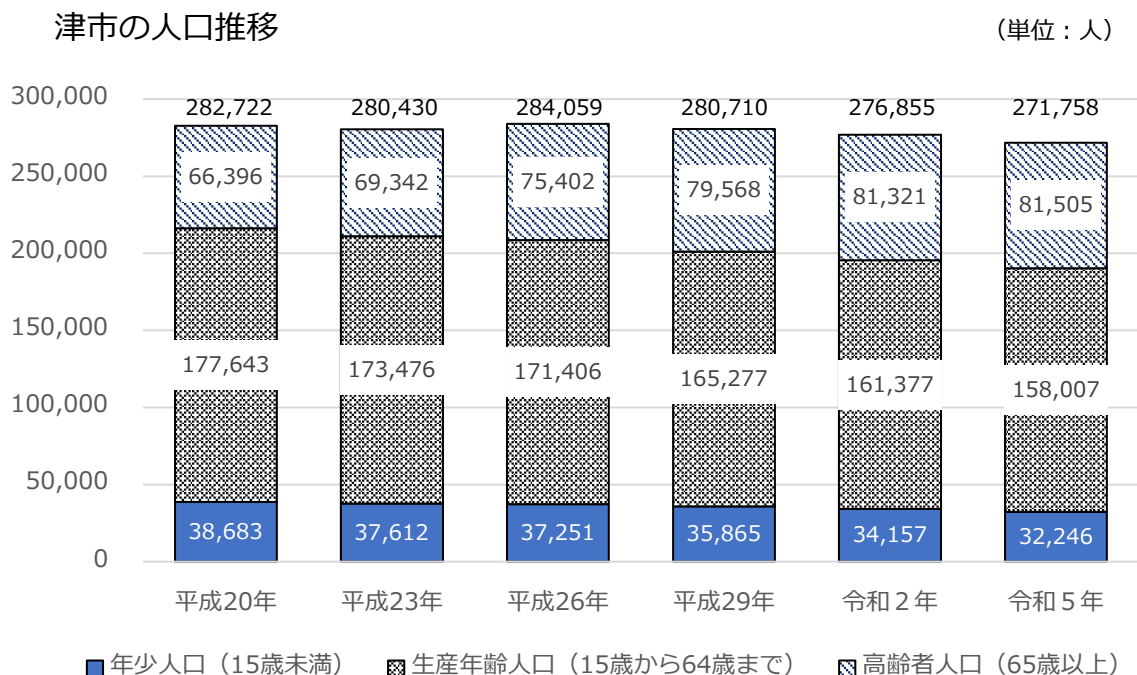
3 計画の期間

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において障害福祉計画等は3年を1期として作成することを基本としていることから、「津市障がい福祉計画」、「津市障がい児福祉計画」及び「津市障害者計画」一体的に策定する津市障がい福祉総合プランについても計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4 津市の現状

(1) 総人口と年齢3区分人口の推移

本市の総人口の推移を見ると、平成20年から令和5年までの15年間における年齢3区分人口の推移をみると、年少人口では16.6%、生産年齢人口では11.1%減少しているのに対して、高齢者人口は22.8%も増加しており、少子高齢化が進行しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2)障がい者数の推移

平成 31 年から令和 5 年までの障がい者数の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数が約 5 %の減、療育手帳所持者数が 16%の増、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約 30%の増となっており、障がい者全体としては約 4 %の増となっています。

なお、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数についても約 16%の増となっています。

総人口及び障害者手帳所持者数の推移

年 度		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	増加率 H31→R5
総人口	人数（人）	278,440	276,855	275,238	272,875	271,758	97.6%
身体障害者手帳 所持者	人数（人）	10,995	10,906	10,781	10,652	10,476	95.3%
	人口比 （%）	3.95	3.94	3.92	3.90	3.85	
療育手帳所持者	人数（人）	2,320	2,425	2,519	2,594	2,692	116.0%
	人口比 （%）	0.83	0.88	0.92	0.95	0.99	
精神障害者保健 福祉手帳所持者	人数（人）	2,467	2,868	2,764	3,002	3,196	129.6%
	人口比 （%）	0.89	1.03	1.00	1.10	1.18	
合計	人数（人）	15,782	16,199	16,064	16,248	16,364	103.7%
	人口比 （%）	5.67	5.85	5.84	5.95	6.02	

注) 各年 4 月 1 日現在（ただし、精神障害者保健福祉手帳所持者は、各年 3 月 31 日現在）

資料：三重県津保健所、津市市民課、津市障がい福祉課

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

年 度		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	増加率 H31→R5
自立支援医療 （精神通院） 受給者証所持者	人数（人）	4,829	5,043	5,589	5,424	5,593	115.8%
	人口比 （%）	1.73	1.82	2.03	1.99	2.06	

注) 各年 3 月 31 日現在

資料：津市障がい福祉課

①身体障がい者数の推移

令和5年の障がい種別割合は、18歳以上で、肢体不自由が51.7%で最も多く、次いで、内部障がい(31.0%)、聴覚・平衡機能障がい(9.8%)と続いています。

18歳未満も同様に肢体不自由が65.1%で最も多く、次いで内部障がい(15.5%)、聴覚・平衡機能障がい(14.2%)と続いています。

障がいの等級別では、18歳以上、18歳未満とも1級が最も多くなっています。

身体障害者手帳所持者の障がい種別推移

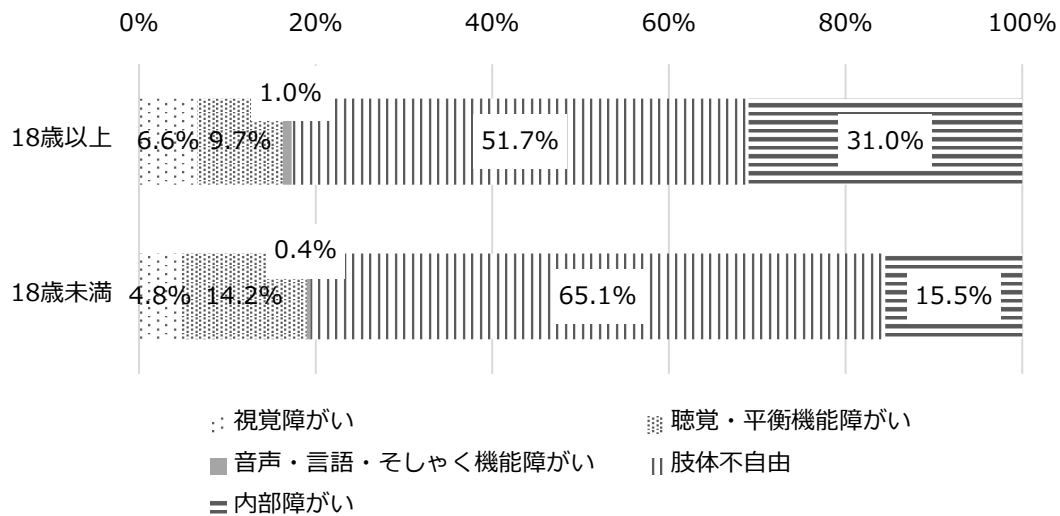
(単位：人)

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加率 H31→R5
視覚障がい	18歳以上	709	702	683	675	674	95.1%
	18歳未満	8	10	9	11	11	137.5%
聴覚・平衡機能障がい	18歳以上	945	956	972	997	999	105.7%
	18歳未満	28	30	31	30	33	117.9%
音声・言語・そしやく機能障がい	18歳以上	114	106	104	100	100	87.7%
	18歳未満	1	1	1	1	1	100.0%
肢体不自由	18歳以上	5,862	5,735	5,597	5,470	5,292	90.3%
	18歳未満	168	165	165	160	151	89.9%
内部障がい	18歳以上	3,125	3,166	3,184	3,169	3,179	101.7%
	18歳未満	35	35	35	39	36	102.9%
心臓	18歳以上	1,674	1,696	1,687	1,681	1,685	100.7%
	18歳未満	22	20	19	19	19	86.4%
呼吸器	18歳以上	166	165	157	148	147	92.8%
	18歳未満	4	4	4	7	7	175.0%
腎臓	18歳以上	789	813	818	807	814	103.2%
	18歳未満	1	3	4	4	2	200.0%
膀胱・直腸	18歳以上	452	446	474	488	486	107.5%
	18歳未満	5	4	4	5	4	80.0%
小腸	18歳以上	11	10	10	10	9	81.8%
	18歳未満	0	1	1	1	1	— %
肝臓	18歳以上	33	36	38	35	38	115.2%
	18歳未満	3	3	3	3	3	100.0%
計	18歳以上	10,755	10,665	10,540	10,411	10,244	95.2%
	18歳未満	240	241	241	241	232	96.7%

注) 各年4月1日現在

資料：津市障がい福祉課

身体障害者手帳 障がい種別割合



注) 令和5年4月1日現在

資料：津市障がい福祉課

身体障害者手帳所持者の等級別内訳

(単位：人)

		総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
		10,476	3,230	1,608	1,913	2,407	597	721	
視覚障がい	18歳以上	674	244	201	55	46	91	37	
	18歳未満	11	4	2	0	4	1	0	
聴覚・平衡機能障がい	18歳以上	999	34	230	134	180	4	417	
	18歳未満	33	0	11	7	7	1	7	
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳以上	100	6	10	50	34			
	18歳未満	1	0	0	0	1			
肢体不自由	18歳以上	5,292	1,013	1,060	1,145	1,338	480	256	
	18歳未満	151	62	56	6	3	20	4	
内部障がい	18歳以上	3,179	1,848	38	509	784			
	18歳未満	36	19	0	7	10			
	心臓	18歳以上	1,685	1,028	23	338	296		
		18歳未満	19	8	0	6	5		
	呼吸器	18歳以上	147	36	2	88	21		
		18歳未満	7	4	0	1	2		
	腎臓	18歳以上	814	752	7	43	12		
		18歳未満	2	2	0	0	0		
	膀胱・直腸	18歳以上	486	5	0	36	445		
		18歳未満	4	1	0	0	3		
	小腸	18歳以上	9	1	1	0	7		
		18歳未満	1	1	0	0	0		
	肝臓	18歳以上	38	26	5	4	3		
		18歳未満	3	3	0	0	0		
	計	18歳以上	10,244	3,145	1,539	1,893	2,382	575	710
		18歳未満	232	85	69	20	25	22	11

注) 令和5年4月1日現在

資料：津市障がい福祉課

②知的障がい者数の推移

令和5年の程度別割合は、18歳以上ではB1（中度）が33.6%、A2(重度)が29.9%、B2（軽度）が20.3%、A1（最重度）が16.2%となっており、18歳未満ではB2（軽度）が51.7%、B1（中度）が20.5%、A2（重度）が18.8%、A1（最重度）が9.0%となっています。

平成31年から令和5年までの程度別増加率を見ると、18歳以上でB2（軽度）が38.0%、A1（最重度）が14.0%、B1（中度）が13.1%、A2（重度）が3.4%の増加となっています。18歳未満では、B2（軽度）が42.6%、A2（重度）が16.7%、A1（最重度）が1.8%の増加となっています。

療育手帳所持者の程度別推移

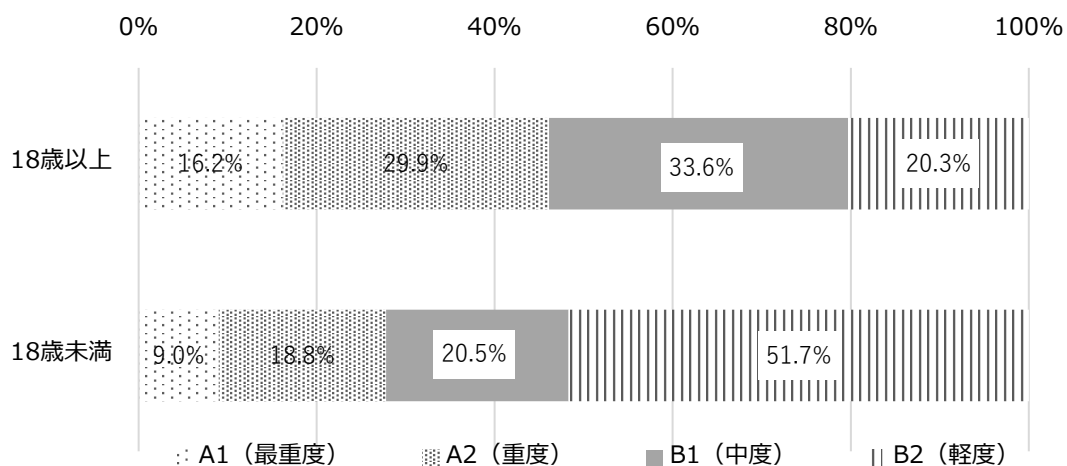
(単位：人)

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加率 H31→R5
A1（最重度）	18歳以上	293	300	311	325	334	114.0%
	18歳未満	56	61	57	59	57	101.8%
A2（重度）	18歳以上	595	601	604	615	615	103.4%
	18歳未満	102	112	119	116	119	116.7%
B1（中度）	18歳以上	611	628	636	656	691	113.1%
	18歳未満	130	136	139	132	130	100.0%
B2（軽度）	18歳以上	303	319	353	398	418	138.0%
	18歳未満	230	268	300	293	328	142.6%
計	18歳以上	1,802	1,848	1,904	1,994	2,058	114.2%
	18歳未満	518	577	615	600	634	122.4%

注) 各年4月1日現在

資料：津市障がい福祉課

療育手帳所持者 程度別割合



注) 令和5年4月1日現在

資料：津市障がい福祉課

③精神障がい者数の推移

令和5年の等級別割合は、2級が62.5%で最も多く、3級が30.5%、1級が7.0%となっています。

平成31年から令和5年までの等級別増加率を見ると、3級が44.5%で最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

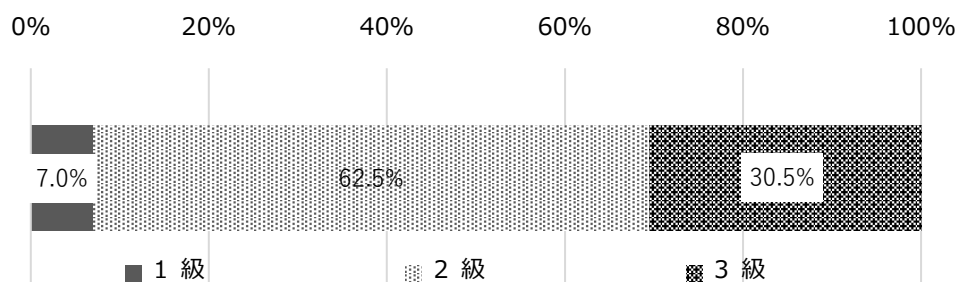
(単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加率 H31→R5
1級	206	233	197	207	225	109.2%
2級	1,587	1,843	1,827	1,941	1,997	125.8%
3級	674	792	740	854	974	144.5%
計	2,467	2,868	2,764	3,002	3,196	129.6%

注) 各年3月31日現在

資料：三重県津保健所

精神障害者保健福祉手帳 等級別割合



注) 令和5年3月31日現在

資料：三重県津保健所

(3)総人口及び障がい者数の将来見通し

計画期間における本市の総人口及び障がい者数の将来推計について、下記のように推計しました。

なお、総人口については、平成 28 年から令和 5 年の各年の 4 月 1 日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。

また、手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者については、平成 28 年から令和 5 年の各年の 3 月 31 日時点の所持者数の推移をもとに、上記の人口の推移を踏まえ推計しています。

(単位：人)

年 度	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
総人口	270,922	269,869	268,575
身体障害者手帳所持者	10,318	10,172	10,013
療育手帳所持者	2,785	2,880	2,975
精神障害者保健福祉手帳所持者	3,407	3,629	3,861
手帳所持者合計	16,510	16,681	16,849

年 度	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
自立支援医療（精神通院） 受給者証所持者	5,791	5,991	6,192

資料：津市障がい福祉課試算

第2章 基本的な考え方（3計画共通）

1 計画の基本理念

本市は、津市障がい福祉総合プランに基づき、これまで「一人ひとりの個性が尊重され、地域の一員として活躍し、心豊かに暮らしていける共生社会の実現」という基本目標の下、障がい福祉施策を展開してきました。

こうした中で本市においても、国が進める様々な法改正など障がい者施策の流れに合わせて、これまでの取組や地域性を踏まえ、住み慣れた地域で障がいの有無にかかわらず、分け隔てられることなく、共に生活ができる共生のまちづくりをめざします。

2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するための基本目標（キャッチフレーズ）については、障がい福祉施策の継続性を考慮するとともに、3計画共通とし、津市総合計画との整合を図り、次のとおり定め、障がい福祉施策の推進を図ります。

〔基本目標（キャッチフレーズ）〕

**一人ひとりの個性が尊重され、
地域の一員として活躍し、
心豊かに暮らしていける
共生社会の実現**

3 計画の基本方向

計画の基本理念及び基本目標に基づき、以下の3つの基本方向を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

障がい者が地域で安心して生きがいを持って暮らせるまちづくり

障がい者一人ひとりが、地域社会の中でいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

障がい者が自立した生活ができる環境づくり

障がい者一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

障がい者の多様性を尊重した、一貫した切れ目ない支援体制づくり

障がい者一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携の中で一貫した切れ目ない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

4 計画の体系

【基本目標】【基本方向】

一人ひとりの個性が尊重され、地域の一員として活躍し、心豊かに暮らしていける共生社会の実現

障がい者が自立した生活ができる環境づくり
障がい者の多様性を尊重し、一貫した切れ目ない支援体制づくり
障がい者が地域で安心して暮らせるまちづくり

障がい者計画

自立生活への支援

(1)生活支援

- ①障がい福祉サービス等の充実
- ②福祉用具等の給付
- ③コミュニケーション手段の確保

自立できる機会づくり

(1)雇用・就業

- ①雇用の場の確保
- ②職業訓練、就労定着支援
- ③福祉的就労と多様な働き方の支援

(2)住まい

- ①住まいの確保

行動しやすい環境の整備

(1)生活環境

- ①建築物等のバリアフリー化の推進
- ②防災対策の推進
- ③防犯対策の推進

(2)啓発・広報

- ①啓発・広報活動の推進
- ②福祉に関する教育等の推進
- ③ボランティアの育成・活動支援

生きがいの持てる機会づくり

(1)交流活動

- ①交流機会の充実

(2)余暇活動

- ①余暇活動の振興

一貫して切れ目ない支援の充実

(1)保健・医療

- ①障がいの予防・早期発見
- ②心の健康づくり
- ③保健・医療体制の充実

(2)教育・育成

- ①特別支援教育等の推進
- ②療育の充実

(3)相談・支援

- ①情報提供の充実
- ②相談・支援体制づくり
- ③生活保障の実施
- ④権利擁護の推進

障がい福祉計画

障がい児福祉計画

第3章 津市障がい者計画

計画の基本目標及び基本方向に基づき、次の5つの枠組みを設定します。

1 自立生活への支援

障がい者及びその家族が住み慣れた地域社会の中で個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活が営める生活支援として、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスのほか、福祉用具等の給付や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえたコミュニケーション支援等の充実に努めます。

〔展開する施策の方向〕

(1) 生活支援

- ①障がい福祉サービス等の充実
- ②福祉用具等の給付
- ③コミュニケーション手段の確保

(1)生活支援

〔現状と課題〕

法制度の整備が進む中、障がい者やその家族が住み慣れた地域で個々のライフスタイルや環境に応じた自立した生活を送るためには、障がい福祉サービスの基盤となるサービス提供事業所などの確保と充実に努めるなど提供体制の整備を進めなければなりません。

また、国の障害者基本計画（第5次）では、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を理念としており、これらの実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約して

いる社会的な障壁の除去に取り組むとともに、障がい福祉サービスの提供も含め支援の充実を図っていく必要があります。

こうした中、障がい福祉サービスの提供にあたっては利用者の意向を踏まえた上で、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取り組む必要があります。

加えて、常時介護を必要とする障がい者や、強度行動障がい者、医療的ケアが必要な障がい者などが自ら選択した地域で生活ができるよう、それぞれの障がい特性に応じて、保健、医療、福祉等の連携の下、質の高い効果的なサービスの提供に取り組む必要もあります。

また、障がい者が地域で自立した生活を送る上で、福祉用具は欠かせないものであり、引き続き日常生活用具の給付や補装具の支給を適切に実施する必要があります。

さらに、聴覚障がい、音声・言語機能障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通手段を確保するために、手話通訳者、要約筆記者の養成、確保の強化が求められています。

【アンケート・当事者団体への調査結果の整理】

アンケート調査では、障がい者を介助する人が困っていることとして最も多かったのは「介助の代わりがない」で、次に「精神的に滅入ってしまう」、「とくにない」と続いています。

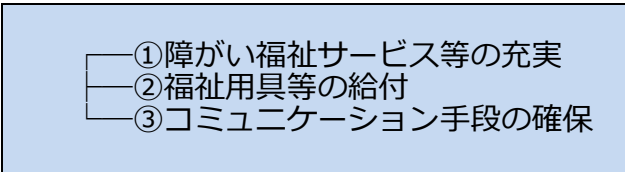
介助を受けている人が困っていることとして最も多かったのが「とくにない」で、次に「介助や支援にかかる金銭的な負担」、「障がい福祉サービスの種類や支給量が少ない」と続いています。

自立生活を行う上で、金銭的な負担が大きいことがアンケートからも確認できました。また、現在は特に困りごとはないが、「親亡き後の生活が不安」といった意見も複数ありました。

経済的負担の軽減につながるよう、障がい者医療費助成制度や特別障害者手当などについて引き続き周知を行うとともに、障がい者の個々の状況に応じて適切な支援が行えるよう、障がい福祉サービスを利用している障がい者の相談窓口となる相談支援専門員等の支援力の向上も必要になると考えます。

当事者団体への調査では、介助を行う家族の高齢化が深刻な問題となっており、成年後見制度について積極的に利用を検討する声も挙がっています。

【施策体系】

- 
- ①障がい福祉サービス等の充実
 - ②福祉用具等の給付
 - ③コミュニケーション手段の確保

【施策の方向】

①障がい福祉サービス等の充実

- 障がい者が個々のライフスタイルや環境に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、法制度の改正を見極め、速やかに対応し、障がい福祉サービスの適切な提供に努めるとともに、女性、子ども及び高齢者など、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に配慮したきめ細かい支援に努めます。
- 適切な障がい福祉サービス等の確保が図られるよう、サービス提供事業者や津市地域自立支援協議会、津市基幹障がい者相談支援センター、津市地域障がい者相談支援センターなどとの情報共有や情報発信に努めます。
- 多様なニーズに対応した事業を実施する障がい福祉サービス提供事業所の充実を図るとともに、支援の質の向上につながるよう、支援会議等を通じてサービス提供内容や実施方法について関係機関と検討を行っていきます。
- 障がい者支援施設や精神科病院から地域生活への移行がスムーズに行えるよう、一般相談支援事業所等の実施する支援について、障がい者やその家族が利用に至るまでのサポート体制の構築に努めます。
- 感染症の拡大時をはじめ、地震等の災害発生時といった非常時において深刻な影響を受けやすい障がい者等に対して、国から示される感染拡大防止の取組やサービス提供の在り方等について、三重県と連携し情報提供を行うとともに、障がい福祉サービスの提供にあたっては、利用者である障がい者本人の自己決定を尊重するとともに、意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることのないよう、障がい福祉サービス提供事業者等と連携を図り、利用者に必要なサービスが提供できるよう努めます。
- ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族支援について、子ども等の負担軽減を図るため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と情報を共有し必

要な障がい福祉サービスの提供に努めます。

- 地域生活支援事業の移動支援事業及び日中一時支援事業について、個々の利用者の状況やニーズを考慮し、適切な支給に努めます。
- 障がい者の社会参加の促進と経済的支援を行うため、医療機関への通院等に要する交通費の一部助成を行います。また、視覚障がい者については、移動に要するタクシー乗車料金の一部助成を実施します。
- 地域で生活する障がい者の支援を進めるため、令和4年度において整備した地域生活支援拠点等の機能の拡充に努めます。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」等を踏まえ視覚障がい者の読書環境の整備に努めます。
- 強度行動障がい者及び重症心身障がい者の支援体制を構築するため、強度行動障がい者等に対する知識や経験のある支援員及び日中活動の場の確保を図るとともに、利用者数に応じたマンツーマン対応の支援体制に対し、国が定める報酬を補完する本市独自の特別加算を行い、強度行動障がい者等支援の充実を図ります。
- 障がい福祉サービスを提供する人材の確保に向け、サービス提供事業者に対し、三重県が実施する研修会等の情報提供に努めます。
- ごみ一時集積所へごみを排出することが困難な障がい者等を対象に、現在の大型ごみ出しの支援に加え、ごみの種別も含め、家庭ごみ排出の負担軽減に向けた支援の在り方について検討を行います。

②福祉用具等の給付

- 日常生活がより円滑に行えるよう、日常生活用具の給付については、利用者の利便性確保の観点に立って、品目や対象者、基準額など適宜実態に合った見直しを行い、適切な給付を行います。
- 身体障がい者等の失われた身体機能を補完・代替するために必要とされる補装具を適切に支給し、日常生活の支援を行います。

③コミュニケーション手段の確保

- 聴覚障がい、音声・言語機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通の円滑化を図るため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣を行うとともに、これらを担う人材の育成や確保など意思疎通支援の充実を図ります。
- 市役所等の窓口における申請等において、意思疎通を図ることに支障がある人に対して適切な支援が行えるよう、職員研修を実施し支援力の向上を図ります。

〔主な事業等〕

- ◇ 自立支援給付の支給
- ◇ 津市地域自立支援協議会の運営
- ◇ 地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具の給付、意思疎通支援、身体障害者等訪問入浴サービス、声の広報・点字広報の発行、視覚障害者自立歩行生活訓練）
- ◇ 障害者等交通サービス支援
- ◇ 視覚障害者タクシー料金助成
- ◇ 津市強度行動障害者等通所特別加算
- ◇ 地域生活支援拠点等の整備の拡充
- ◇ 大型家具等のごみ出し支援、分別区分の見直し
- ◇ 津市ごみ出しサポート収集事業（日常ごみの戸別収集）
- ◇ 重度障害者等紙おむつ等購入費助成
- ◇ 補装具費の支給
- ◇ 読み書き（代読・代筆）支援基礎講習会

2 自立できる機会づくり

障がい者がその適性と能力に応じて希望する就労の場に就くことができ、さらに、障がいの有無にかかわらず共に働ける社会をめざし、雇用促進に努めるとともに、地域生活を継続的に行うための居住の場の確保などに取り組みます。

〔展開する施策の方向〕

(1) 雇用・就業

- ①雇用の場の確保
- ②職業訓練、就労定着支援
- ③福祉的就労と多様な働き方の支援

(2) 住まい

- ①住まいの確保

(1)雇用・就業

〔現状と課題〕

令和4年12月に障害者の雇用の促進に関する法律（以下「障害者雇用促進法」といいます。）の改正が行われ、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることが明確化されるとともに、法定雇用率についても令和6年度から段階的に引き上げることとされました。

令和4年度の民間企業における法定雇用率は2.3%で、令和4年6月1日時点における津管内民間企業の雇用率は2.59%、三重県全体では2.42%となっています。雇用状況としては、津市内の従業員45.5人以上の民間企業232社のうち、法定雇用率を達成していない企業は93社で、全体に占める割合は40.1%です。

本市においては、平成30年8月に三重労働局との間で雇用対策協定を締結し、両者が相互に協力、連携し津市域における雇用対策の施策を総合的、効果的かつ一体的に進めることとしており、障がい者雇用に係る施策の推進に関しても、当該協定に基づき労働局の強力なバックアップの下、推進することが可能となっています。

しかし、障がい者雇用を行う事業者からは、障がい者を雇用しても短期間で離職し定着につながらないなどの点が課題との声もあがっており、障がい者の職場定着に向けては、個々の就業者に対応できる柔軟な雇用環境の確立と合わせ、職場内における障がいへの理解や相談できる環境をはじめとしたサポート体制の充実が必要です。また、国の障がい者雇用に係る支援制度について、企業に対しさらに周知、啓発を行っていく必要があります。

一方、地方公共団体の法定雇用率は2.6%となっており、令和5年6月1日時点における地方公共団体としての津市の法定雇用率は2.69%となっています。

なお、地方公共団体の障がい者雇用率についても令和6年度から段階的に3.0%に引き上げられることになっています。

本市における障がい者対象の事務職の正規職員採用試験については、令和元年度から精神障がい者や知的障がい者を含めたすべての障がい者を対象に試験を実施しています。また、精神障がい者や知的障がい者を含めたすべての障がい者がやりがいを持って無理なく働けるような雇用形態や職場環境などの仕組みづくりを進めてきました。

また、津市地域自立支援協議会に附属するしごとワーキンググループでは、津地域障がい者就業・生活支援センター「ふらっと」やハローワーク、市の関係部署・機関と共に、一般就労に向けた支援について重要な位置づけである就労移行支援事業所を紹介するリーフレットの作成を行うなど、協議・検討を行っています。

今後も、各企業に対して障がい者雇用に関する理解の促進に努めるとともに、就労につながった障がい者が継続して仕事に従事し、職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援の活用についても引き続き周知していく必要があります。また、就労に関する情報提供や就職に向けた準備支援を充実させるとともに、就労継続支援や就労移行支援などの就労系の障がい福祉サービスの利用を希望する方の状況について、支援者が共に整理・評価（アセスメント）することで、能力に見合った仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担う就労選択支援についても推進していきます。

民間企業における障がい者雇用の推移（実雇用率）

（単位：％）

	令和2年	令和3年	令和4年
津公共職業安定所管内	2.49	2.57	2.59
三重県	2.28	2.36	2.42
全 国	2.15	2.20	2.25

注) 各年6月1日現在

資料：三重労働局

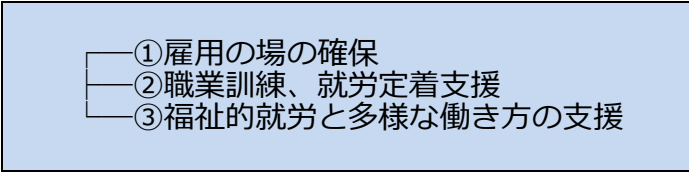
【アンケート・当事者団体への調査結果の整理】

アンケート調査では、障がい者の就労状況について、最も多かったのは「仕事はしていない」で、次に「会社員、店員、職員（常勤）」、「会社員、店員、職員（非常勤）」と続いています。

仕事はしていないと答えた方の理由として、「介助が必要であり働けない」が26.5%で最も多くなっており、次に「定年を過ぎ働く場がない」、「希望する働き場がない」となっており、定年延長による雇用の継続を望む意見や、障がい特性に応じて希望どおり働く場所少ないとの意見も複数ありました。

当事者団体への調査では、就労先で障がい特性に添った支援が受けられないとの意見が多数あり、障がい者雇用の理解の促進と長く続く雇用・支援を求める声がありました。

【施策体系】

- 
- ①雇用の場の確保
 - ②職業訓練、就労定着支援
 - ③福祉的就労と多様な働き方の支援

【施策の方向】

①雇用の場の確保

- ハローワーク津と本市が連携し、市内民間企業に対し、障がい者雇用の促進や雇用時における障がい者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務の啓発、障がい者雇用に関わる助成金や支援制度の周知を行います。
- 働きたいと希望する障がい者と、障がい者の雇用を促進する企業との、マッチングの場の提供に努めます。
- 本市職員の採用について、障害者活躍推進計画に基づき、計画期間内での法定雇用率の達成をめざし、すべての障がい者を対象とした採用試験を継続していくとともに、正規職員に限らず会計年度任用職員の募集についても進め、障がい者がそれぞれの特性に合わせてやりがいを持って無理なく働いてもらえるような働き方の仕組みづくりを進めていきます。これまで障がい者が配属されていない所属に対しても、個々の障がいの特性を丁寧に説明し、必要に応じてそれぞれに合った合理的な配慮を行い、新たな雇用の場の確保につなげていきます。

②職業訓練、就労定着支援

- ジョブコーチ支援制度や津地域障がい者就業・生活支援センター「ふらっと」の活用について周知を図り、企業における就労定着の促進に努めます。
- 障がい者の就労に関する意向の把握に努め、就労移行支援等に係る福祉サービス利用の促進を図り、一般就労への移行を進めます。また、一般就労への移行後において、就労に伴う生活面の課題に対応し、就労定着ができるよう就労定着支援サービスの周知を行うとともに、これを活用した支援を引き続き行います。
- 障がい者本人と支援側が就労に必要な配慮について、共に整理・評価（就労

アセスメント) することで適切な一般就労や就労系の障がい福祉サービスにつなげられるよう就労選択支援の活用を促進します。

- 障がい者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を強化し、個別の支援計画の策定やその活用を図ることを促進します。
- 障がい者雇用のきっかけを提供するとともに、障がい者が実践的な能力を取得し常用雇用に移行できるよう、事業主に対し、公共職業安定所等が実施している様々な雇用促進制度の活用を促します。

③福祉的就労と多様な働き方の支援

- 自立支援給付における就労継続支援について、利用意向の把握に努め、福祉的就労に係るサービスの利用促進を図ります。
- 障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃向上につながるよう、施設が実施する事業のPRなど、関係機関と連携して側面的な支援を進めます。
- 本市における障がい者就労施設等からの物品の購入、役務の受入れに努めます。
- 障がい者の農業分野での就労を通じて社会参加の推進及び生活の質の向上が期待される農福連携について、関係機関との連携を図り、雇用の創出に努めます。

〔主な事業等〕

- ◇ 障がい者雇用の重要性や雇用に際し活用できる支援制度の啓発を目的とした企業訪問
- ◇ 市内民間企業における障がい者雇用支援のための就職面接会、就職相談会
- ◇ 市職員への積極的な障がい者の採用
- ◇ 津市地域自立支援協議会（しごとワーキンググループ）の運営
- ◇ 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく物品・サービスの優先購入（調達）の推進

(2)住まい

〔現状と課題〕

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、暮らしやすく安全に配慮した住環境の整備が必要です。

福祉施設等の入所者や退院後の障がい者の地域生活への移行に向けて、また、単身での生活は不安があるため一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい障がい者が利用するグループホームは令和5年4月1日現在、サテライト型住居も含めて83施設（居住定員429人）が市内にあります。

近年、障がい者の重度化・高齢化等に伴い、日中にもおいても支援が受けられる「日中サービス支援型」のグループホームの制度が令和元年度に創設され、83施設のうち、3施設が日中サービス支援型のグループホームとして運営しています。

当該日中サービス支援型のグループホームの整備は重要であることから、施設整備に対する補助制度について周知を図り、支援する必要があります。

公共の住宅である市営住宅では、障がい者等の特に居住の安定の確保が必要な人に対して、入居申込時において優先入居者として配慮しています。

また、一部の市営住宅には、スロープや車いす対応の浴室を設けるなど、障がい者等に配慮した住宅を整備しています。このほか、既に入居している人でも中層階での居住が困難になってきた人については、部屋の空き状況に応じて低層階への入居替えを行っています。

〔アンケート・当事者団体への調査結果の整理〕

アンケート調査では、障がい者が望む今後の暮らし方は、「自立して暮らしたい」が29.7%で最も多く、次に「家族の手助けを受けながら暮らしたい」が22.4%、「障がい福祉サービス福祉サービスを利用しながら暮らしたい」が13.7%と続いています。

地域で生活を送るための資源として、グループホームの充実を求める声が複数ありました。また、自立して一人暮らしをしたい気持ちはあるが、緊急時の対応に不安があるため踏み出すことができないといった声もありました。

当事者団体への調査では、障がいの状態に応じた短時間雇用の就労先が見つかりにくいといった意見や、雇用先における障がい特性に応じた適切な支援を求める声がありました。

【施策体系】

——①住まいの確保

【施策の方向】

①住まいの確保

- 本市及び三重県グループホーム緊急整備事業の活用を図り、日中サービス支援型グループホーム等の整備を推進します。
- 市営住宅の入居申込時において、障がい者を優先入居者として配慮するとともに、障がい者等に配慮した住宅の維持管理に努め、低層階への入居替えを行うなど、引き続き市営住宅施策の継続的な実施に努めます。

【主な事業等】

- ◇ グループホーム緊急整備
- ◇ 市営住宅の優先入居

3 行動しやすい環境の整備

障がい者が安心して地域社会の中で暮らすことができるよう、建築物などの物理的な障壁はもとより、障がい者が特別な存在であるという意識上の障壁、さらには情報面での障壁など、すべての障壁を除去し、誰もが安全に生活することができる環境の整備に努めます。

〔展開する施策の方向〕

(1) 生活環境

- ①建築物等のバリアフリー化の推進
- ②防災対策の推進
- ③防犯対策の推進

(2) 啓発・広報

- ①啓発・広報活動の推進
- ②福祉に関する教育等の推進
- ③ボランティアの育成・活動支援

(1)生活環境

〔現状と課題〕

障がい者が安心して自立・共生できるまちをめざすには、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備が不可欠です。また、障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、災害情報の伝達や災害発生時における迅速な避難誘導、犯罪・事故などの発生防止対策など防災・防犯対策も重要です。

本市では、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（以下「ユニバーサルデザイン条例」といいます。）に基づき、障がい者等が該当施設を利用する際に、事前に施設のバリアフリー化がなされているかが把握できるよう、整備基準に適合した施設については、請求に応じ適合証を交付するとともに三重県ホームページでの公表も併せて行っています。民間事業者については、整備基準への認識がまだ不十分であり、特に個人事業者や小規模な施設の適合率が低い傾向にあります。公共施設の新築については、適合率が高いものの、既存施設を含めた増築・改修では、整備基準の改善が困難なケースがあり、適合に至らないことが課題となっています。

バス交通事業者においては、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、順次ノンステップバスやワンステップバス等の低床車両の導入が進められています。本市のコミュニティバスについても、平成 24 年度に久居地域、平成 26 年度に安濃地域、令和元年度に河芸地域においてノンステップバスを導入したほか、平成 29 年度に河芸地域において車いすでの利用に配慮したリフト付きのバリアフリー車両を導入しました。

一方、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護し、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため「津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、自治会、自主防災組織、消防機関、民生委員・児童委員、津市社会福祉協議会、警察署といった避難支援等関係者に当該名簿の提供を行うとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成についても取組を進め、平時からの避難支援体制の構築に努めています。また、地域での取組事例について収集し、「津市避難行動要支援者避難支援対策マニュアル」において紹介するなど、周知に努めるとともに、毎年、新たに避難行動要支援者名簿に登載される対象者に関係資料を送付する際、緊急告知ラジオの貸与について案内しています。

また、「津市避難所運営マニュアル策定の手引き」については、必要に応じた見直しを行い、地域における避難所運営体制の強化に努めています。

なお、本市においては、福祉避難所を常時介助が必要な人を対象に、協定を締結している民間の社会福祉施設が専門的に受入れを行う「指定福祉避難所」と、一部介助が必要な人を対象に、公共施設を利用し、段ボール等を用いたパーテーション等で間仕切りをした避難スペースや個室において、資格を有した専門職員の派遣による支援の下、受入れを行う「拠点福祉避難所」の二つの種類に区分しています。

拠点福祉避難所については、津市社会福祉事業団及び津市社会福祉協議会と人的派遣の協定を締結し、平成 30 年 10 月 1 日から、垂水地内 3 か所の福祉施設の種別に応じて、たるみ子育て交流館では主に妊娠中の人を、たるみ作業所では主に障がいのある人を、たるみ老人福祉センターでは主に高齢者を受入れの対象として運用を開始しました。

防犯対策については、「防犯みえ」や「交番だより」等の回覧物や消費生活センターによる出前講座等により、犯罪情報等を地域に提供することで、防犯意識の高揚に努めています。また、自治会等による防犯灯や防犯カメラの設置に

対する補助金制度や市による集落間防犯灯の設置等により、犯罪の抑止効果を高め、地域の防犯意識を高めています。

【アンケート・当事者団体への調査結果の整理】

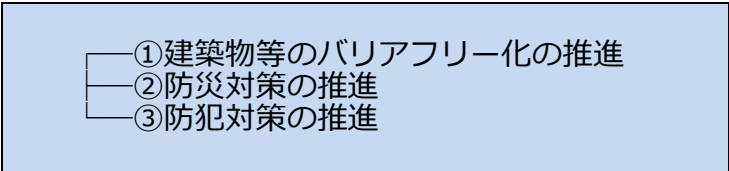
アンケート調査では、災害時に一人で避難できないと回答した人は 31.9% みました。

一人で避難できない理由として最も多かったのは「介助者の手助けが必要」で、次に「緊急時という判断がつかない」、「避難場所がわからない」と続いています。これらのことから、避難場所の周知をしていくことや避難行動要支援者に対する地域における共助等の支援体制の確立が求められます。

また、災害が発生したときに何が不安かについて、最も多かったのは「身体的に長期の避難所生活に耐えられるか不安」で、次に「精神的に大勢の人の中で避難所生活をするのが不安」、「障がい者（児）や高齢者に配慮した避難場所がない」と続いており、避難所における生活に対する不安がみられます。

当事者団体への調査では、災害時において障がい特性を理解し対応してもらえる人材の育成や確保を望む意見や、視覚障がい者や聴覚障がい者に対する避難誘導の方法など、障がい者向けの防災訓練の実施を求める声がありました。

【施策体系】

- 
- ①建築物等のバリアフリー化の推進
 - ②防災対策の推進
 - ③防犯対策の推進

【施策の方向】

① 建築物等のバリアフリー化の推進

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）及びユニバーサルデザイン条例に基づき、公共施設や民間施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。特に、ユニバーサルデザイン条例における適合率の低い小規模な民間建築物の指導に努めます。
- 第2次津市地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通に係る車両のバリア

フリー化及びバス停における待合環境の整備のほか、鉄道駅においても、駅のバリアフリー化をはじめとした待合環境の整備に努めます。

- 道路の安全性と利便性の向上を図るため、道路構造物を施工する際にバリアフリー化を念頭に置いた処置の実施や、歩道付道路の新設を進め、安全な道路空間の整備に努めます。
- 公立の小中学校施設におけるバリアフリー化として、エレベーターの設置を推進します。

②防災対策の推進

- 要配慮者に対する支援方法等について学習会の依頼があった際には、今後も継続して職員を派遣し、地域において要配慮者への支援が深まるよう取組を進めます。
- 避難行動要支援者名簿の作成・提供を行い、避難支援体制の構築に努めます。
- 避難行動要支援者名簿の提供とともに個別避難計画の推進を図り、避難行動要支援者と避難支援等関係者の相互協力による支援内容の検討、訓練を実施し、迅速な避難の確保に努めます。
- 避難行動要支援者に対する災害情報伝達手段として緊急告知ラジオを貸与します。
- 必要に応じ、「津市避難所運営マニュアル策定の手引き」を見直し、地域への周知に努めます。
- 避難所運営委員会の設置数を増加させ、ボランティアの協力も得ながら、避難所運営体制の強化に努めるよう検討します。
- 障がい者の特性等を考慮し、通所サービスを提供している施設についても福祉避難所として拡充を図るなど、福祉避難所の協定締結をさらに進めます。
- 指定福祉避難所について、避難者の移送や受入方法について、施設管理者との連携も含めた協議を進め、対象となる要配慮者が安全に避難できる体制づくりに努めます。
- 拠点福祉避難所について、今後も総合支所を単位として各地域に一か所程度の整備を進めていきます。

③防犯対策の推進

- 障がい者が犯罪被害者にならないよう、自治会等が行っている青色回転灯パトロール隊等の防犯活動のサポートを行うとともに、防犯灯や防犯カメラの設置を推進することにより、犯罪の抑止効果や地域の防犯意識を高めます。

【主な事業等】

- ◇ユニバーサルデザイン条例に基づく建築物の整備に係る事前協議、通知、完了検査及び適合証交付
- ◇歩道の段差解消
- ◇歩道付道路の新設
- ◇障がい者用駐車スペースの新設
- ◇災害時における要配慮者をテーマにした防災学習会
- ◇避難行動要支援者に対する緊急告知ラジオの貸与
- ◇防災備蓄品の計画的な配備
- ◇防犯協会等から地域への犯罪情報の提供、「防犯みえ」、「交番だより」などの回覧
- ◇防犯灯及び防犯カメラの設置の推進（防犯カメラ設置補助金制度）

(2)啓発・広報

〔現状と課題〕

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものとする「社会モデル」を踏まえつつ、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支え合う「心のバリアフリー」の取組を推進していく必要があります。

本市では、市民や市職員が、障がいに対する理解を深めるとともに障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮に取り組むことができるよう、障害者差別解消法をテーマとした人権講演会や市民人権講座、職員研修などを実施しています。また、PTA人権研修会や地域ネットワーク人権研修会等の保護者や地域住民を対象とした人権出前講座や人権教育講演会において、共生社会推進に向けたテーマの研修を取り入れるとともに、広報紙などを通して障がいに関する広報活動を行い、障がい者問題への理解と共生社会実現に向けた意識向上を図ってきました。

学校教育においては、障がい者への理解と共生社会実現に向けた共生社会の担い手を育むため、総合的な学習の時間等を活用するなどして、体験的な学習を行っています。障がいに関する理解は、深まりつつありますが、新学習指導要領で求められている、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習の場が「児童が障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場」であることから、一層の充実を図るとともに引き続き、障がいや障がい者理解を深め、共生社会実現に向けた取組を進める必要があります。

また、県立特別支援学校との交流活動（学校間交流又は居住地校交流）を実施している学校もあります。教職員に向けては、障がいに関する理解を深める研修を実施しています。

障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加することができるよう、医療、福祉、労働等との連携をより一層図るとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、同世代の子ども等との交流を大切にし、子どもたちが共に学び合う

中で、共生社会の担い手となる基礎を育んでいくことなどが重要です。

今後も、地域における共生を実現していくためには、広く市民に障がいや障がい者に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発及び教育を行うとともに、ボランティアの実践活動を通して、市民一人ひとりに積極的に働きかけることが必要です。

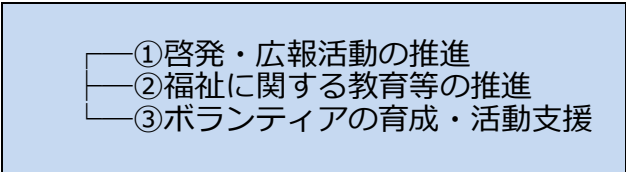
【アンケート・当事者団体への調査結果の整理】

アンケート調査で、「障害者差別解消法」及び「合理的配慮」の用語の認識について確認したところ、障害者差別解消法は65.0%の人が、また、合理的配慮は53.6%の人が「知らない」、「言葉を聞いたことがない」という結果でした。

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け引き続き広報などにより周知していく必要があります。

当事者団体への調査では、障がい者に対する理解は進んでいるが、共生社会をめざす上で、障がいに対する偏見を取り除くためには、個々の障がい特性の理解が必要との声がありました。

【施策体系】

- 
- ①啓発・広報活動の推進
 - ②福祉に関する教育等の推進
 - ③ボランティアの育成・活動支援

【施策の方向】

①啓発・広報活動の推進

- 障害者差別解消法の一層の浸透に向けた啓発・広報に努め、合理的配慮の事例の情報収集や情報提供を行うとともに、障がいや障がい者に対する知識・理解の向上及び周知を図っていきます。
- 共生社会の実現に向けて、各地域の教育集会所等において人権学習会や人権教育講演会を実施するとともに、広報紙の内容をさらに工夫し、市民の関心を高め、啓発をさらに進めていきます。
- 交流及び共同学習の場が「児童が障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていく

ことの大切さを学ぶ場」であることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びについて検討した上で、特別支援学校や三重県教育委員会との連携を深めながら、効果的な居住地校交流を推進していきます。

- 市民人権講座や人権講演会の開催、広報津への障がいに関わる記事の掲載などを通じて、障がい者の人権や障害者差別解消法に対する知識・理解の向上及び周知を図っていきます。

②福祉に関する教育等の推進

- 各学校において、総合的な学習の時間や道徳の時間などを活用して、読み物教材を用いての学習や体験的な学習を進め、共生社会の担い手を育むため、障がい者理解がさらに深まる教育を推進していきます。
- 障がい者の人権に関わる学習をはじめ、様々な人権問題に関わる学習が、各学校で推進されるよう、引き続き人権学習推進事業を継続するとともに、学習を推進する要である教職員の意識を高め、理解を深めるために、教職員が学ぶことのできる機会を提供していきます。
- 津市版「特別支援教育ハンドブック」や「授業改善マニュアル（実践編）」の活用について、校内研修等の場で周知を図ります。

③ボランティアの育成・活動支援

- 津市社会福祉協議会の行うボランティアセンターの運営を支援し、地域福祉事業と連動したボランティアの育成やコーディネートを行うことで、新たなボランティア活動者の増加をめざします。
- ボランティア活動やボランティアセンターについての情報提供や啓発に努めます。
- 企業の社会的責任（CSR）や持続可能な開発目標（SDGs）に対する社会的背景を踏まえ、企業との連携を推進していきます。
- 自然災害等、有事の際に災害ボランティアセンターを円滑に運営していくための基盤を津市や関係団体と連携して整備していきます。
- ボランティア活動など社会体験の場を提供することを通じて、児童生徒の障がい福祉への理解とボランティア意識の高揚を図るために、津市社会福祉協

議会が実施している福祉協力校推進事業を支援します。

- 手話講座、点字点訳講座を通じ、障がいや障がい者に対する知識・理解の向上を図るとともに新たなボランティア活動者の増加をめざします。

【主な事業等】

- ◇ 市職員の障害者差別解消法に係る研修
- ◇ 人権教育講演会
- ◇ 人権出前講座
- ◇ 市民人権講座
- ◇ 人権に対する相談窓口
- ◇ 市職員人権研修
- ◇ 人権学習の推進
- ◇ 教職員研修会
- ◇ ボランティアセンターの運営
- ◇ ボランティア交流会
- ◇ ボランティア講座
- ◇ 災害ボランティア関連事業
- ◇ 福祉協力校推進事業
- ◇ 福祉出前講座
- ◇ 手話講座、点字点訳講座等公民館事業
- ◇ 広報津掲載記事「シリーズ人権」

4 生きがいの持てる機会づくり

障がい者が生きがいを持って地域社会の中で暮らせるよう、一人ひとりが自分を表現する多様な交流・活動の機会を創出するとともに、障がい者自らが主体的に取り組むスポーツ・文化・レクリエーションなどの活動を振興します。

〔展開する施策の方向〕

(1) 交流活動

① 交流機会の充実

(2) 余暇活動

① 余暇活動の振興

(1) 交流活動

〔現状と課題〕

市民が、障がいの特性や障がい者について正しく認識し理解するとともに、その理解を一層深めるためには、障がい者と相互にふれあい交流することが最も効果的です。

本市では、障がい者の通所施設において作られた商品を、障がい者自らが対面で販売することにより、来庁者と交流する機会を設けるとともに、障がい者への理解につながるよう、庁舎ロビーにおける物品販売「津マルシェ」の実施に対する支援を行っています。

また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が平成 30 年 6 月に施行され、障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するため、文化芸術活動の普及を図ることが求められています。障がい者が文化芸術活動に参加しやすい環境や作品などの発表の場の確保について、行政が協力して取り組んでいく必要があります。

今後も、多くの市民と障がい者がふれあい、交流できる機会・場の充実を図り、市民の障がいに対する理解が一層深まるよう取り組み、障がい福祉活動への参加の増加をめざす必要があります。

【アンケート・当事者団体への調査結果の整理】

アンケート調査では、最近（調査基準日から過去3か月程度）どのような活動をしていたか聞いたところ、最も多かったのは「買い物」で、次に「とくになにもしていない」となっています。

「特に何もしていない」については、障がい種別での大きな傾向差はなく、引きこもりを予防するためにも様々な交流活動への呼びかけが必要となってきます。

当事者団体への調査では、会員同士の交流活動以外に、障がいのない人や団体会員ではない障がい者を含めた交流活動が必要であると意見が出されています。なお、会員の高齢化も進み、若年層の会員不足により団体の存続危機を訴える団体もありました。

【施策体系】

——①交流機会の充実

【施策の方向】

①交流機会の充実

- 地域社会における障がい者への理解を深めるため、公共施設などを活用した福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の場の提供に努めます。
- 障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活と社会を豊かにするとともに、障がいへの理解と認識を深め、自立と社会参加に向け文化芸術活動への参加しやすい環境の整備、イベントの開催や参加促進などの取組を進めます。
- 障がい者の社会参加を促進するため、障がい関係団体等が主催するイベント等への参加について、車両移送型の移動支援を実施します。

【主な事業等】

- ◇ 障がい者と障がいのない人が交流できる事業
- ◇ 津マルシェの開催支援
- ◇ 車両移送型移動支援
- ◇ 障がい者の文化芸術活動への支援

(2)余暇活動

〔現状と課題〕

スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の社会参加を促進し、生活の質を向上させる上で重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進や余暇の充実につながるものです。

スポーツ施設の整備について、平成 29 年度に供用開始した産業・スポーツセンター（サオリーナ、三重武道館、メッセウイング・みえ）を、バリアフリー法やユニバーサルデザイン条例に適合した誰もが利用しやすい施設として整備を行いました。

既存の運動施設においては、バリアフリー法やユニバーサルデザイン条例に適合していない施設もあったことから、三重とこわか国体・三重とこわか大会において会場となる予定であった久居体育館、芸濃総合文化センター内アリーナ、安濃中央総合公園内体育館、一志体育館については適合する施設として整備を行いました。

また、令和 3 年 5 月に供用開始した津市民テニスコートについてもバリアフリー法等に配慮した誰もが利用しやすい施設として整備を行いました。

令和 4 年 12 月には本市のスポーツ施設の在り方及び施設整備の方向性を示す「津市スポーツ施設整備計画」を策定し、今後は同計画に基づき、施設の機能向上や改修の実施にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。

さらに、市内運動施設の使用料については、個人使用については手帳保持者（介助者を含みます。）を半額免除、専用使用については津市障がい者団体連絡協議会が主催又は一部経費を負担して行う共催事業を全額免除、津市障がい者団体連絡協議会加盟団体の主催事業を半額免除とし、障がい者が積極的に運動施設を利用できるよう、施設側の受入態勢の充実に努め、活動の支援を行っています。

文化芸術施設においては、津市久居アルスプラザが、障がい者団体等からの意見を聴取しながらバリアフリー法やユニバーサルデザイン条例に適合した、より多くの人々にとって利用しやすい施設として、令和 2 年 10 月にグランドオープンしました。今後より多くの人々に満足いただける施設とするためには、ハード面だけではなくソフト面の取組も重要であり、施設管理者や施設利用者などが、障がいによって受ける社会的障壁が異なることや必要なサービスが異

なることを十分に理解することが重要です。

また、公民館施設においては、令和元年度に整備が完了した一身田公民館が、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設となるよう、スロープ等を設置しました。今後も、新たな施設や既存施設においてもバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備に努める必要があります。

【アンケート・当事者団体への調査結果の整理】

アンケート調査では、余暇活動の充実に向けてどのような活動をしてみたいか聞いたところ、最も多かったのは「旅行」で、次に「買い物」、「趣味などのサークル活動」と続いています。

障がい者本人と介助者が共に参加でき、お互いに気分転換が図られるようなイベントがあれば参加したいといった意見もありました。

当事者団体への調査では、余暇活動や社会参加をするための支援として、移動支援の充実を求める声がありました。

【施策体系】

——①余暇活動の振興

【施策の方向】

① 余暇活動の振興

- パラスポーツの普及に伴い、運動施設におけるユニバーサルデザインの推進に取り組み、障がい者等の余暇活動の充実につなげます。
- 障がいの有無に関係なく、より多くの人々が文化芸術に触れられるようバリアフリーやユニバーサルデザインにも配慮した文化振興事業を実施します。
- 公民館講座募集案内等により、今後も障がい者の公民館講座への積極的な参加を促します。
- 聴覚や言語に障がいのある人も公民館講座を受講できるよう、今後も手話通訳者又は要約筆記者を積極的に派遣します。

【主な事業等】

- ◇ 障がいの有無に関係のない文化芸術活動に参加しやすい環境づくり
- ◇ 公民館講座の実施

5 一貫して切れ目ない支援の充実

障がい者一人ひとりの成長や状態の変化に応じながら、その人に合った支援を行うため、保健・医療・福祉や教育など各分野における情報の提供と支援の充実を図り、さらに、関係機関相互の連携によって、一貫した切れ目ない相談・支援体制づくりを進めます。

〔展開する施策の方向〕

(1) 保健・医療

- ①障がいの予防・早期発見
- ②心の健康づくり
- ③保健・医療体制の充実

(2) 教育・育成

- ①特別支援教育等の推進
- ②療育の充実

(3) 相談・支援

- ①情報提供の充実
- ②相談・支援体制づくり
- ③生活保障の実施
- ④権利擁護の推進

(1)保健・医療

〔現状と課題〕

発達障がいをできる限り早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、子どもの発達を多様な角度から確認できる乳幼児健康診査をすべての対象児が受診できるよう、赤ちゃん訪問などの機会に勧奨を実施しています。健康診査で、発達に心配があるなど経過の観察が必要な幼児については、保護者へ健康相談やフォロー教室の案内をし、育児支援を行っています。未熟児については、医療機関や保護者からの情報や届出をもとに訪問し、関係機関と連携しながら適切な支援を実施しています。未熟児は、出生後から医療的ケアの必要な子どもがあり、また育児への不安が高まることから、早期に把握できるように、

医療機関との連携が求められます。また、発達支援が必要な子どもや医療的ケアが必要な子どもが増加しているため、早期発見、早期治療に努めるなど支援体制の整備を図る必要があります。

また、保健師、栄養士による定期の健康相談・栄養相談、精神科医による「こころの健康相談」を保健センターで実施するとともに、電話、窓口相談は保健師等が随時対応しています。

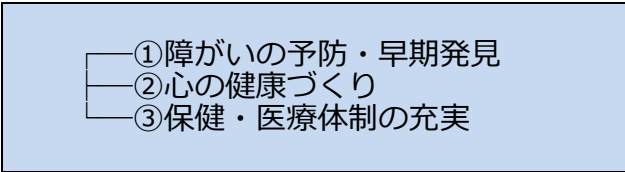
精神保健福祉手帳の所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者数の推移からも確認できますが、精神に障がいをもつ人の数は増加傾向にあり、特にうつ病など気分障害の患者数が増えており、労働環境の変化や生活不安などのストレスの増加が原因と考えられるとされています。精神障がい者が地域で生活できるよう正しい理解を促進するとともに、精神科のデイケアサービスの内容の充実や、多職種によるアウトリーチ（訪問支援・在宅医療）の充実が必要です。

また、入院中の精神障がい者の早期退院や地域への円滑な移行・定着が進むよう、障がい福祉サービスの体験利用や体験宿泊のサポートなどを行う地域移行支援や、移行後において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し緊急時には必要な支援を行う地域定着支援など、退院前後の支援も重要になります。

精神障がい者が地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者やその家族と保健、医療、福祉等の関係者の協議の場として精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

障がい者に対する保健・医療体制の充実、自立した生活を送る上で非常に大切です。このため、在宅においても適切な保健医療サービスが受けられるよう、訪問看護や訪問診療の活用、また、自立支援医療制度の周知を行っていく必要があります。

〔施策体系〕

- 
- ①障がいの予防・早期発見
 - ②心の健康づくり
 - ③保健・医療体制の充実

【施策の方向】

① 障がいの予防・早期発見

- 生活習慣病の予防と早期発見のため、特定健康診査や各種がん検診等を実施するとともに、遠隔保健指導（ICT）を含む保健指導や受診勧奨に努めます。
- 発達の遅れや障がいが疑われる乳幼児の早期発見と早期療育、保護者への支援につなげる機会として、乳幼児健康診査事業を推進するとともに、相談や教室等による継続的な支援を行います。未熟児等については、保健師等が家庭を訪問するなど、適切な支援を行います。
- 赤ちゃん訪問の機会などに乳幼児健康診査の受診の勧奨を行います。
- 発達に対し支援が必要な子どもや医療的ケアの必要な子どもに、きめ細やかな相談を実施し、関係機関と連携し支援体制を構築するなど継続的な支援を実施します。
- 健康教育や健康相談を実施し、生活習慣病の予防に関する意識啓発を図ります。

②心の健康づくり

- 気軽に心の健康について相談できるよう、精神科医による「こころの健康相談」を実施するとともに、窓口や電話によるこころの相談についても、保健師等が対応し必要な支援につなげます。また、こころの健康相談について、必要な人が利用できるよう啓発に努めます。
- 在宅の精神障がい者や退院後の精神障がい者の地域生活を支援するため、保健所、医療機関、計画相談支援事業所、津市基幹障がい者相談支援センター、津市地域障がい者相談支援センター等の関係機関と連携し、社会参加・社会復帰の推進に努めます。

③保健・医療体制の充実

- 自立した日常生活及び社会生活を営む上で必要な医療が受けられるよう、障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度の周知に努めます。

- 聴覚障がい、音声・言語機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人が簡単に消防へ緊急通報が行える「緊急通報システム NET119」の周知に努めます。

【主な事業等】

- ◇ 特定健康診査・特定保健指導
- ◇ 各種がん検診
- ◇ 赤ちゃん訪問（未熟児訪問）
- ◇ 健康診査、健康相談（乳幼児、妊産婦、成人等）
- ◇ 訪問指導、健康教育（乳幼児、妊産婦、成人等）
- ◇ こころの健康相談窓口の啓発
- ◇ 自立支援医療制度の周知
- ◇ 緊急通報システム NET119 の周知

(2)教育・育成

〔現状と課題〕

支援を必要とする子どもは年々増加しており、引き続き、発達障がいも含めた障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの主体性を尊重した支援体制の整備をすべての保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校等において進めるとともに、障がいの特性や成長段階に応じた適切な保育・教育が受けられる環境整備を進めていく必要があります。

障がいのある幼児・児童・生徒の教育の充実に向けて、特別支援教育コーディネーター研修会や特別支援教育に関する教職員研修会を開催し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の趣旨や活用方法等を説明し、校内の共通理解の下、その有効活用に取り組んでいます。また、特別な支援が必要な子どもが在籍する幼稚園や小中学校等に、令和4年度には188名の特別支援教育支援員を配置しています。さらに、支援要請があった幼稚園及び小中学校等に、学校サポートセンターから学校サポーターを、教育委員会事務局から指導主事や発達障がい支援アドバイザーを派遣し、場合によっては、三重県立特別支援学校の「センター的機能」を活用するなど、支援に努めています。

多様な教育的ニーズに対応できるよう校（園）内委員会等の適切な運用や特別支援教育コーディネーターの活用等、園や学校全体での組織的な対応のより一層の充実に向け、令和2年度より特別支援教育指導者育成研修を実施しています。令和4年度からは特別支援教育指導者育成研修の修了者を対象とした「フォローアップシステム」を実施し、校内体制の中心を担う特別支援教育コーディネーターや、より専門的な特別支援教育の視点をもった教員の育成を進めるとともに、三重県教育委員会及び三重大学と連携した研修（連続講座）に参加し特別支援教育の中心的な役割を担う人材の育成を行っています。

また、学校教育の場において医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しており、令和4年度においては、看護師免許を有する特別支援教育支援員を7名配置しています。

発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもが増加し、一人ひとりの教育的ニーズが多様化する中、障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることができるインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備の推進が求められており、適切な指導や支援につなげる取組

を進める必要があります。

なお、通常の学級に在籍している学習上又は生活上に困難を有する子どもに対しては、一人ひとりの障がいの状態に応じて個別に自立活動の指導を行う通級指導教室における指導のより一層の充実を図るため、令和3年度からは、通級指導担当者が該当児童の在籍する学校へ訪問し、指導を行う「移動通級指導教室」も1教室設置しています。

保育所、認定こども園においては、保育士・保育教諭の追加配置や医療的ケアを必要とする子どもに対する看護師の確保など、保育士・保育教諭も含めた人材の確保が難しく大きな課題となっていますが、いろいろな特性のある子どもが、園生活を安定して過ごすために、十分な配置ができるよう努めるとともに、一人ひとりにあった支援が行えるよう、保育士・保育教諭・特別支援教育支援員の研修の充実を図り、外部の講師を招いた研修や、保育士・保育教諭・特別支援教育支援員が相談できる場を作っています。

障がいのある児童を対象に、日常生活や集団生活のために必要な訓練を行い、発達や自立を支援する児童発達支援（就学前）、放課後等デイサービス（就学後）などがあり、利用を希望する児童の増加に伴いサービス提供事業所も年々増加しています。引き続きサービス提供事業所と保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校等、特別支援学校との情報共有を図りながら、利用者が適切な支援を受けられるよう、サービス提供事業所の質の向上が求められています。

児童発達支援センター「つうぽっぽ」では、保育士、児童指導員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、保健師、看護師が肢体不自由児及び発達に心配のある子どもに対しての支援や保育所等訪問支援を行うとともに、相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成を行っています。

また、福祉、教育部門の子どもに関わる部署において連携や情報共有を密接に行い、必要に応じてこども総合支援会議を開催して途切れない支援に努めています。

小学校 特別支援学級数、在籍児童数の推移

(単位：学級・人)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
知的障がい	学級数	56	58	65	68	73
	児童数	290	314	350	379	418
自閉症・ 情緒障がい	学級数	76	74	78	77	76
	児童数	417	436	428	428	433
肢体不自由	学級数	11	10	10	11	14
	児童数	18	13	12	12	17
合 計	学級数	143	142	153	156	163
	児童数	725	763	790	819	868

注) 各年5月1日現在

資料：津市教育委員会

中学校 特別支援学級数、在籍生徒数の推移

(単位：学級・人)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
知的障がい	学級数	21	23	27	27	27
	生徒数	97	105	132	143	153
自閉症・ 情緒障がい	学級数	23	23	29	32	37
	生徒数	104	121	146	179	195
肢体不自由	学級数	0	2	5	5	5
	生徒数	0	3	7	9	5
合 計	学級数	44	48	61	64	69
	生徒数	201	229	289	331	353

注) 各年5月1日現在

資料：津市教育委員会

通級による指導を受けている児童生徒数

(単位：教室・人)

	小 学 校		中 学 校		合 計	
	教室数	児童数	教室数	生徒数	教室数	児童生徒数
言語障がい	6	29	0	0	6	29
聴覚障がい	0	0	0	0	0	0
弱視	0	0	0	0	0	0
発達障がい	6	66	1	13	7	79
計	12	95	1	13	13	108

注) 令和5年5月1日現在

資料：津市教育委員会

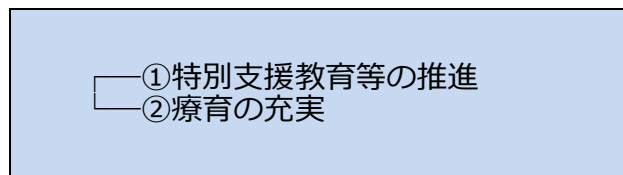
【アンケート・当事者団体への調査結果の整理】

アンケート調査（障がい児）では、就学するにあたりどの学校・学級で教育を受けることを希望しているかについて最も多かったのは「特別支援学級」で、次に「特別支援学校」、「通常(普通)学級」と続いています。

支援員の増員をはじめ、発達障がいの子どもが地域の学校に無理なく通えるサポート体制を望む意見や、医療的ケアを必要とする子どもに対する教育の充実をして欲しいといった意見がありました。

当事者団体への調査では、利用者が増加している放課後等デイサービスの複数事業所の利用について、変化に敏感な子どもたちが安心して利用できる配慮が必要といった意見がありました。

【施策体系】



【施策の方向】

① 特別支援教育等の推進

- 就学前相談の充実に向けた関係機関との連携強化を図るとともに、「はっぴいのーと」の普及促進に努めます。
- 中学校区における途切れのない特別支援教育をめざし、特別な支援を必要とする子どもに対して、個別の教育支援計画や個別の指導計画及び「はっぴいのーと」を積極的に活用し、必要に応じて医療機関や福祉部局等の関係機関とも連携しながら、一人ひとりの障がいの状態に応じた適切な指導・支援を行います。
- 各中学校区における相談体制の構築を推進します。
- 一人ひとりのニーズに対する学校全体での組織的な対応や児童生徒理解の一層の推進と指導のさらなる充実など、教員の資質向上を図るため、本市における特別支援教育の中核を担う人材を育成するための連続講座を実施します。
- 特別な支援を必要とする小学校1年生児童を対象に、就学後の学校生活が円

滑に送れるよう、指導主事や学校サポーターを派遣し、授業等の学校生活の様子から、必要に応じて適切な支援方法についてアドバイスを行う「スタートアップ支援」に取り組みます（令和4年度から実施）。

- 特別な支援を必要とする子どもを含むすべての子どもに対してわかりやすい授業をめざすため、「津市版 特別支援教育ハンドブック（改訂版）」、「授業改善マニュアル（特別支援教育編）」等を活用し、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを進めるとともに、特別支援教育に係る教職員の資質向上に努めます。
- 特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任はもとより、通常の学級担任等を対象にした各種研修会の充実を図り、すべての教員が特別支援教育の視点を持った取組が進められるよう、特別支援教育に係る資質向上に努めます。
- 小・中学校の通級指導教室で学ぶ子どもたちが、より身近な場所で、障がいの特性に応じた学び方を身につけることができるよう、通級指導教室の配置及び通級指導教室担当教員の研修の充実を図るとともに、通常の学級の担任等が、そのスキルを身に付けるため、通級指導教室担当者と通常の学級の担任等の連携を深められるよう取組を進めます。
- 津市内にある県立特別支援学校等のセンター的機能を積極的に活用して各関係学校及び各関係機関等と連携するとともに、発達障がい支援アドバイザーを派遣するなど、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が行えるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 保育所、認定こども園での集団生活が可能な障がいのある子どもについて、その障がい特性に配慮した上で、他の子どもとのふれあいの中で情緒の安定を図り、心身の発達を支援していけるよう、保育士・保育教諭・特別支援教育支援員の研修や追加配置等を行うとともに、専門職による保育士・保育教諭・特別支援教育支援員に向けた発達の理解に関する指導相談を進めます。
- 医療的ケアを必要とする子どもや、様々な特性や課題を持つ子どもたちの支援に対応できるよう幅広い内容の研修会を開催し、保育士・保育教諭の知識の向上を図ります。

② 療育の充実

- 児童発達支援、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービスの適切な支給を行うとともに、サービス提供事業所と保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校、特別支援学校等との情報共有を図り、継続した支援に努めます。
- 児童発達支援センターの支援内容の一層の充実と支援者の能力向上に努めます。
- 児童発達支援センターとして地域における中核的な機能の充実に努めます。
- 「CLM と個別の指導計画」の導入及び定着に向けて継続して研修等を実施します。
- 発達支援に関わる保育士や保健師等の保育所、認定こども園、幼稚園等への巡回により適切な支援につながるように努めます。

〔主な事業等〕

- ◇ 生活支援ノート「はっぴいのーと」の普及
- ◇ 特別支援教育指導者育成研修
- ◇ 特別支援教育就学奨励制度の周知
- ◇ 通級指導教室充実事業
- ◇ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用
- ◇ 巡回相談員等の派遣
- ◇ 障がい児保育事業
- ◇ 専門職による保育士研修
- ◇ 専門職による園等の巡回
- ◇ 児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスの提供
- ◇ 児童発達支援センターの運営（児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援）
- ◇ CLM と個別の指導計画の推進と定着
- ◇ 発達支援事業（発達相談、巡回指導等）
- ◇ こども総合支援会議
- ◇ 加配保育士の配置

(3)相談・支援

〔現状と課題〕

障がい者の望む暮らしができるよう、障がい福祉サービスを利用している、又はこれから利用を考える障がい者及びその家族の相談窓口となる指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「計画相談支援事業者」といいます。）などによる、障がい者の自己決定を尊重した適切な意思決定支援の質の向上が重要になります。意思決定支援の質の向上に向け、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹障がい者相談支援センターによる定期的な計画相談支援事業者に対する専門的な指導や人材育成の研修を行い、個々の相談支援力の向上を図る必要があります。

このため、本市においては平成 31 年 4 月に相談支援に係る人材育成、権利擁護、虐待防止、専門相談、地域移行・地域定着などの業務を行う地域の中核的な拠点として「津市基幹障がい者相談支援センター」を設置し人材育成などの取組を進めています。同時に設置した「津市地域障がい者相談支援センター」においては障がい者の福祉に関して、障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行い障がい者の地域における自立に向けた取組を進めています。また、津市基幹障がい者相談支援センターには障がい者虐待通報の受理及び事実確認、関係機関への連絡及び市職員等との同行訪問などを行う「津市障がい者虐待防止センター」を設置し、市民をはじめ障がい福祉サービス事業者に対しても虐待防止の啓発に努めています。さらに、障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図る「津市障がい者差別相談窓口」を併設し相談対応を充実させるとともに、子どもに関わる部署との連携や情報共有を密にして、各ライフステージに対応した切れ目ない支援の充実に努めています。

また、発達支援に関わる保育士や保健師等が、保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校を巡回し、子どもたちの支援をする保育士、教諭等に対する助言を行うとともに、保護者との面談を行い、子どもの発達に関する不安の軽減を図っています。

障がいのある人が地域で豊かに安心して暮らしていけるよう、障害者総合支援法に基づき設置された津市地域自立支援協議会においては、地域の関係機関と定期的に協議を行い、情報や課題を共有し、連携・協働して支援する体制の構築に取り組んでいます。

また、障がい児の各ライフステージを通して、関係機関が正確な情報を共有することにより、切れ目ない一貫した支援が受けられるよう津市版生活支援ファイル「はっぴいのーと」の活用についても引き続き周知していきます。

権利擁護の推進にあたっては、知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対する成年後見制度の適切な利用を促進するため、引き続き必要となる費用について支援を行っていきます。

津市基幹障がい者相談支援センター及び津市地域障がい者相談支援センターの利用状況

(単位：件)

	令和4年度相談件数
津市基幹障がい者相談支援センター（専門相談）	3,850
津市地域障がい者相談支援センター	7,258

※平成31年4月から設置

資料：津市障がい福祉課

各種手当等の支給状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療費助成受給資格者数		8,514	8,485	8,382
特別児童扶養手当	1級	288	295	285
	2級	402	459	496
障害児福祉手当		179	180	179
特別障害者手当		306	299	322
津市心身障害児童福祉年金		263	265	259
津市重度心身障害者等介護手当		124	103	108
障害者等交通サービス支援事業		2,439	2,477	2,515
視覚障害者タクシー料金助成事業		41	41	43

資料：津市障がい福祉課

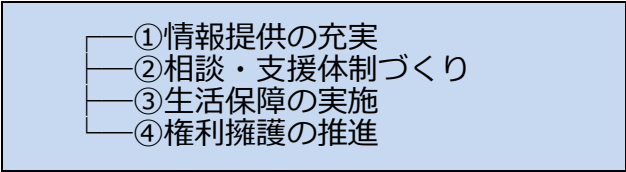
〔アンケート・当事者団体への調査結果の整理〕

アンケート調査では、相談支援を充実させるために必要なこととして最も多かったのは「身近な場所で相談ができる」で、次に「専門的な相談や助言ができる人材がいる」、「素早い対応をしてくれる」と続いています。また障がい児において最も多かったのは「専門的な相談や助言ができる人材がいる」で、次に「わかりやすい情報を提供してくれる」、「福祉・教育・就労などを総合的に相談できる」と続いています。

相談をする際には各関係機関が連携し窓口を一本化して、何度も同じ話をすることのないよう、総合的な相談窓口の設置を望む意見がありました。

当事者団体への調査では、書類作成の補助も含め1つの窓口で対応が完結する窓口の設置を望む声がありました。相談対応について、ペアレントメンターが不足しているため養成の場を求める声がありました。

〔施策体系〕

- 
- ①情報提供の充実
 - ②相談・支援体制づくり
 - ③生活保障の実施
 - ④権利擁護の推進

〔施策の方向〕

①情報提供の充実

- 障がい福祉サービスの周知を図るため、広報紙及びホームページを通じた情報発信を充実させていきます。
- 広報紙及びホームページに加え、障がい関係団体、民生委員・児童委員など関係団体と連携した情報提供に努めるとともに、関係行政機関が実施する障がい福祉施策に係る制度等について、説明会や対話の機会を設けることなどにより、障がい者に十分配慮した分かりやすい情報提供を進めます。
- 市及び市議会の広報紙などについては、視覚に重度の障がいがある人を対象に声の広報や点字広報を発行し、日常生活に必要な情報の提供に努めます。

- 市が発行する「障がい福祉のてびき」については、制度改正等に対応して随時改訂するなど内容の充実に努め、障がい者やその家族が利用できるサービス等についての情報提供に努めます。
- 情報・意思疎通支援用具などの日常生活用具の給付を実施するとともに、本市のケーブルテレビによる情報発信番組における字幕放送の実施など、身近に情報が受けられる機会の拡充に努めます。

②相談・支援体制づくり

- 相談支援体制の充実・強化を図るため、津市基幹障がい者相談支援センターにおいて、相談支援に係る人材育成を行うとともに、津市地域障がい者相談支援センターや身体・知的相談員などによる多様な支援体制づくりに努めます。
- 計画相談支援事業者などにより、一人ひとりの支援計画を作成し、必要な福祉サービスを総合的に利用できるよう、ケアマネジメント体制の充実に努めます。
- 相談支援の質の向上を図る観点から計画相談支援事業者などに対し、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の配置を働きかけます。
- 津市障がい者虐待防止センター及び津市障がい者差別相談窓口の機能の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、虐待防止や差別解消のネットワークを構築します。また、市民に対して障がい者虐待の防止、差別解消についての啓発を行います。
- 児童に対する切れ目ない一貫した支援を行うため、発達相談として専門職が保護者の思いに寄り添い、子どもの状況に応じた支援を考え保護者への助言を行います。
- 津市地域自立支援協議会の機能を強化し、情報の共有に努め、相談・支援体制の整備充実に努めます。
- ライフステージに応じた途切れのないより良い支援につながるよう、家族と支援者を結ぶための「はっぴいのーと」の普及、活用を図ります。
- 子どもの成長や発達に心配があるときなど、様々な困ったときに活用できる、相談先や支援機関を掲載した「つながるハンドブック」の周知を図ります。

③生活保障の実施

- 障がい者医療費助成、65歳以上障がい者医療費助成、精神障がい者医療費助成などの制度により引き続き経済的支援を行います。
- 自立支援給付（介護給付費、訓練等給付費、補装具費）、障害児通所支援に加え、本市が実施する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業、移動支援事業の利用者負担を合わせて基準額とし、毎月の利用者負担の軽減を行います。
- 医療機関への通院等に要する交通費の一部助成を行います。また、視覚障がい者については、移動に要するタクシー乗車料金の一部助成を実施します。
- 交通機関や公共施設における各種割引制度の設置・充実を促すことにより、障がい者の移動や施設の活用を促進します。

④権利擁護の推進

- 判断能力が十分でない人の権利を守るために、津市成年後見サポートセンターを活用し、成年後見制度の利用促進に取り組むとともに、同センターを母体に機能の充実を図り、関係機関と連携強化を図ることができるよう、ネットワークの体制づくりに取り組んでいきます。
- 障がい者の人権問題をテーマに市職員を対象とした人権研修を開催します。
- 障がい者やその関係者からの不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供などの相談に対応できるよう、職員に対して障害者差別解消法についての研修会や情報提供を行っていきます。

【主な事業等】

- ◇ 声の広報、点字広報の発行
- ◇ 障がい福祉のてびきの配布
- ◇ 津市基幹障がい者相談支援センター、津市地域障がい者相談支援センターの運営
- ◇ 津市障がい者虐待防止センターの運営
- ◇ 津市障がい者差別相談窓口の設置
- ◇ 発達支援事業（発達相談、巡回指導等）（再掲）
- ◇ 津市地域自立支援協議会の運営（再掲）
- ◇ 生活支援ノート「はっぴいのーと」の普及（再掲）
- ◇ 障がい者医療費助成
- ◇ 65歳以上障がい者医療費助成
- ◇ 精神障がい者医療費助成
- ◇ 成年後見制度利用支援
- ◇ 人権出前講座（再掲）
- ◇ 人権教育講演会（再掲）
- ◇ 人権に対する相談窓口（再掲）
- ◇ 教職員研修会（再掲）
- ◇ 市職員人権研修（再掲）
- ◇ 津市成年後見サポートセンターの運営

第4章 第7期津市障がい福祉計画

1 障がい福祉サービス等の実績と課題

(1)第6期計画における重点課題

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 第6期計画における見込量及び実績

項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
福祉施設入所者の 地域生活への移行者数	人/年	見込量	5	6	6
		実績	2	1	1
福祉施設入所者数	人/年	見込量	277	275	273
		実績	268	267	264

イ 現状

福祉施設入所者の地域生活への移行者数は、令和5年度末までにおいて17人を見込んでいましたが、令和3年度は2人、令和4年度は1人で、令和5年度においても1人を見込みますが、地域移行の難しさが映し出された結果となっています。

ウ 課題

福祉施設入所者は、入所が長期になると地域生活のイメージを持ちにくく、その家族も退所することが不安になります。

このため、入所時において当事者及び家族等支援者に対し、地域移行を見据えた入所であることを丁寧に説明するとともに、入所中に地域移行支援等のサービスを活用し、退所後の地域における生活のイメージづくりをする必要があります。

②地域生活支援拠点等有する機能の充実

ア 第6期計画における見込量及び実績

項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
地域生活支援拠点等の整備	か所/年	見込量		1	
		実績		1	

イ 現状

地域生活支援拠点等は、令和4年度において、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」の体制について整備を行いました。

なお、緊急時の受入対応が適切に行えるよう、対象者については登録制とし、受入先としては、身体、知的、精神障がいそれぞれの障がい特性に対応できる短期入所施設を確保しました。

ウ 課題

地域生活支援拠点等の整備は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的としています。

今後障がい者等にとって、より充実した整備となるよう、「体験の機会・場」、「専門人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」について、優先的に整備を進めていく拠点の機能について検討し対応していく必要があります。

③福祉施設から一般就労への移行等

ア 第6期計画における見込量及び実績

項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
福祉施設利用者の 一般就労への移行者数計	人/年	見込量	19	21	23
		実績	24	44	38
就労移行支援事業利用者の一 般就労への移行者数	人/年	見込量	9	10	11
		実績	15	21	20
就労継続支援A型利用者の一 般就労への移行者数	人/年	見込量	7	8	8
		実績	6	14	12
就労継続支援B型利用者の一 般就労への移行者数	人/年	見込量	3	3	4
		実績	3	9	6

イ 現状

福祉施設利用者の一般就労への移行者数は、令和3年度及び令和4年度ともに見込量を上回っており、就労移行が着実に進んでいます。

ウ 課題

就労移行支援事業の利用者の中には一般就労の経験者も多くいることから、再度移行した後に長く職場に定着できるよう、職場適応に関するきめ細やかな支援を行うジョブコーチ支援制度の活用や、就労定着支援事業の活用を周知し定着に向けた取組が重要です。

(2)障がい福祉サービス

①訪問系サービス

ア 第6期計画における見込量及び実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	時間/月	6,736	7,751	7,040	7,988	7,344	8,653
	人/月	421	445	440	479	459	509
	時間/人	16	17	16	17	16	17
重度訪問 介護	時間/月	7,200	7,710	7,680	8,083	8,160	9,090
	人/月	15	16	16	16	17	18
	時間/人	480	482	480	505	480	505
同行援護	時間/月	561	548	583	614	605	715
	人/月	51	51	53	61	55	65
	時間/人	11	11	11	10	11	11
行動援護	時間/月	10	0	10	0	10	0
	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間/人	10	0	10	0	10	0
重度障害者 等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/人	0	0	0	0	0	0

イ 現状

居宅介護は、利用者数及び利用時間ともに年々増加しています。

重度訪問介護は、重度の身体障がい者（肢体不自由）の利用が中心でしたが、自立に向けた重度の知的障がい者の利用も増えており、利用者数及び利用時間ともに増加しています。

同行援護は、サービスを提供する事業所数は横ばいでしたが、令和5年度において2事業所が増えており、利用者数も増加傾向にあります。

行動援護は、市内において、また、重度障害者等包括支援は県内においても事業所がなく、利用実績はありません。

ウ 課題

重度訪問介護の登録事業所は一定数ありますが、実際にサービスを提供している事業所は少ないことから、今後も増えると見込まれる利用者に対して、事業所を確保していくことが課題となっています。

②日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援

ア 第6期計画における見込量及び実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
生活介護	人日/月	13,243	13,353	13,433	13,619	13,623	14,044
	人/月	697	680	707	703	717	712
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	240	126	240	217	240	220
	人/月	15	7	15	13	15	12
自立訓練 (生活訓練) + 宿泊型自立 訓練	人日/月	620	627	660	659	700	688
	人/月	31	38	33	39	35	41
就労移行 支援	人日/月	560	657	640	634	720	677
	人/月	35	39	40	42	45	42
就労継続 支援A型	人日/月	4,080	4,445	4,140	4,546	4,200	4,959
	人/月	204	225	207	234	210	253
就労継続 支援B型	人日/月	11,186	11,733	11,679	12,453	12,155	13,392
	人/月	658	679	687	725	715	754
就労定着 支援	人日/月	41	18	44	24	50	29
	人/月	27	16	29	18	33	20

イ 現状

生活介護は、重度の支援が必要な人の利用や、年齢とともに就労継続支援 B 型事業所の利用が難しくなった人の利用に伴い利用者数、利用日数とも年々増加しています。

自立訓練（機能訓練）は、高次脳機能障害等でリハビリの必要な人が身体機能の維持・回復をめざす訓練として利用されることから見込量は下回っているものの、一定数の利用が確認できます。

自立訓練（生活訓練）及び宿泊型自立訓練は、見込量を上回る利用実績となっています。

就労移行支援は、支援内容の浸透に伴い利用者数、利用日数ともに年々増加しています。

就労継続支援 A 型は、最低賃金が確保されることから、経済的な自立に向け利用者数が増加しています。

就労継続支援 B 型は、事業所数が年々増加しており、就労継続支援 A 型での通所が難しい人の利用先として、利用者数、利用日数ともに年々増加しています。

就労定着支援は、就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人が就労の継続を図るために利用する支援で、利用者数からも、就労移行した人が増加していることがわかります。

ウ 課題

日中活動系サービスのすべてにおいて、利用者数が増加傾向にあります。障がい者が重度化・高齢化する中で、特に生活介護事業所の確保が必要となっています。

就労継続支援事業の利用者数が年々増加している中で、一般就労への移行をめざすサービスである同事業の利用者をどのように一般就労に移行できるかが課題となっています。また、移行後において離職せず長く就労を続けるためにも、企業や関係機関との連絡調整や生活面を含め、就労の課題解決に向けた支援を行う就労定着支援を効果的に活用していく必要があります。

療養介護

ア 第6期計画における見込量及び実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
療養介護	人/月	62	61	62	63	62	61

イ 現状

療養介護は、本市1か所を含め県内に3か所の事業所があり、利用者数はほぼ横ばいとなっています。

ウ 課題

療養介護は、医学的管理の下における介護や必要な医療を要する人に対するものであり、既にサービスを利用されている人の地域移行が難しく、待機者の受入れが進まないことが課題です。

短期入所

ア 第6期計画における見込量及び実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
短期入所 (福祉型)	人日/月	585	538	585	523	585	637
	人/月	87	68	87	69	87	85
短期入所 (医療型)	人日/月	42	20	42	52	42	68
	人/月	9	6	9	9	9	11

イ 現状

短期入所（福祉型）は、障がい者支援施設やグループホーム等における空床型や併設型がほとんどであり、新たな利用希望があっても利用できない状況がみられます。また、短期入所（医療型）についても、近年医療的ケアの必要な児童が増加しており、利用ニーズが高まっています。

ウ 課題

短期入所は、空床型や併設型の事業所が多くを占め、定期的な利用の高まりに伴い満床となることが多く、介護者の病気等による緊急時の受入れが困難な場合があります。特に医療的なケアの必要となる障がい児や強度行動障がい者など、特別な支援が必要な障がい者（児）の受入れが可能な事業所は限られるため、新たな事業所の確保が急がれます。

③居住系サービス

ア 第6期計画における見込量及び実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
共同生活 援助	人/月	269	271	279	296	289	315
施設入所 支援	人/月	277	283	275	280	273	276
自立生活 援助	人/月	4	4	4	3	4	3

※ 施設入所支援には三重県身体障害者総合福祉センターの利用者も含んでいます。

[共同生活援助のサービス種類別の状況]

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績 (見込み)
介護サービス包括型共同生活援助	人/月	254	279	286
外部サービス利用型共同生活援助	人/月	11	10	9
日中サービス支援型共同生活援助	人/月	6	7	20

イ 現状

共同生活援助（グループホーム）は、事業者の新規参入があるとともに、新たな体系の日中サービス支援型共同生活援助事業所の整備も増えてきており利用者数は年々増加しています。

施設入所支援は、利用者の高齢化に伴う介護保険施設への移行や地域移行などにより、利用者数は減少しているものの、入所施設の新設はできないことから、一定数の入所待機者が存在します。

自立生活援助は、事業者の参入が進んでおらず、利用者数は見込量と同程度で推移しています。

ウ 課題

共同生活援助（グループホーム）は、福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域移行の受け皿として重要な役割を担っていますが、特に障がい者の重度化・高齢化及び障がい特性により、日中活動サービス等を利用することが困難な人が利用できる日中サービス支援型のグループホームの確保を図る必要があります。

自立生活援助は、利用の促進に向けさらなる制度の周知を行うとともに、事業所の確保に努める必要があります。

(3)相談支援

ア 第6期計画における見込量及び実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	人/月	338	385	348	417	358	441
地域移行支援	人/月	5	2	6	1	6	2
地域定着支援	人/月	2	1	3	0	3	1

イ 現状

計画相談支援は、障がい福祉サービス利用者数の増加に伴い、1事業所あたりの対応件数が増加しています。

地域移行支援及び地域定着支援は、事業所はあるものの、利用実績は多くありません。

ウ 課題

計画相談支援事業所は、今後も新規利用者の増加が見込まれる反面、業務内容とその報酬とに乖離があることから、事業所数は減少傾向にあり、新規参入が見込めない状況です。

また、地域移行支援及び地域定着支援は、福祉施設入所者等の地域移行を進めるためにもサービス内容の周知を図ることが必要です。

(4)地域生活支援事業

①自発的活動支援事業

ア 第6期計画における見込量及び実績

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
自発的活動支援 事業	団体/年	見込量	4	4	4
		実績	1	2	4

イ 現状

自発的活動支援事業は、事業の取組を行っている団体が4団体あり、それぞれにおいて研修等の自発的活動を行っています。

なお、令和3年度及び4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からの事業の中止に伴い実績が見込を下回っています。

ウ 課題

実施団体の活動が活発化し、さらに充実した活動となるよう支援をしていく必要があります。

②成年後見制度利用支援事業

ア 第6期計画における見込量及び実績

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
成年後見 制度利用 支援事業	人/年	3	0	4	0	5	1

※ 家庭裁判所への申立件数。

イ 現状

成年後見制度利用支援事業の令和3年度及び令和4年度における審判の請求の対象は、0件でした。

なお、保佐人等に係る報酬の支援対象者は、令和4年度末時点で6人となっています。

ウ 課題

成年後見制度利用支援事業は、判断能力が不十分な障がい者の権利を擁護するために必要な事業であり、制度のさらなる周知が必要です。

③意思疎通支援事業

ア 第6期計画における見込量及び実績

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
意思疎通支援事業	人/年	330	339	330	457	330	430

イ 現状

意思疎通支援事業は、事業の浸透に伴い利用者数が年々増加しています。

ウ 課題

増加する利用希望者に対応するために、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の養成と安定した人材確保が必要です。

④日常生活用具給付事業

ア 第6期計画における見込量及び実績

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
介護訓練支援用具	件/年	18	12	18	23	18	25
自立生活支援用具	件/年	49	49	49	41	49	45
在宅療養等支援用具	件/年	59	34	59	28	59	30
情報・意思疎通支援用具	件/年	45	49	45	48	45	50
排泄管理支援用具	件/年	6,500	6,686	6,500	7,001	6,500	7,250
住宅改修費	件/年	5	7	5	8	5	8

イ 現状

日常生活用具給付事業は、障がい者の日常生活がより円滑に行われるために必要な用具を給付する事業です。耐用年数による給付の時期や給付希望者の有無により、各年度における実績には増減がありますが、情報・意思疎通支援用具（拡大読書器、点字ディスプレイ等）や排泄管理支援用具（ストーマ装具、紙おむつ等）などは、見込量より多い給付となっています。

ウ 課題

日常生活用具給付事業は、利用者の利便性確保の観点から、給付する用具について、適宜実態に合った見直しを行う必要があります。

⑤移動支援事業

ア 第6期計画における見込量及び実績

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
移動支援 事業	時間/月	1,681	2,048	1,714	1,953	1,747	2,022
	人/月	205	235	209	247	213	256

イ 現状

移動支援事業は、見込量を上回る利用実績で推移しています。

ウ 課題

利用者の増加に伴い不足が見込まれる事業所の確保など、支援の充実を図る必要があります。

⑥日中一時支援事業

ア 第6期計画における見込量及び実績

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中一時 支援事業	人日/月	3,380	3,876	3,582	4,049	3,783	4,123
	人/月	520	508	551	542	582	558

イ 現状

日中一時支援事業は、見込量を上回る利用実績で推移しています。

ウ 課題

日中一時支援事業の利用者数は増加傾向にあります。今後も利用ニーズは高いと見込まれますが、利用者に対して適切な支援が行われるようサービス提供事業所の支援内容の質を重視し、事業所の確保を図る必要があります。

⑦その他の事業

ア 第6期計画における見込量及び実績

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
福祉ホーム	人/年	3	3	3	3	3	3
知的障害者 職親 委託制度	人/年	2	2	2	2	2	2
点字広報 発行事業	人/年	31	20	31	21	31	21
声の広報 発行事業	人/年	51	50	51	44	51	43
自動車 運転免許 取得助成 事業	人/年	4	4	4	0	4	0
自動車改造 助成事業	人/年	12	7	12	5	12	12
視覚障害者 自立歩行生 活訓練事業	人/年	56	49	60	54	64	60

イ 現状

全体的に大きな変動は見られませんが、視覚障害者自立歩行生活訓練事業は、利用者数が年々増加しています。

ウ 課題

視覚障害者自立歩行生活訓練事業を行う事業者は市内に1事業所しかないことから、今後も増加が見込まれる利用者に対応できるよう、事業者を確保していく必要があります。

2 重点課題に関する見込量及び確保方策

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和4年度末時点における施設入所者の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行すること、令和8年度末における施設入所者数を、令和4年度末時点から5%以上削減することを基本としています。

※ 令和4年度末時点における施設入所者数 267人

ア 第7期計画における見込量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	人/年	5	5	7
福祉施設入所者数	人/年	263	258	253

イ 見込量確保の方策

- ・計画相談支援事業所が実施するモニタリング時等において、県が作成した地域移行アセスメントシートを活用し、施設入所者や家族に対し地域生活への意向の確認を行います。
- ・津市地域自立支援協議会に附属する地域移行ワーキンググループにおいて、地域移行に係る課題を抽出し解決に向けた取組を推進します。
- ・入所者が施設以外にどのような生活があるのかをイメージできるように、入所者や家族に対し、マニュアルやガイドラインを活用した情報提供に努めます。
- ・地域への移行に向け必要となる、住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験宿泊の支援を行う地域移行支援事業の活用を推進します。
- ・地域生活に移行するための必要な社会資源の一つである、日中サービス支援型の共同生活援助事業所を増やす取組を促進します。
- ・地域生活へ移行した後の不安を取り除くため、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う地域定着支援や、必要な情報の提供や相談、関係機関との連絡調整などを行う自立生活援助の周知に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場を設けることとしています。

ア 第7期計画における見込量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	回/年	3	3	3

イ 見込量確保の方策

津市地域自立支援協議会に附属する精神保健福祉ワーキンググループは、保健・医療・福祉関係者の協議の場であり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの機能を有していることから、事例検討を含め定期的な協議を行います。

(3)地域生活支援の充実

国の基本指針では、令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とすることとしています。

また、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とすることとしています。

ア 第7期計画における取組内容

令和4年度において地域生活支援拠点等に必要な機能のうち、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」について、24時間対応が可能な入所施設を相談窓口として、また、障がい特性に応じた受入場所として、身体、知的、精神それぞれの障がい特性に対応できる短期入所施設を確保し整備を行いました。

今後において、地域のニーズや課題に応えられているか、運用状況の検証を津市地域自立支援協議会において行う必要があります。

また、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、引き続き必要な機能である「体験の機会・場」、「専門人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」のうち、どの機能から優先的に整備していく必要があるのかも含め同協議会において検討を行います。

強度行動障害を有する障がい者の支援については、統一した支援を一貫して行う必要があります、そのためには客観的なアセスメントによる本人支援や家族支援も含めた困りごとやニーズ把握が重要となることから、調整役として津市基幹障がい者相談支援センターの活用を図ります。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とすることとしています。

この際、就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とし、さらに同事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることとしています。また、就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上をめざすこととしています。

なお、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和8年度中における就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とし、就労定着支援事業利用後の就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用終了者のうち、42月以上78月未満の期間し就労している者、していた者の占める割合）が7割以上の事業所の割合を2割5分以上とすることを基本としています。

令和3年度における一般就労への移行者数等

就労移行支援事業所等の福祉施設	移行実績（人）
就労移行支援事業所	15
就労継続支援A型事業所	6
就労継続支援B型事業所	3
就労定着支援事業所利用者	22

ア 第7期計画における見込量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉施設利用者の一般就労への移行者数計	人/年	27	28	32
就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	人/年	17	18	20

就労継続支援 A 型利用者の 一般就労への移行者数	人/年	7	7	8
就労継続支援 B 型利用者の 一般就労への移行者数	人/年	3	3	4
就労移行支援事業利用修了 者に占め一般就労へ移行し た者の割合が 5 割以上の事 業所数	事業	1	2	3
就労定着支援事業の 利用者数	人/年	22	27	32
就労定着支援事業利用後の 就労定着率が 7 割以上の事 業所数	事業所	-	-	2

イ 見込量確保の方策

- ・ 就労をめざす障がい者と企業とがお互いを知る機会として、職場体験実習先の開拓を促進します。
- ・ 企業見学会など、障がい者に具体的に就労をイメージできる機会の創出を促進します。
- ・ 就労移行支援事業所等に対し、就労移行の目標数値の設定を求め、達成度の検証を実施します。
- ・ サービス提供事業所に就労や研修の情報提供を行うとともに、計画相談支援事業所に就労をめざす支援の在り方について、研修、啓発の機会を設けます。
- ・ ハローワークと連携し、障がい者雇用に対する理解促進を図るとともに、障がい者雇用に関する情報の提供に努めます。
- ・ 本市と三重労働局との間で締結した雇用対策協定に基づき、雇用促進のための啓発や就職面接会、就職相談会を継続して実施します。
- ・ 就労移行支援事業等の利用者に対して、あらかじめ就労定着支援事業について説明を行い、移行後における相談支援の活用を進めます。
- ・ 一般就労へ移行した障がい者の定着を支援するため、就労定着支援事業及び障害者就業・生活支援センター等との連携に努めます。

(5)相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、必要な体制を確保することを基本としています。

ア 第7期計画における見込量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討の実施回数	回/年	4	4	4
専門部会の設置数	個	5	5	5
専門部会の施回数	回/年	15	15	15

イ 見込量確保の方策

津市地域自立支援協議会を協議の場として、同協議会に附属する地域移行ワーキンググループ、精神保健ワーキンググループ等において検討された個別事例の検証や、市内の計画相談支援事業者で組織する津市障がい者計画相談支援事業所連絡協議会からも個別事例の提案を受け、地域サービス基盤の改善等に取り組むための協議を進めていきます。

また、津市基幹障がい者相談支援センターが実施する事例検討会や研修会を通して相談体制の確保に努めていきます。

(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とすることとしています。

ア 第7期計画における見込量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が行う研修会等への参加	人/年	障がい福祉課及び各総合支所市民福祉課（福祉課）に新たに配属される障がい福祉担当職員全員が研修会等へ参加		
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び共有	回/年	12	12	12

イ 見込量確保の方策

- ・ 障害者総合支援法の具体的内容を理解した上で障がい福祉サービスの支給決定が行えるよう、県等が実施する研修等に積極的に参加します。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析するとともに、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とするサービスが提供できているのか検証を行います。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムを活用し、過誤請求の削減を図ります。

3 障がい福祉サービス等の見込量及び確保方策

(1)障がい福祉サービス

①訪問系サービス

ア 第7期計画における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	9,163	9,673	10,183
	人/月	539	569	599
重度訪問介護	時間/月	9,595	10,100	10,605
	人/月	19	20	21
同行援護	時間/月	759	803	847
	人/月	69	73	77
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

イ 見込量の算定

居宅介護について、利用者数は第6期計画期間における令和4年度からの増加分30人を毎年度に見込みます。利用時間は令和5年度実績（見込）における1人あたり17時間/月を見込みます。

重度訪問介護について、利用者数は第6期計画期間の利用実績と同程度で推移すると見込み、毎年度1人の増加を見込みます。利用時間は令和5年度実績（見込）における1人あたり505時間/月を見込みます。

同行援護について、利用者数は第6期計画期間における令和4年度からの増加分4人を毎年度に見込みます。利用時間は令和5年度実績（見込）における1人あたり11時間/月を見込みます。

行動援護及び重度障害者等包括支援について、市内に事業所がなく、第6期計画期間の利用実績もなかったことから、利用を見込みません。

ウ 見込量確保の方策

福祉施設入所者や精神科病院に入院している精神障がい者の地域生活への移行、また、障がい者数の推移からも引き続き居宅介護をはじめとした訪問系サービスの利用者の増加が見込まれます。サービス利用者の増加に対応できるよう、支援者の養成を関係機関に働きかけます。また、事業者の新規参入及び夜間・早朝にも対応できる事業所についても確保に努めます。

行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人に対応する支援体制の確保が求められているため、様々な障がいへの対応が可能となるよう、支援者のスキルアップを目的に、県が実施する養成事業や研修等の情報提供を行うなど、障がい特性に配慮した人材の育成・確保に努めます。

②日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、就労選択支援

ア 第7期計画における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	14,420	14,600	14,780
	人/月	721	730	739
自立訓練(機能訓練)	人日/月	234	234	234
	人/月	13	13	13
自立訓練(生活訓練) + 宿泊型自立訓練	人日/月	731	765	799
	人/月	43	45	47
就労移行支援	人日/月	704	736	768
	人/月	44	46	48
就労継続支援 A 型	人日/月	5,340	5,620	5,900
	人/月	267	281	295
就労継続支援 B 型	人日/月	14,094	14,616	15,138
	人/月	783	812	841
就労定着支援	人日/月	35	39	44
	人/月	23	26	29
就労選択支援	人/月	5	7	10

イ 見込量の算定

生活介護について、利用者数は第6期計画期間における令和4年度からの増加分9人を毎年度に見込みます。利用日数は令和5年度実績（見込）における1人あたり20日/月を見込みます。

自立訓練（機能訓練）について、第6期計画期間における令和3年度実績が極端に少なかったことから、利用者数は令和4年度と同程度の13人を各年度に見込みます。利用日数は令和5年度実績（見込）における1人あたり18日/月を見込みます。

自立訓練（生活訓練）及び宿泊型自立訓練について、利用者数は第6期計画期間における令和4年度からの増加分2人を毎年度に見込みます。利用日数は令和5年度実績（見込）における1人あたり20日/月を見込みます。

就労移行支援について、引き続き障がい者等の一般就労への移行の取組を進めていく必要があり、利用者数は就労移行支援の利用を促進していく観点から、毎年度2人の増加を見込みます。利用日数は令和5年度実績（見込）における1人あたり16日/月を見込みます。

就労継続支援A型について、利用者数は市内における新規事業者の参入が見込めないことから、令和3年度から令和5年度までの実績（見込）の平均の増加分14人を毎年度に見込みます。利用日数は令和5年度実績（見込）における1人あたり20日/月を見込みます。

就労継続支援B型について、利用者数は第6期計画における令和4年度からの増加分29人を毎年度に見込みます。利用日数は令和5年度実績（見込）における1人あたり18日/月を見込みます。

就労定着支援について、一般就労へ移行した障がい者等の職場への定着が課題となっていることから、引き続き利用の周知を促す必要があり、利用者数は第6期計画期間における令和4年度からの増加分2人以上を毎年度に見込みます。利用日数は令和5年度実績（見込）における1人あたり1.5日/月を見込みます。

就労選択支援は、令和6年度から新たに追加されるサービスであり、浸透するまでに時間を要することが考えられます。

ウ 見込量確保の方策

特に利用者数が増加している生活介護や就労継続支援 B 型のサービスについて、事業者へ新規参入を働きかけるとともに、既存事業所に対し定員増を働きかけ、利用ニーズの増大に対応できるよう努めます。

また、一般就労への移行を促進するためにも、就労移行支援の利用について広く周知を図るとともに、移行後において、就労に伴う生活面の課題に対応し、就労定着ができるよう、併せて就労定着支援の周知も行います。

療養介護

ア 第 7 期計画における見込量

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
療養介護	人/月	61	61	61

イ 見込量の算定及び確保の方策

事業者の新規参入がないため、令和 5 年度実績（見込）と同数を見込みます。待機することなく、利用のできるよう、増床についての働きかけに努めます。

短期入所

ア 第7期計画における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型)	人日/月	750	825	825
	人/月	100	110	110
短期入所(医療型)	人日/月	68	68	68
	人/月	11	11	11

イ 見込量の算定

第6期計画期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、利用者の受入れが滞っていましたが、令和5年度実績（見込）においては回復基調にあることから、同感染症拡大以前の数値を見込みます。

ウ 見込量確保の方策

新たに開設する共同生活援助（グループホーム）事業所への短期入所の併設、介護保険事業者の参入等について働きかけるなど事業所の拡充に努めます。

③居住系サービス

ア 第7期計画における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	330	350	367
施設入所支援	人/月	272	267	262
自立生活援助	人/月	4	5	6

※ 施設入所支援には三重県身体障害者総合福祉センターの利用者も含んでいます。

[共同生活援助のサービス種類別の状況]

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス包括型 共同生活援助	人/月	293	300	307
外部サービス利用型 共同生活援助	人/月	10	10	10
日中サービス支援型 共同生活援助	人/月	30	40	50

イ 見込量の算定

共同生活援助（グループホーム）について、事業者の参入が増えており、また今後において、日中サービス支援型共同生活援助事業所の設置も見込まれることから、利用者数は介護サービス包括型では第6期計画期間における令和4年度からの増加分7人を、日中サービス支援型では10人を毎年度に見込みます。

なお、外部サービス利用型は、伸びが見られないことから、利用者数は各年度に10人を見込みます。

施設入所支援について、重点課題である「施設入所者数を、令和4年度末時点から5%以上削減」に合わせた利用者数を見込みます。

自立生活援助について、第6期計画期間において利用者数の伸びはありませんでしたが、引き続き共同生活援助、精神科病院及び福祉施設等から地域に移

行した人の利用を想定し、利用者数は1人の増加を毎年度に見込みます。

ウ 見込量確保の方策

福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるため、特に、常時の支援体制が確保された日中サービス支援型共同共同生活援助事業所の整備が必要となります。整備にあたっては、国、県の社会福祉施設等施設整備費の補助制度について情報提供を行い、事業所の確保に努めます。

施設入所支援は、地域移行の取組を進め、利用者数の削減を図るとともに、待機者の削減にも取り組みます。

福祉施設や精神科病院等から地域に移行した障がい者が自立した日常生活を送れるよう、自立生活援助の活用を促します。

④ 相談支援

ア 第7期計画における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	465	489	513
地域移行支援	人/月	5	6	6
地域定着支援	人/月	5	6	6

イ 見込量の算定

計画相談支援について、利用者数は今後の障がい福祉サービス利用者の増加を踏まえて、24人の増加を毎年度に見込みます。

地域移行支援は、重点課題である福祉施設入所者等の地域移行を進めるため、計画期間内において、福祉施設入所者の地域生活への移行者数と同数の17人を見込みます。

地域定着支援は、地域移行支援を利用し、地域に移行した人の利用が見込まれるため、地域移行支援利用者と同数を見込みます。

ウ 見込量確保の方策

今後も増加が見込まれる利用者に対応するため、既存の事業所における相談支援専門員の拡充に努めるとともに、研修や津市基幹障がい者相談支援センターとの連携を通し、相談支援専門員の育成に努めます。

福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行・定着を促進するためにも、地域移行支援・地域定着支援について、利用者や関係機関へ周知を行い、活用を図ります。

(2)地域生活支援事業

①自発的活動支援事業

ア 第7期計画における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	団体/年	4	4	4

イ 見込量の算定及び確保の方策

第6期期間中における実績として、4つの障がい者団体が事業を実施していますが、引き続き同数で推移することが見込まれます。

障がい者団体の継続した活動を支援するため、今後も実施していきます。

②成年後見制度利用支援事業

ア 第7期計画における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	件/年	2	2	2

※ 家庭裁判所への申立件数。

イ 見込量の算定及び確保の方策

今後も、適切に支援が行えるよう、各年度に2人の利用を見込みます。

また、制度の周知を行い、当該制度の利用が円滑に進むよう、相談支援体制の充実を図ります。

③意思疎通支援事業

ア 第7期計画における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	人/年	430	430	430

イ 見込量の算定及び確保の方策

利用者数は各年度に令和5年度実績（見込）と同程度を見込みます。

制度の周知・広報に努めるとともに、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の人材の育成と確保に努めます。

④日常生活用具給付事業

ア 第7期計画における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件/年	25	25	25
自立生活支援用具	件/年	45	45	45
在宅療養等支援用具	件/年	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	件/年	50	50	50
排泄管理支援用具	件/年	7,250	7,250	7,250
住宅改修費	件/年	8	8	8

イ 見込量の算定及び確保の方策

給付件数について、各年度に令和5年度実績（見込）と同程度を見込みます。

利用者の利便性確保の観点に立って、品目や対象者、基準額など適宜実態に合った見直しを行います。

⑤ 移動支援事業

ア 第7期計画における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間/月	2,101	2,180	2,259
	人/月	266	276	286

イ 見込量の算定及び確保の方策

利用者数は第6期計画期間における令和4年度からの増加分10人を毎年度に見込みます。利用時間は令和5年度実績（見込）における1人あたり7.9時間/月を見込みます。

居宅介護等のサービスを提供する事業者に対して、事業の実施を働きかけ、見込量の確保を図ります。

⑥ 日中一時支援事業

ア 第7期計画における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人日/月	4,196	4,262	4,329
	人/月	567	576	585

イ 見込量の算定及び確保の方策

利用者数は第6期計画期間における令和4年度からの増加分9人を毎年度に見込みます。利用日数は令和5年度実績（見込）における1人あたり7.4日/月を見込みます。

サービスを提供する事業所の質を高めるとともに、見込量の確保を図ります。

⑦その他の事業

ア 第7期計画における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム	人/年	3	3	3
知的障害者 職親委託制度	人/年	2	2	2
点字広報発行事業	人/年	21	21	21
声の広報発行事業	人/年	43	43	43
自動車運転免許 取得助成事業	人/年	0	0	0
自動車改造 助成事業	人/年	12	12	12
視覚障害者自立 歩行生活訓練事業	人/年	60	60	60

イ 見込量の算定及び確保の方策

利用者数は、各年度に令和5年度実績（見込）と同程度を見込みます。

必要とする障がい者が利用できるように事業の周知と利用の促進を図ります。

第5章 第3期津市障がい児福祉計画

1 障がい児通所支援の実績と課題

(1)第2期計画における重点課題

障がい児支援体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

平成27年4月に津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」を設置し、心身や言語、運動の発達に心配のある就学前の子どもを対象に支援を行っています。

②保育所等訪問支援の実施

令和5年9月現在、市内において、津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」他7事業所で保育所等訪問支援を実施しています。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年9月現在、市内において、児童発達支援事業所9か所、放課後等デイサービス事業所6か所で重症心身障がい児に対して支援を実施しています。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として位置づける「こども総合支援会議」において、医療的ケア児童等支援について協議を行いました。

なお、第2期計画期間中におけるコーディネーターの配置はできていません。

(2) 障がい児支援

ア 第2期障がい児福祉計画における見込量及び実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	人日/月	2,004	2,116	2,154	2,186	2,304	2,220
	人/月	334	344	359	359	384	370
放課後等 デイサービス	人日/月	7,909	8,219	8,459	8,756	9,009	10,032
	人/月	719	738	769	808	819	912
保育所等訪問 支援	人日/月	36	70	52	110	68	162
	人/月	18	44	26	71	34	81
障害児 相談支援	人/月	175	218	187	234	199	257

イ 現状

児童発達支援、放課後等デイサービスをはじめとした障がい児支援のサービスについては、年々事業所数が増加しており、これに伴い、利用者数及び利用日数ともに見込量を上回っています。

ウ 課題

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、サービス提供事業所が年々増加していますが、これに伴い利用児童も増加しており、希望する事業所における利用日数の確保が困難なことから、複数の事業所を利用している児童が多くみられます。より良い支援につながるよう、事業所におけるサービスの質を高める取組が必要です。

少子化や核家族化など家族形態の変化及び共働き家庭の増加や就労形態の多様化など、保護者を取り巻く環境は大きく変化しており、送迎や預かり時間の延長等、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに対応していくことが必要となっています。

2 重点課題に関する見込量及び確保方策

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することや、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とすることとしています。

また、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とすることとしています。

さらに、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とすることとしています。

①児童発達支援センターの設置

津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」を平成27年度から設置しており、地域の多様な障がい児及びその家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を充実できるよう取り組んでいきます。

②障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築

障がい児が保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援である保育所等訪問支援の活用なども含め、推進体制の構築に取り組んでいきます。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が地域において支援を受けられるよう、児童発達支援事業所9か所、放課後等デイサービス事業所6か所を確保しています（令和5年

9月現在)。

今後も、引き続き事業者に対して、施設整備に係る補助金の活用について周知に努め、事業所の確保に取り組んでいきます。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として位置づける「こども総合支援会議」において、引き続き医療的ケア児童等支援について協議・検討を行っていきます。

また、コーディネーターについては、専門的な知識が必要であることから、県の実施する医療的ケア児に関する研修等の受講の周知に努め、関係機関と協議の上、引き続き配置に向けた取組を進めていきます。

3 障がい児通所支援の見込量及び確保方策

(1)障がい児支援

ア 第3期計画における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	2,286	2,352	2,418
	人/月	381	392	403
放課後等デイサービス	人日/月	10,912	11,792	12,672
	人/月	992	1,072	1,152
保育所等訪問支援	人日/月	137	152	167
	人/月	91	101	111
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	20	20	20
	人/月	5	5	5
障害児相談支援	人/月	275	293	311

イ 見込量の算定

児童発達支援について、利用者数は早期療育のニーズから今後も増加が見込まれることから、第2期計画期間における令和4年度からの増加分11人を毎年度に見込みます。利用日数は令和5年度実績（見込）における1人あたり6日/月を見込みます。

放課後等デイサービスについて、児童発達支援を利用した児童が引き続き同サービスを利用する傾向があり、また、新たに利用を始める児童も多く、毎年度大幅な利用者の増加が続いています。今後においても増加傾向は続くと考えられることから、利用者数は2期計画期間における令和4年度からの増加分を考慮し80人を毎年度に見込みます。利用日数は令和5年度実績（見込）における1人あたり11日/月を見込みます。

保育所等訪問支援について、利用者数は第2期計画期間における令和4年度からの増加分10人を毎年度見込みます。利用日数は令和5年度実績（見込）における1人あたり2日/月を見込みます。

居宅訪問型児童発達支援について、利用者数は第2期計画期策定時におい実績がなかったことから記載していませんでしたが、第2期計画期間における令

和4年度には月平均3人の利用があり、また令和5年度実績（見込）においても月平均4人の利用があることから、増加分を考慮し5人を各年度に見込みます。利用日数は令和5年度実績（見込）における1人あたり4日/月を見込みます。

障害児相談支援について、利用者数は児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者の増加を踏まえて、18人の増加を毎年度に見込みます。

ウ 見込量確保の方策

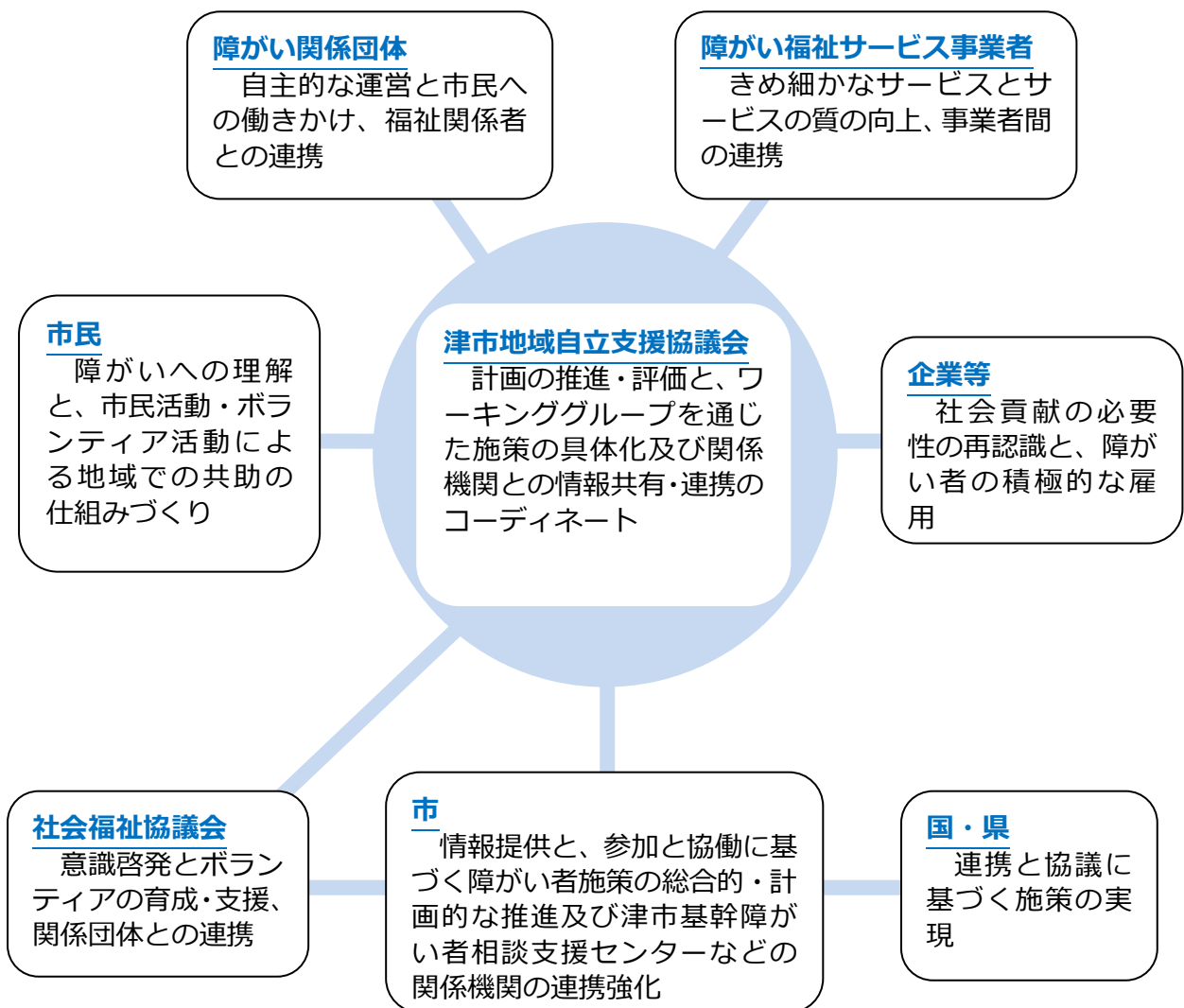
障がい児通所支援については、利用ニーズが高く、利用者数は年々増加していることから、引き続き事業所の新規参入を促進します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、障がいについての理解や社会的関心を高めていくとともに、当事者を含む市民、関係団体、福祉サービス事業者、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携、協力し、一体となって取り組むことが必要です。

推進体制のイメージ図



(1)各主体の役割

①市民

共生社会の実現のためには、そこに住み、地域をよく知る市民一人ひとりの力が必要です。このため、市民一人ひとりが障がい及び障がい者に対して十分に理解を深めるとともに、地域の中で、互いに助け合う市民活動やボランティア活動などの共助の仕組みを整えることが必要です。

また、障がい者自身が積極的に社会で活動する意欲、自らが問題を解決しようとする意欲も必要です。

②障がい関係団体

自立した自主的な運営に努めるとともに、活動に対する理解を深め、さらに協力を得るために市民への働きかけを行うことが必要です。

また、団体間の連携はもとより、津市社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの福祉関係者との連携による事業展開が重要です。

③障がい福祉サービス事業者

障がい福祉サービス等を提供する社会福祉法人などの事業者は、引き続き、利用者の一人ひとりの尊厳とニーズに応じたきめ細かなサービスの提供とともに、サービスの質の向上に努めなければなりません。

また、事業者相互の連携を強化し、情報と課題を共有することによって、地域全体の福祉環境を充実していくことが重要です。

④企業等

自らが地域社会の構成員であるということと社会貢献の必要性とを再認識することを通じて、障がい者の積極的な雇用はもとより、バリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインを重視した業務等の展開に一層の取組を進めることが重要です。

⑤行政等

市は、市民の総合的な福祉の向上をめざして、全庁的な取組の下で広範にわたる障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。施策の推進にあたっては、障がい者の視点に立った施策展開とともに、必要な情報を分かりやすく提供し、障がい者のまちづくりへの参加機会を拡充することによって、参加と協働の下で行政運営を進めていくことが重要です。

また、医療、教育、就労等の関連機関においては、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携・協力体制をより一層強化していくことが必要です。

地域福祉活動の中核を担う津市社会福祉協議会においては、市民の福祉意識の啓発やボランティアの育成・支援を行うとともに、地域における福祉関係者や障がい福祉関係団体と連携し、障がい者の自立と社会参加を支援していくことが重要です。

(2)計画推進の仕組み

①市民との協働

計画の推進に係る課題について、当事者を含む市民、障がい関係団体と積極的に対話の機会を持つなど、市民と行政との協働体制の確立に努めます。

②津市地域自立支援協議会との連携（関係機関等との連携強化）

計画に基づく施策の推進及び計画の評価等にあたっては、市、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、障がい関係団体、保健・医療、教育、就労の関連分野の関係者及び関係機関、学識経験者等で構成する津市地域自立支援協議会の運営を通じ、関係機関等との連携強化及び情報の共有化を図りつつ、総合的に実施し公表していきます。

また、津市地域自立支援協議会に付属するワーキンググループにおける検討・調整を通じて、施策を具体化していきます。

③国、県等との連携

障がい福祉サービス等の推進など、障がい福祉施策の推進にあたっては、国、県等との連携を十分に図りながら、施策の実現に努めるとともに、地方分権の趣旨に鑑み、制度の改正等に際しては、地方の意見を取り入れるよう要請していきます。

資料編

○アンケート調査結果

「津市障がい福祉総合プラン」を策定するにあたって、障がいのある人の生活の様子や将来の希望などについておうかがいし、計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

■調査の方法

①調査対象地域 津市全域

②調査対象者

障がい者調査	令和4年11月1日現在、津市在住の18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の中から3,000人を無作為抽出
障がい児調査	令和4年11月1日現在、津市在住の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の中から500人を無作為抽出
その他市民調査	令和4年11月1日現在、津市在住の18歳以上の障がい者以外の市民の中から1,000人を無作為抽出

③調査期間 令和4年11月24日～令和4年12月23日

④調査方法 調査票による記入方式
郵送配布・郵送回収による郵送調査

■サンプル数及び有効回収数

	配布			有効回収数	有効回収率
	配布数	不達(宛先不明)	有効配布数		
障がい者調査	3,000	17	2,983	1,453	48.7%
障がい児調査	500	0	500	261	52.2%
その他市民調査	1,000	1	999	388	38.8%

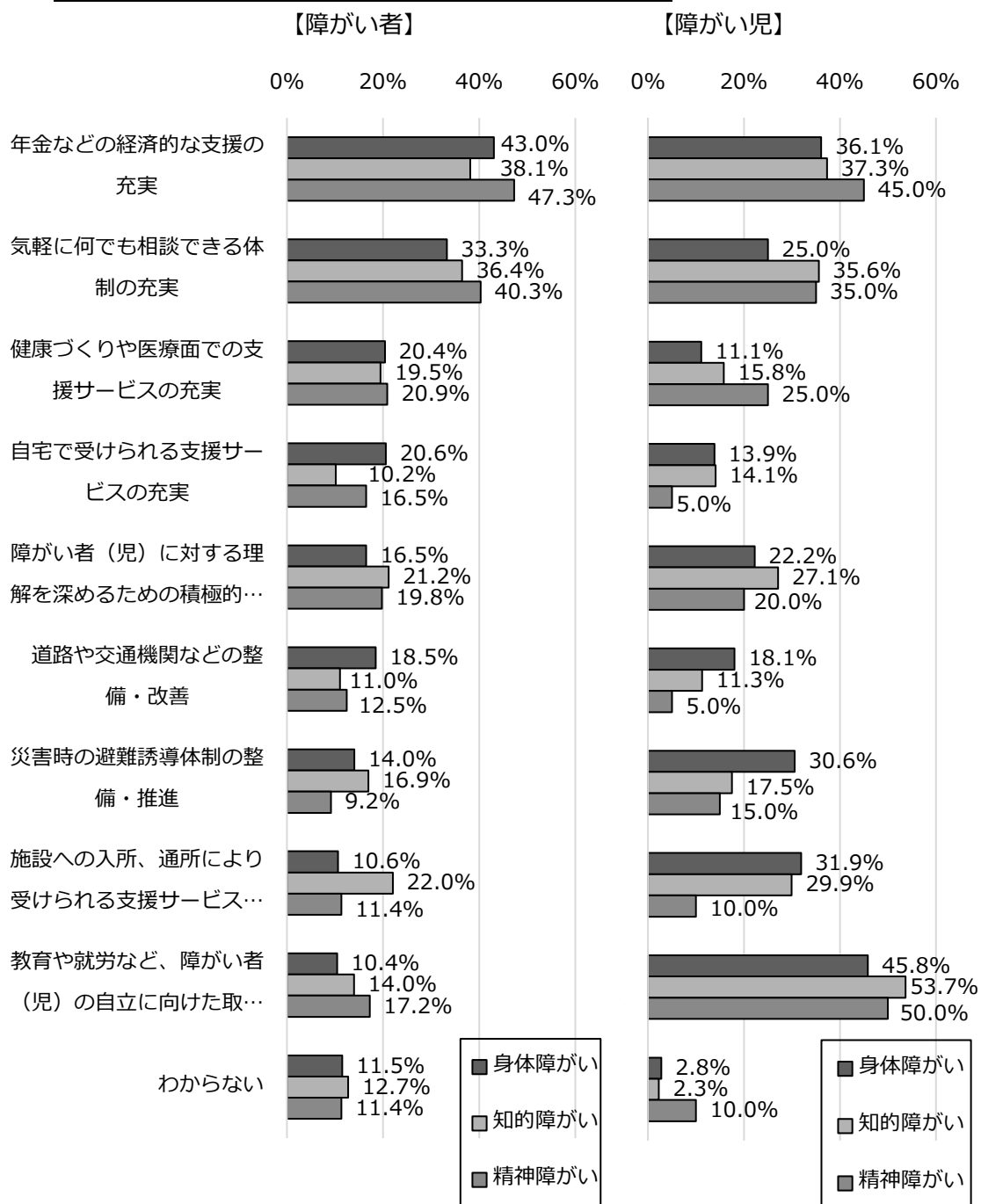
注1：以下のページでは、障がい者調査を『障がい者』、障がい児調査を『障がい児』、その他市民調査を『市民』と表記します。

注2：以下のページにおける比率の掲載については、小数点第2位で四捨五入していることから、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合の比率は、有効回答数に対する割合を表示しています。

(1) 障がい福祉施策全般について

今後の障がい福祉施策を進める上で、特に力を入れるべきことについて、『障がい者』では「年金などの経済的な支援の充実」、『障がい児』では「教育や就労など、障がい者（児）の自立に向けた取組」が最も多くなっており、これは3年前に実施した調査でも同じでした。

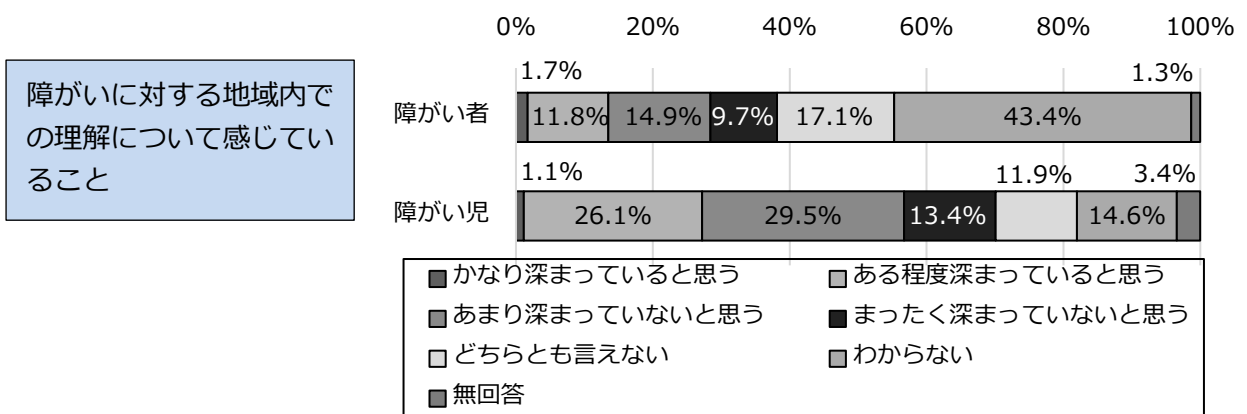
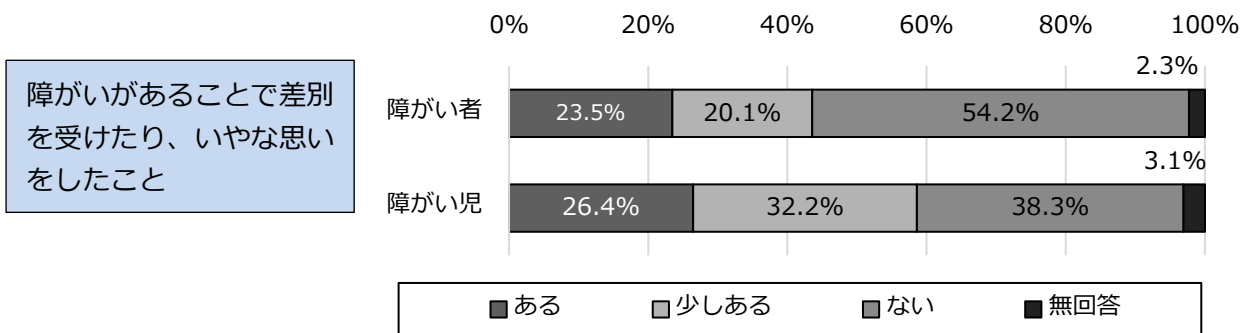
障がいの種類別 特に力を入れるべきこと（上位回答）



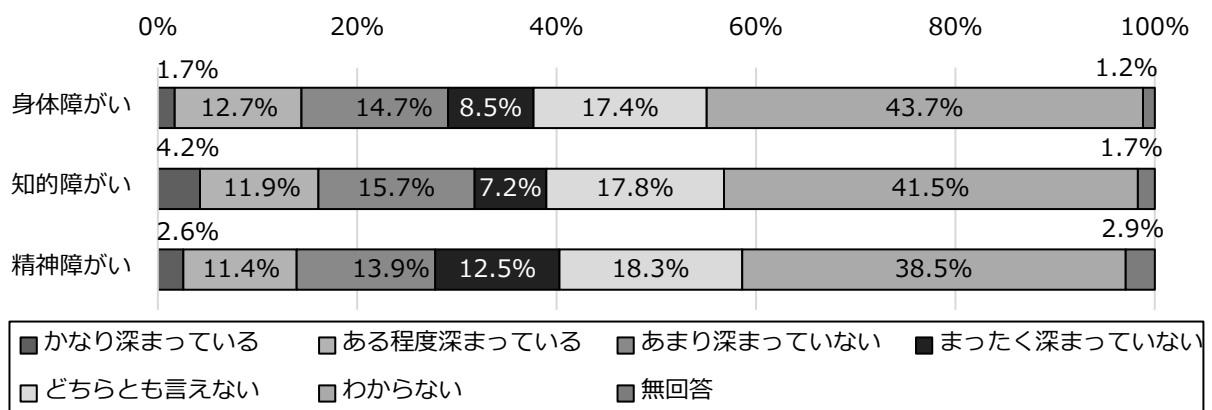
(2) 障がいへの正しい理解について

障がいがあることで差別を受けたり、いやな思いをしたことについて、「ある」、「少しある」との回答を合わせると『障がい者』では43.6%、『障がい児』では58.6%となっています。

障がいに対する地域内での理解について、「かなり深まっていると思う」、「ある程度深まっていると思う」を合わせると『障がい者』で13.5%、『障がい児』で27.2%となっています。また、「あまり深まっていないと思う」、「まったく深まっていないと思う」を合わせると、『障がい者』で24.6%、『障がい児』で42.9%となっており、障がいへの正しい理解について、今後も周知していく必要があります。

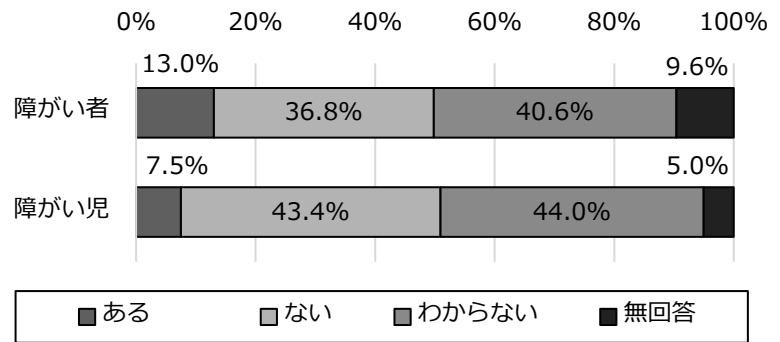


【障がい者 障がいの種類別】

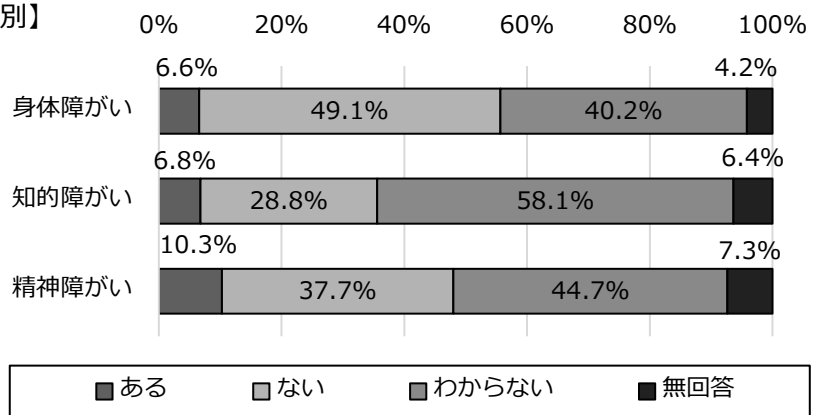


合理的配慮を提供してもらえなかった経験について、経験のある割合は『障がい者』で 13.0%、『障がい児』で 7.5%となっています。また、市民における合理的配慮の認知状況について、『「合理的配慮」という言葉も内容もよく知っている』は 12.1%であり、「言葉を聞いたことがない」が 53.6%となっています。

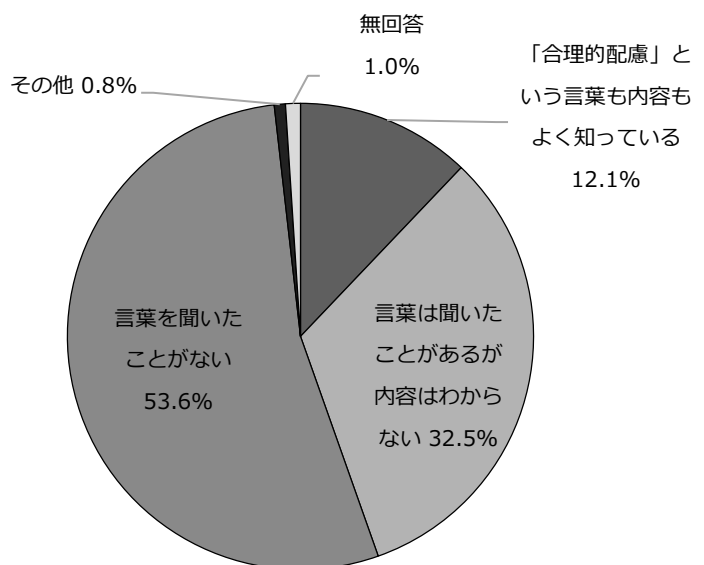
合理的配慮を提供してもらえなかった経験



【障がい者 障がいの種類別】



「合理的配慮」の認知状況【市民】

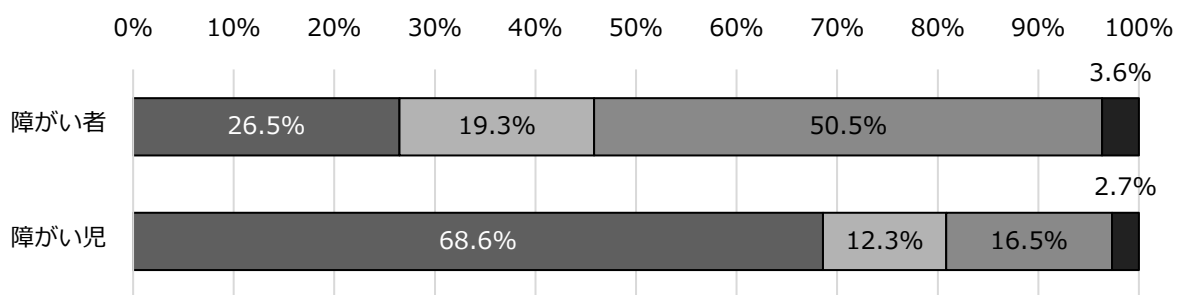


(3) 障がい福祉サービスなどについて

障がい福祉サービスなどの利用状況について、『障がい者』の26.5%、『障がい児』の68.6%が障がい福祉サービスを利用している反面、「利用したいが、していない」という人も『障がい者』で19.3%、『障がい児』で12.3%います。

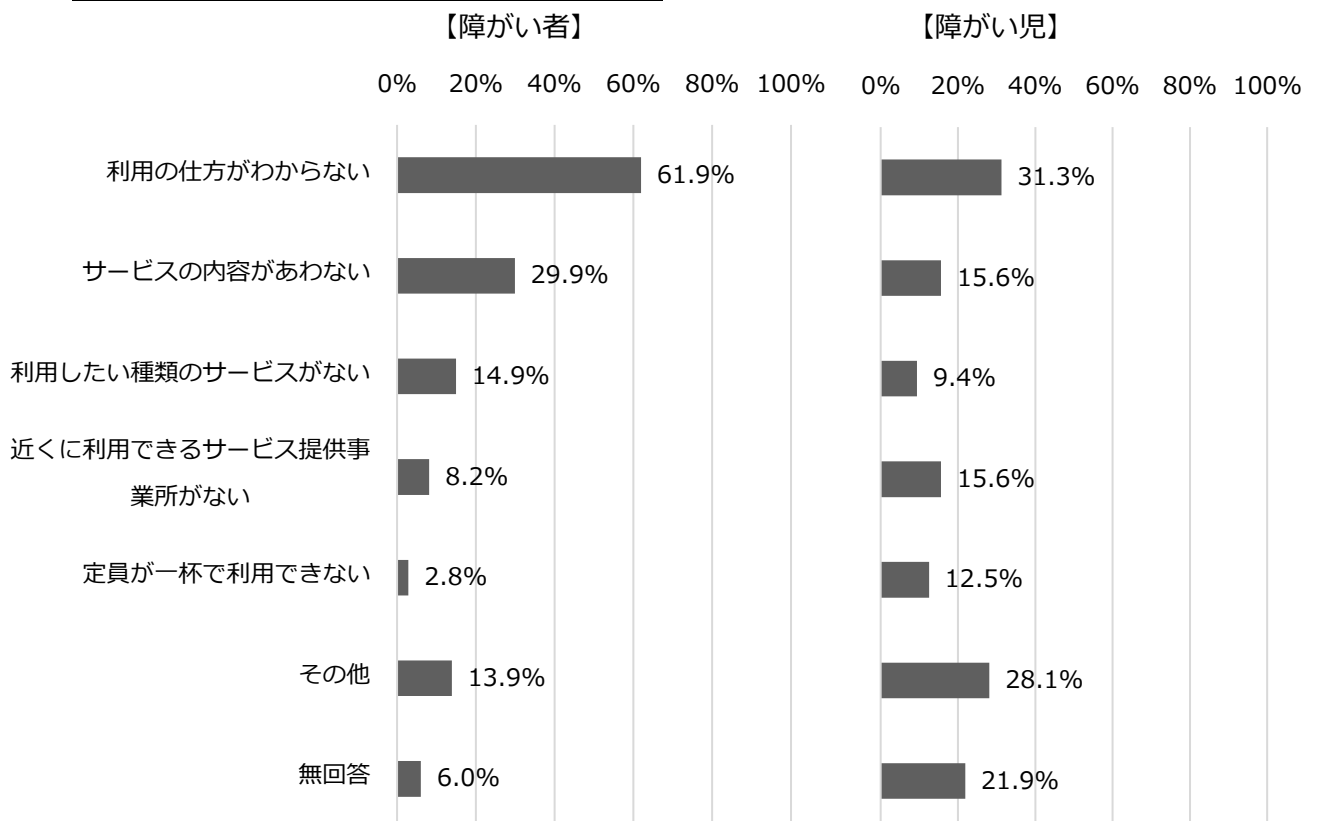
なお、「利用したいが、していない」理由について、『障がい者』『障がい児』ともに「利用の仕方がわからないから」が最も多くなっています。

障がい福祉サービスなどの利用状況



■ 利用している □ 利用したいが、していない ■ 利用したくない、または利用する必要がない ■ 無回答

障がい福祉サービスなどを利用していない理由

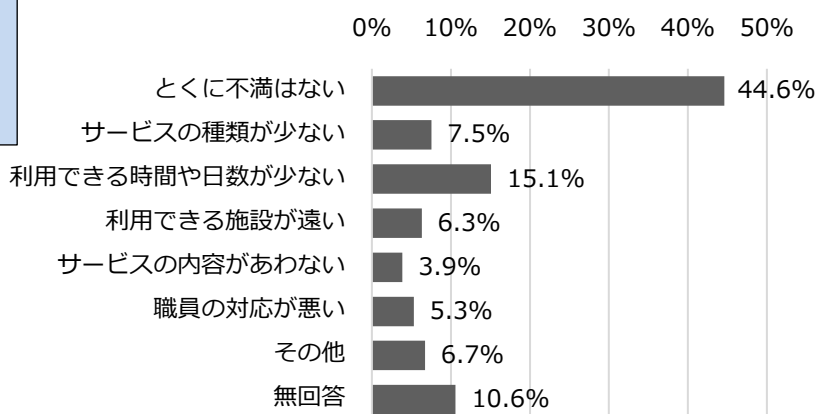


障がい福祉サービスなどを利用して不満に思うことについて、『障がい者』では「とくに不満はない」が多くを占めていますが、不満に思うこととしては「利用できる時間や日数が少ない」が最も多くなっています。

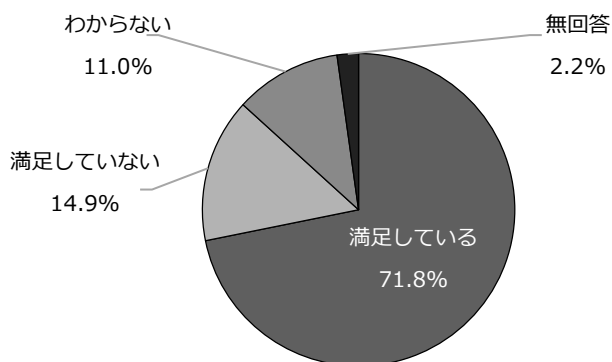
また、『障がい児』においては、利用している障がい福祉サービス等の満足度について、「満足している」が7割以上となっています。

なお、満足していない理由としては「利用できる時間や日数が少ない」が25.5%となっています。

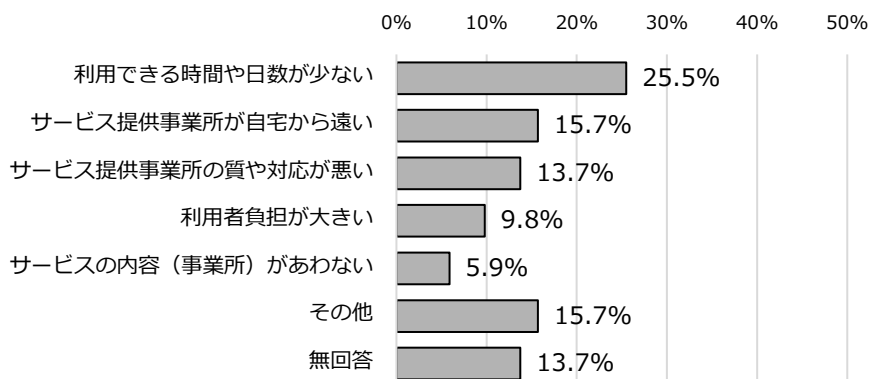
障がい福祉サービスなどを利用して不満に思うこと【障がい者】



利用している障がい福祉サービスなどの満足度【障がい児】



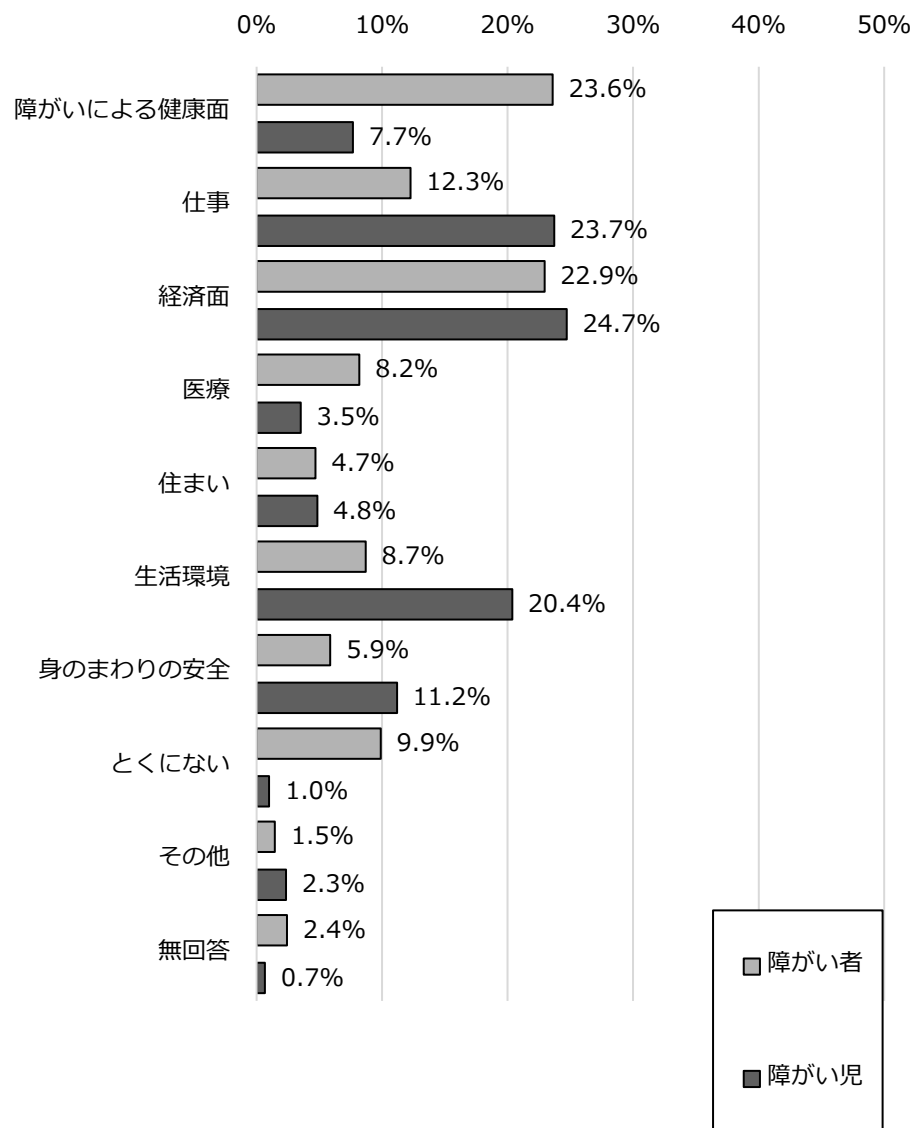
利用している障がい福祉サービスなどに満足していない理由【障がい児】



(4) 不安や悩みなどの相談について

現在、特に不安に感じていることについて、『障がい者』では「障がいによる健康面」が最も多く、次いで「経済面」、「仕事」と続いています。また、お子さまの将来に向けて特に不安に感じていることについて、『障がい児』では「経済面」が最も多く、次いで「仕事」、「生活環境」と続いています。

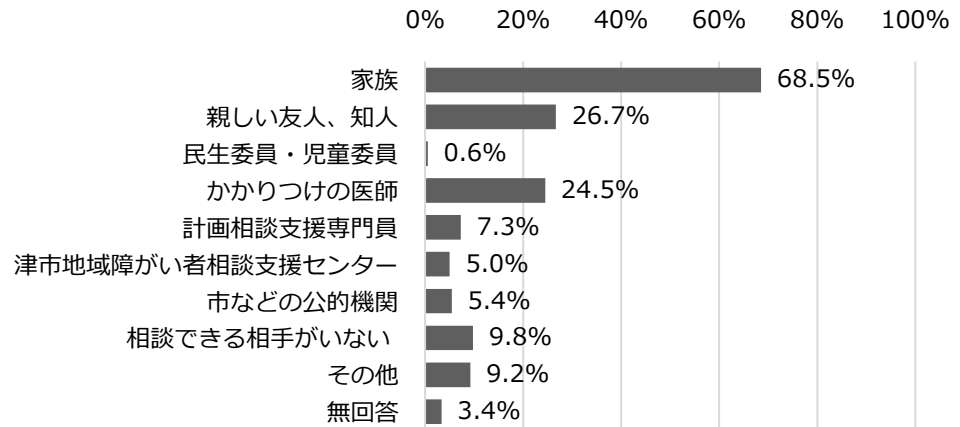
現在、特に不安に感じていること



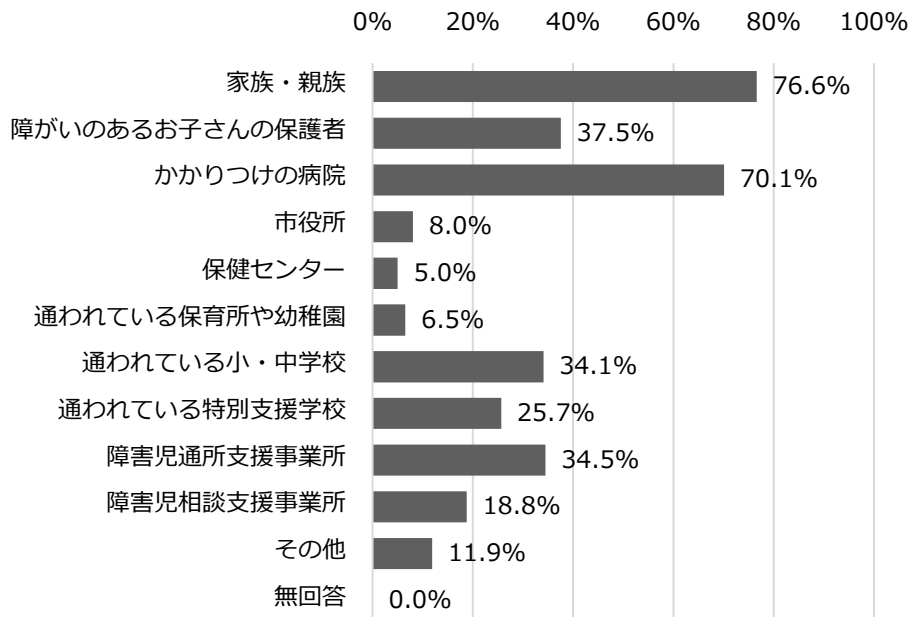
悩みや困りごとを相談する相手について、『障がい者』、『障がい児』ともに「家族」及び「家族・親族」が最も多くなっています。一方『障がい者』で「相談できる相手がない」と回答した人は9.8%となっています。

悩みや困りごとを相談する相手

【障がい者】



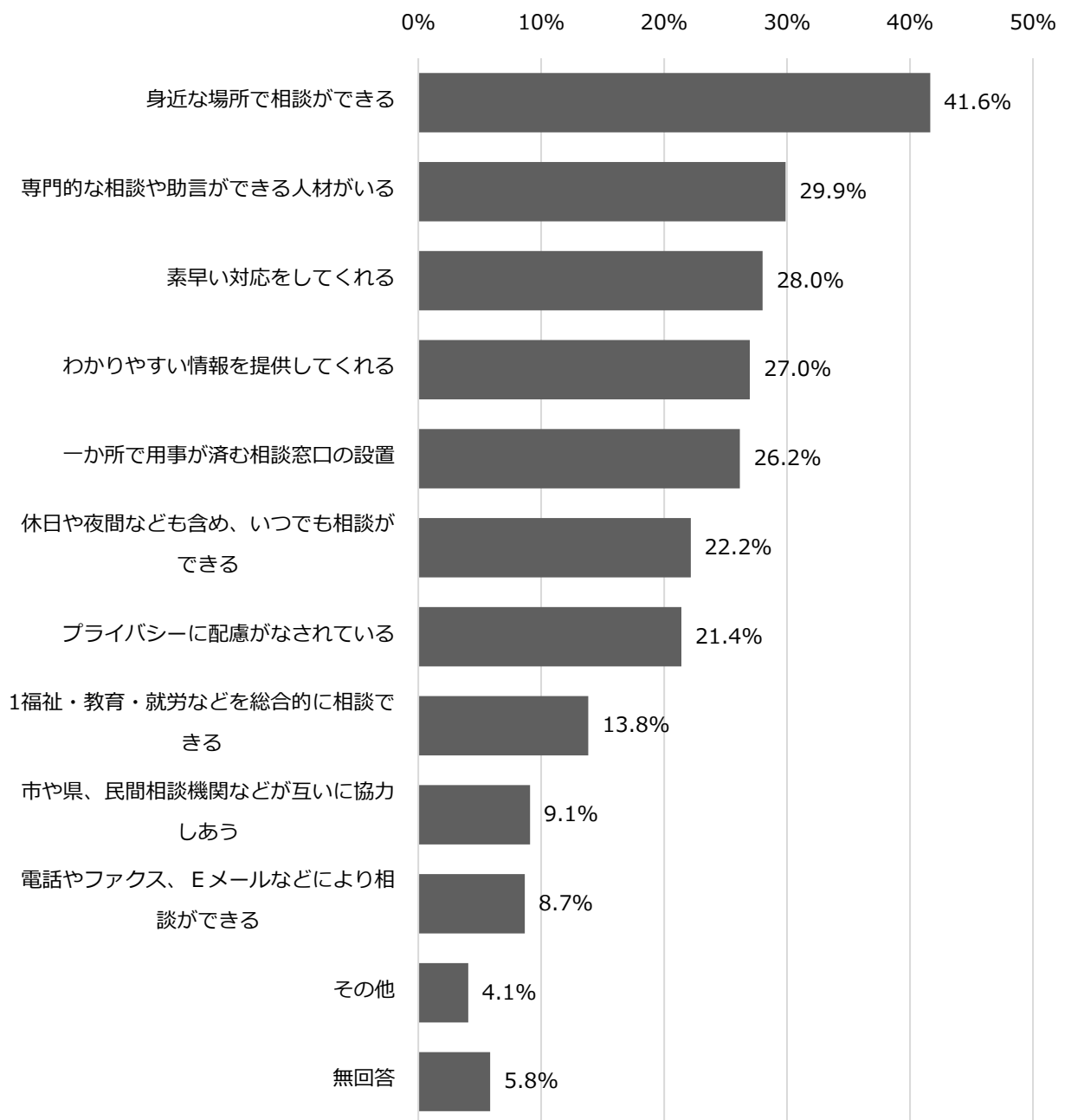
【障がい児】



障がい者への相談支援を充実させるために必要なことについて、「身近な場所で相談できる」が最も多く、次いで「専門的な相談や助言ができる人材がいる」、「素早い対応をしてくれる」となっています。

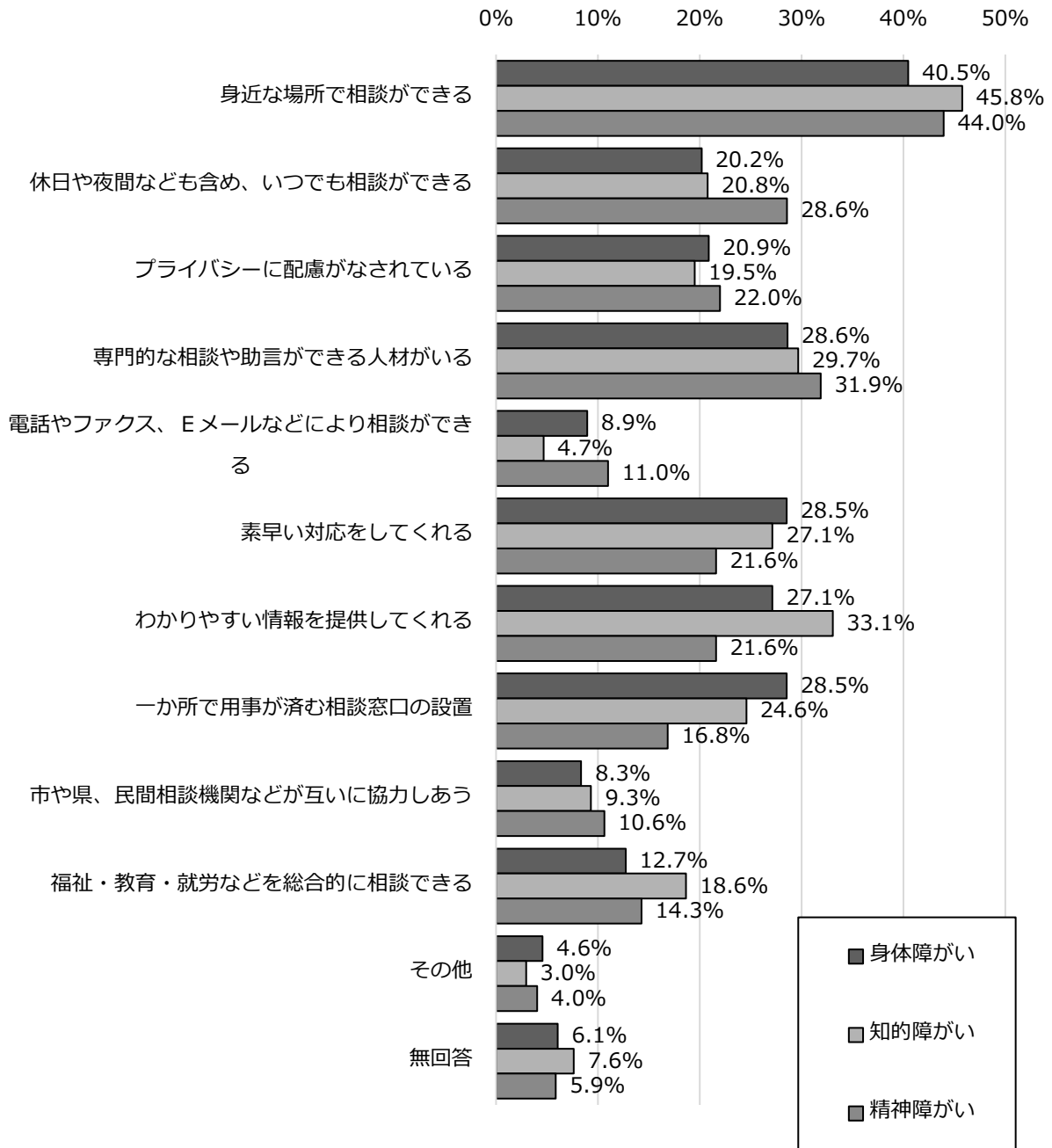
障がい者への相談支援を充実させるために必要なこと

【障がい者】



障がい者への相談支援を充実させるために必要なこと

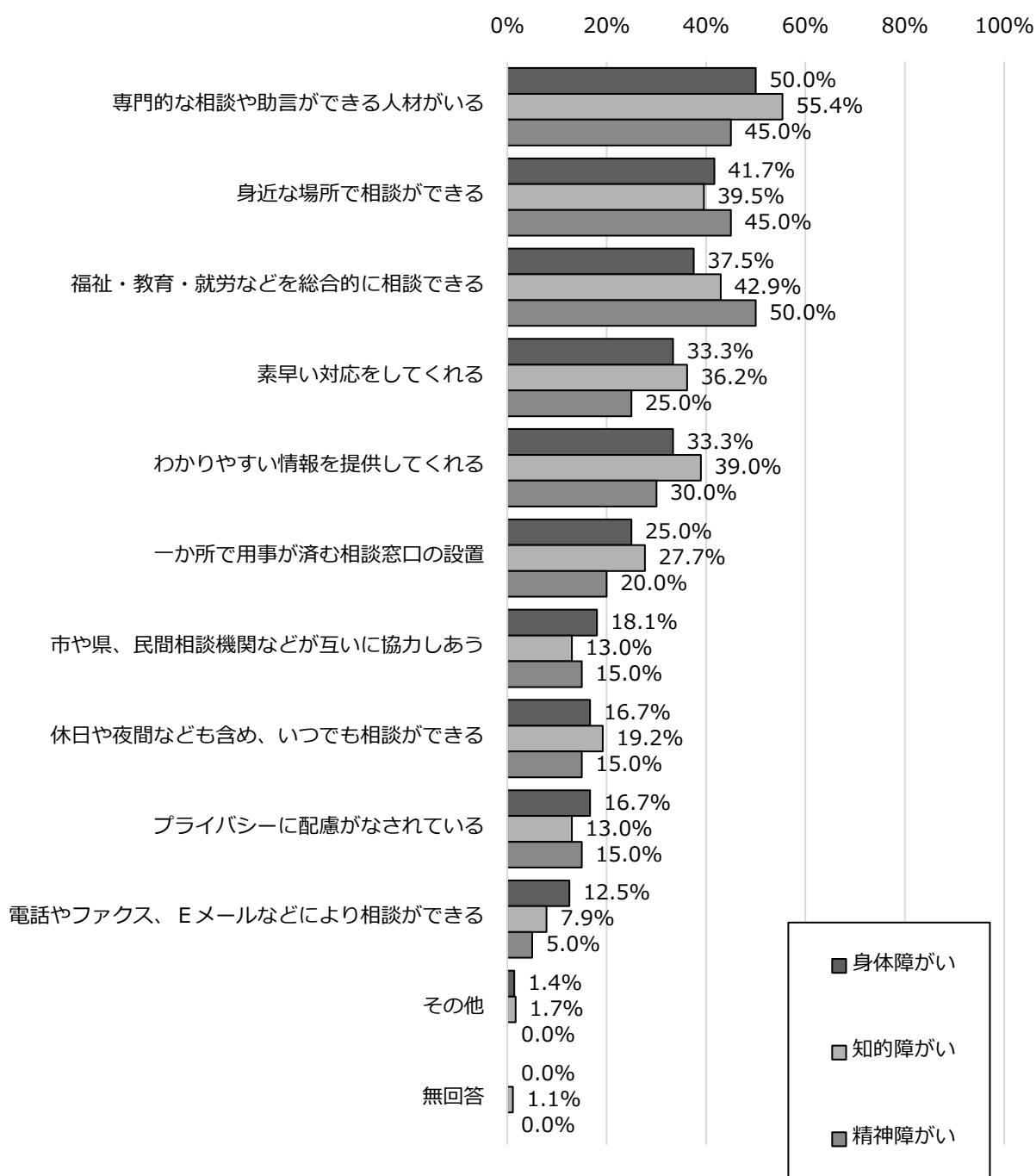
【障がい者 障がいの種類別】



障がい児への相談支援を充実させるために必要なことについて、『身体障がい児』と『知的障がい児』では「専門的な相談や助言ができる人材がいる」が最も多く、『精神障がい児』では、「福祉・教育・就労などを総合的に相談できる」が最も多くなっています。

障がい児への相談支援を充実させるために必要なこと

【障がい児 障がいの種類別】

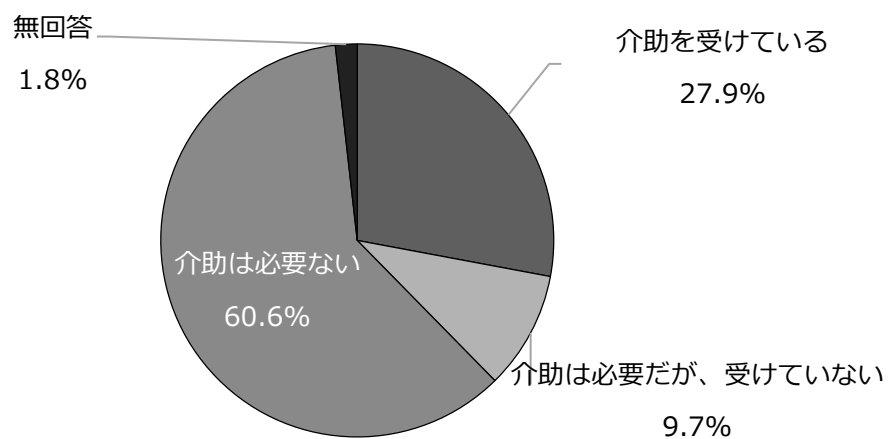


(5) 介助の状況について

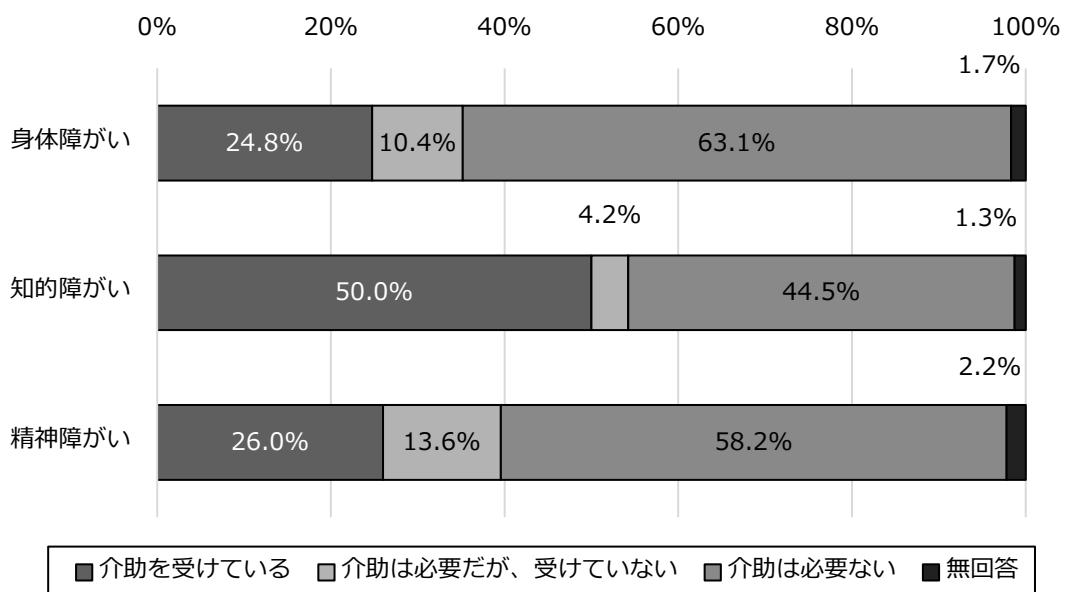
日常生活を送る上で介助を受けているかについて、受けている割合は3割ほどとなっており、「介助は必要だが、受けていない」の割合も1割ほどありました。

障がいの種類別で見ると、「介助を受けている」割合は、『身体障がい者』が24.8%、『精神障がい者』が26.0%であるのに対し、『知的障がい者』では50.0%と多くなっています。

日常生活を送る上で介助を受けているか【障がい者】



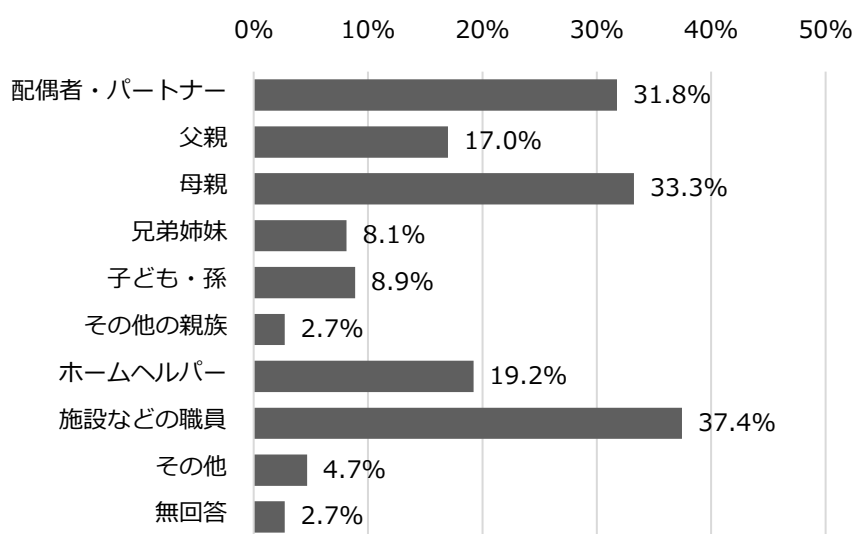
【障がい者 障がいの種類別】



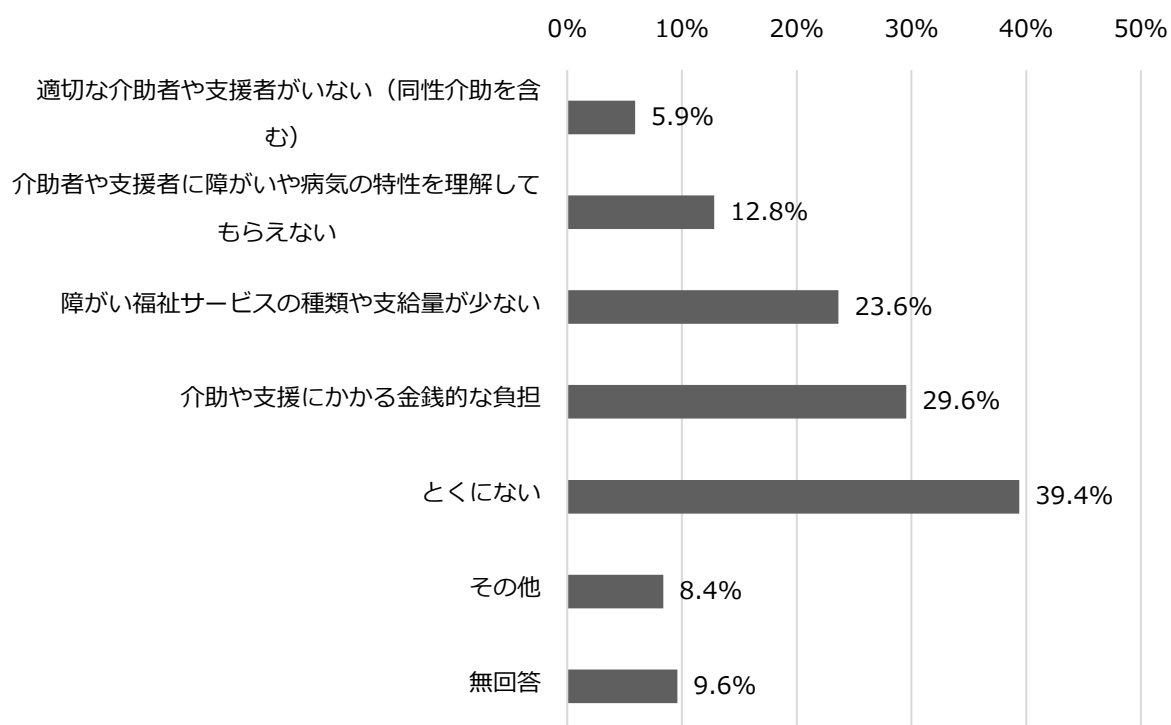
主な介助者について、『障がい者』では「施設などの職員」、「母親」、「配偶者・パートナー」が多くなっています。

介助を受けている中で、障がい者本人が困っていることとして、「介助や支援にかかる金銭的な負担」、「障がい福祉サービスの種類や支給量が少ない」となっています。

介助等の支援をしてもらうことが多い人【障がい者】

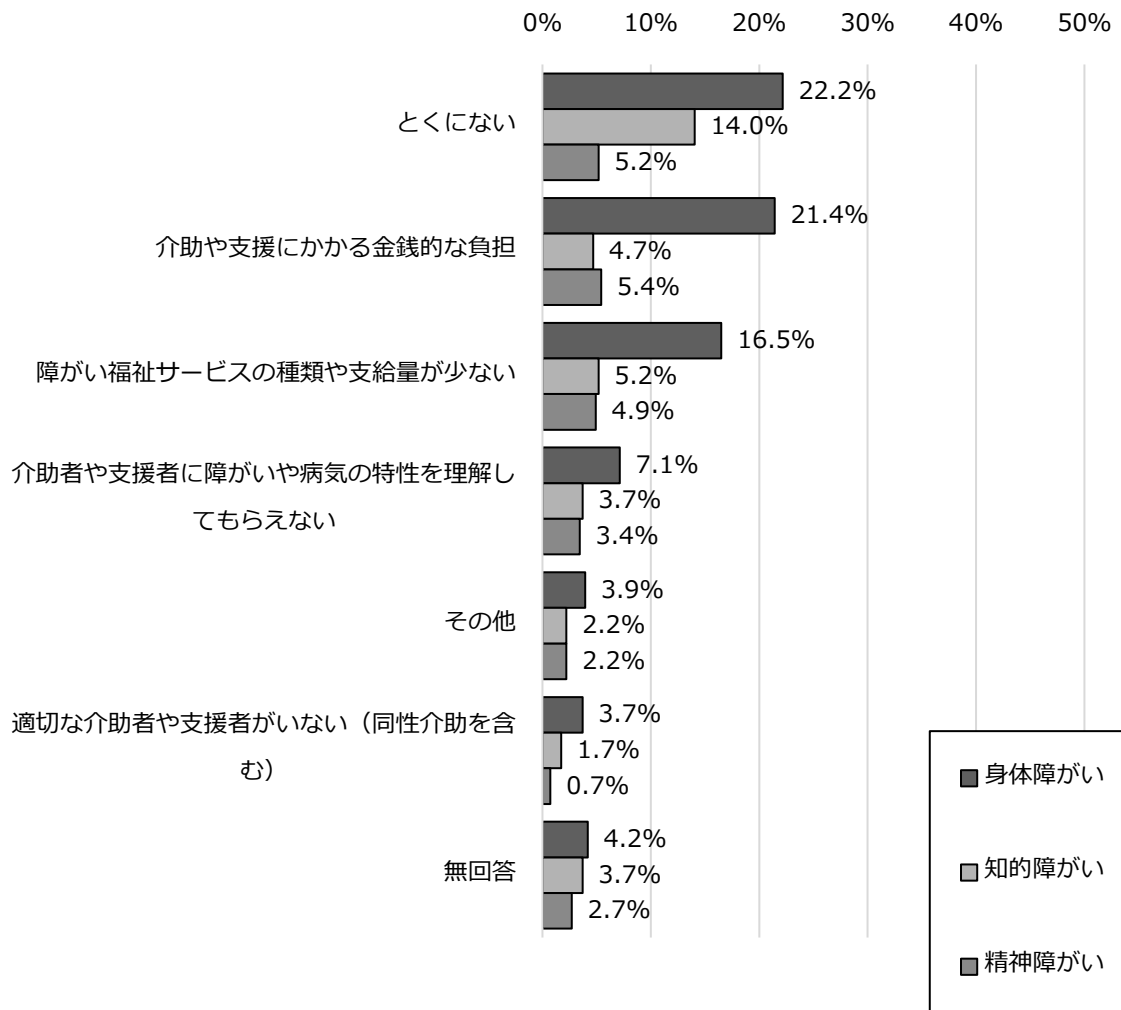


介助を受けている中で困っていること【障がい者】



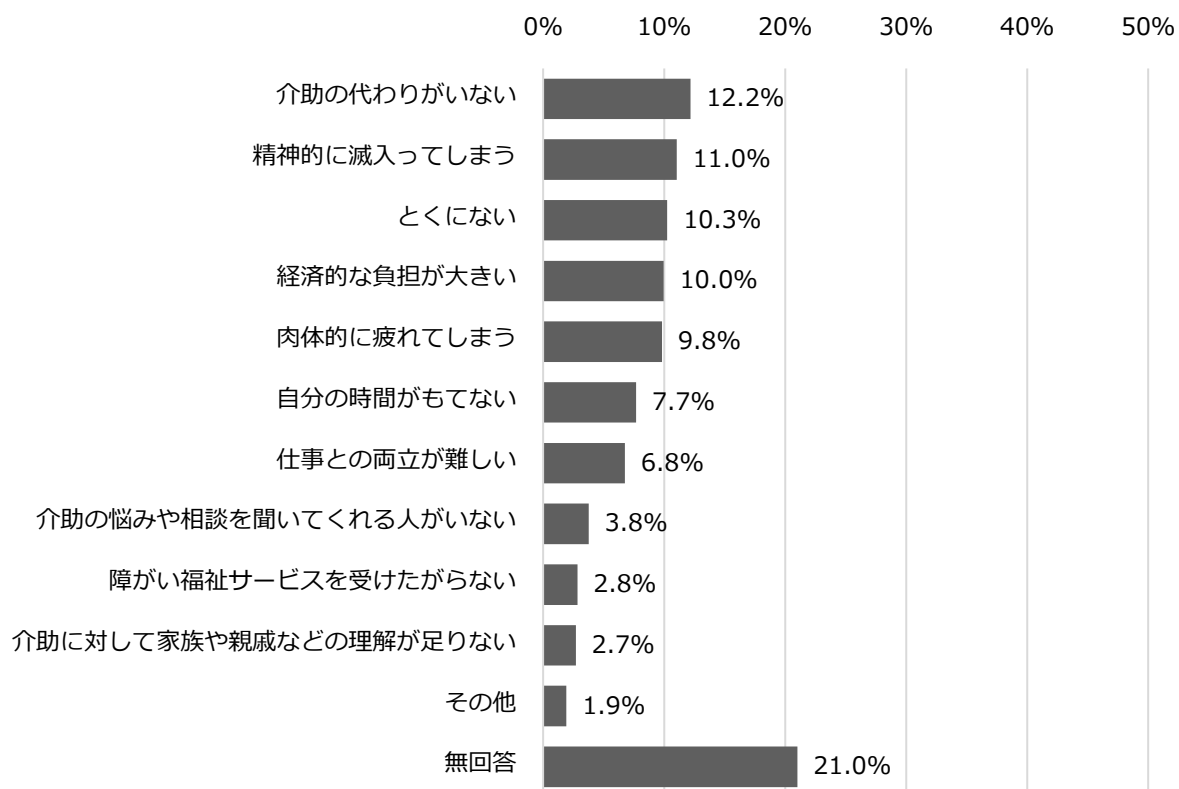
介助を受けている中で困っていること【障がい者】

【障がい者 障がいの種類別】



主に介助する人が困っていることについて、「介助の代わりにがない」が12.2%で最も多く、次いで「精神的に滅入ってしまう」の11.0%と続いています。

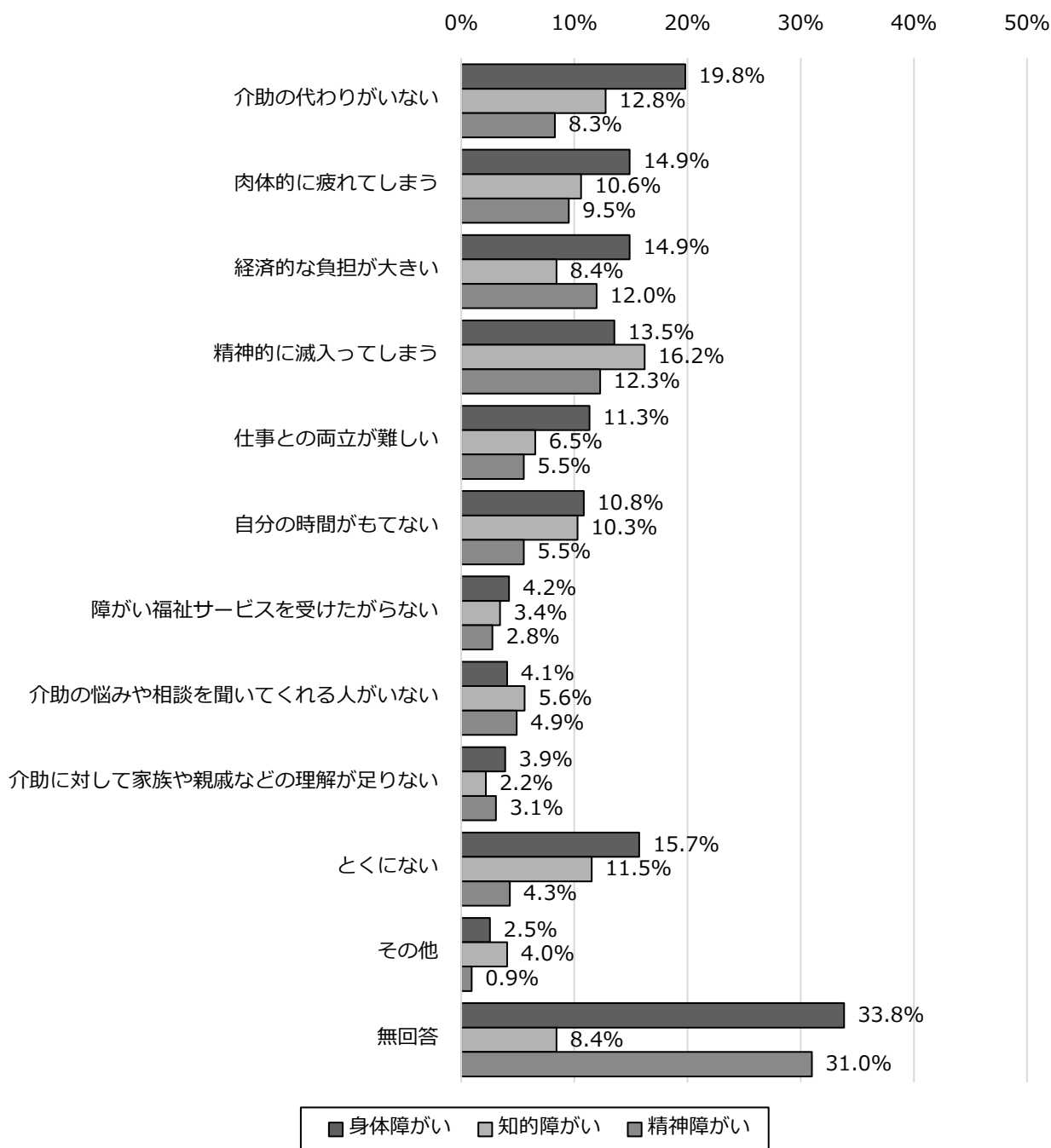
主に介助する人が困っていること【障がい者】



主に介助する人が困っていることについて、障がいの種類別で見ると、『身体障がい者』では「介助の代わりにがない」、『知的障がい者』、『精神障がい者』では「精神的に滅入ってしまう」が最も多くなっています。

主に介助する人が困っていること【障がい者】

【障がい者 障がいの種類別】

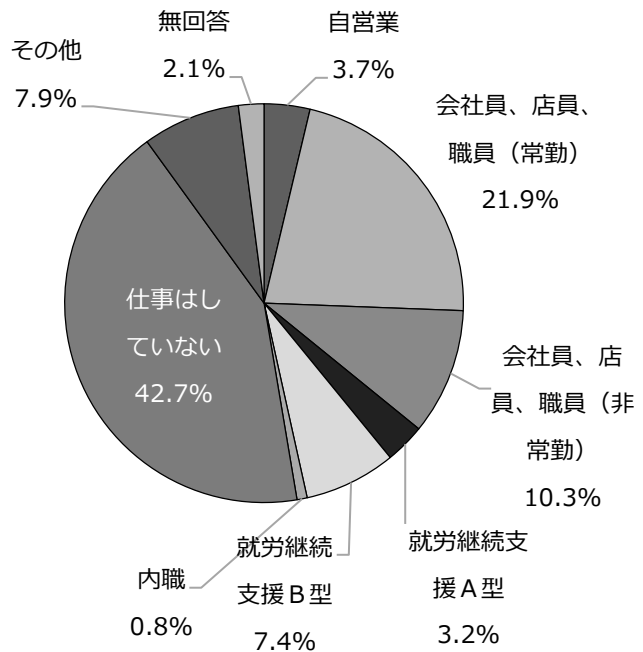


(6) 就労について

主にどのような仕事をしていますかについて、「仕事はしていない」と回答した人が42.7%と最も多くなっています。

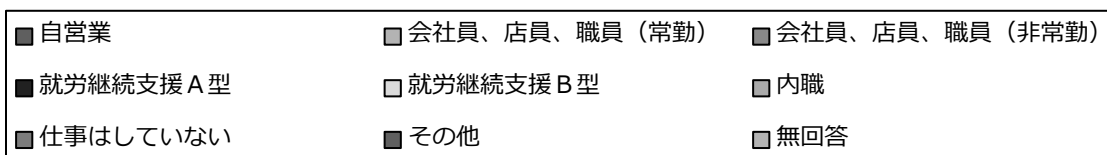
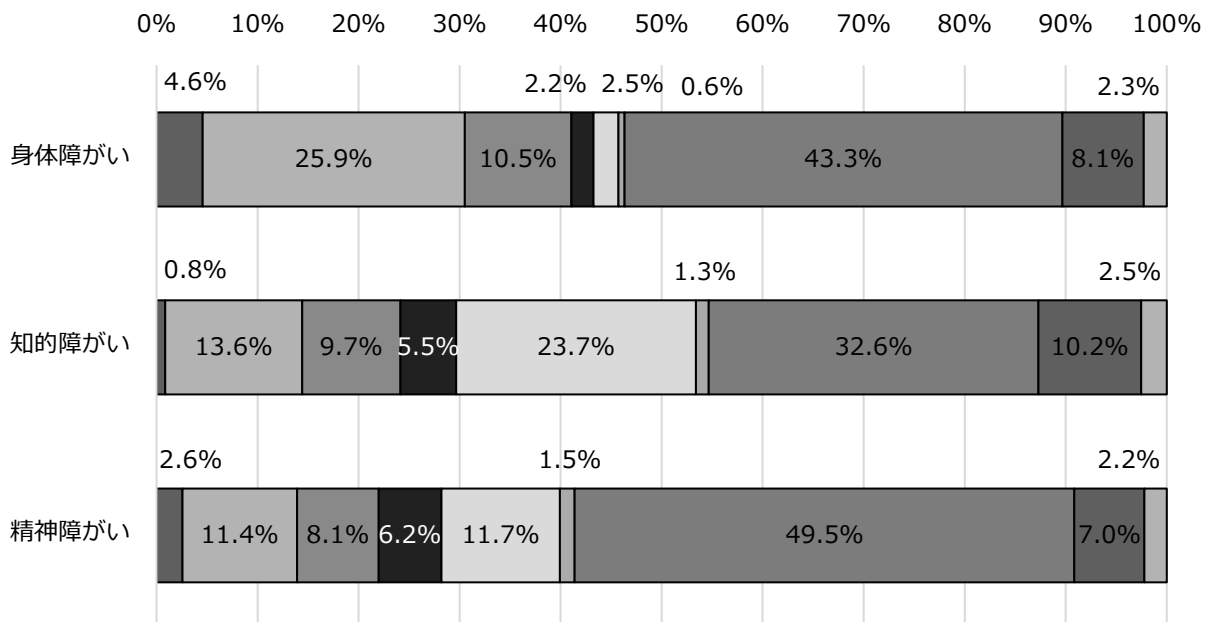
主な仕事の内容は、「会社員、店員、職員（常勤）」が最も多く、次いで「会社員、店員、職員（非常勤）」、「就労継続支援B型」と続いています。

主な仕事【障がい者】



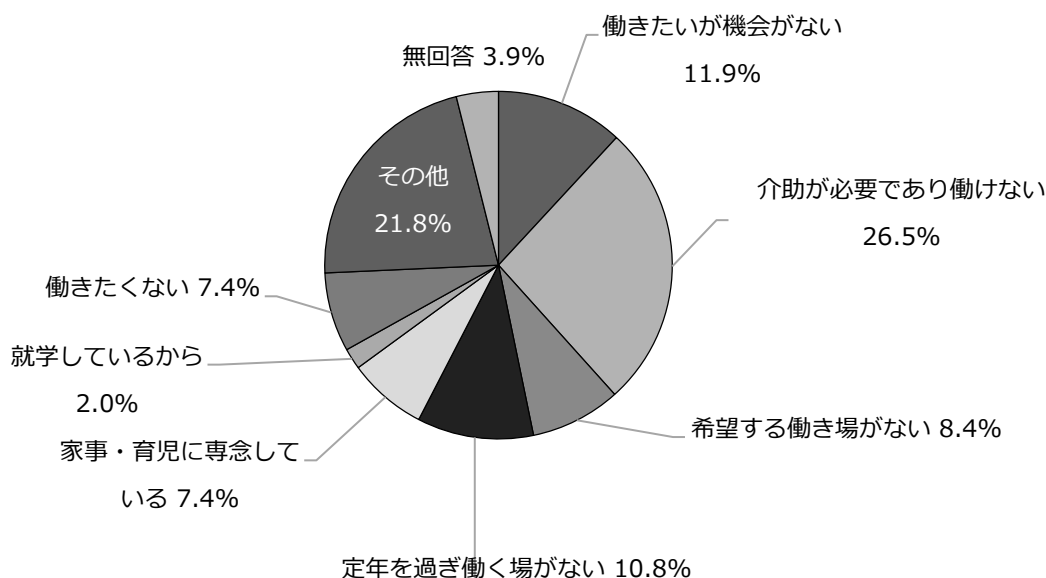
主な仕事【障がい者】

【障がい者 障がいの種類別】



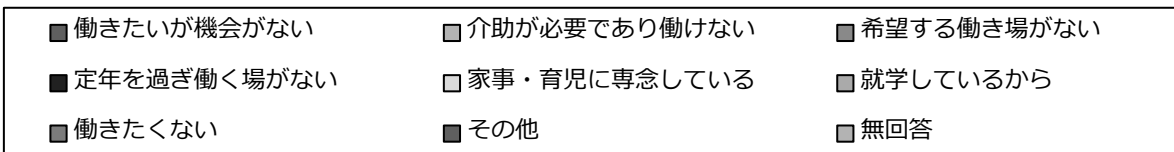
仕事をしていない理由について、「介助が必要であり働けないから」が26.5%で最も多く、次いで「働きたいが機会がないから」、「定年を過ぎ働く場がないから」と続いています。

仕事をしていない理由【障がい者】



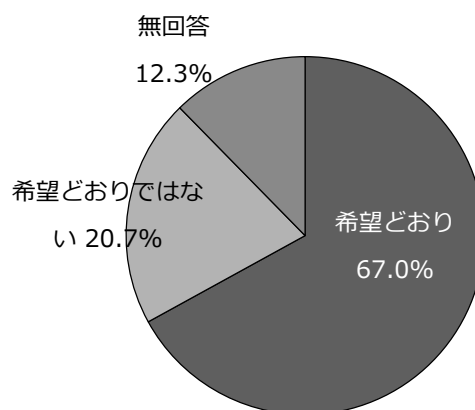
仕事をしていない理由【障がい者】

【障がい者 障がいの種類別】



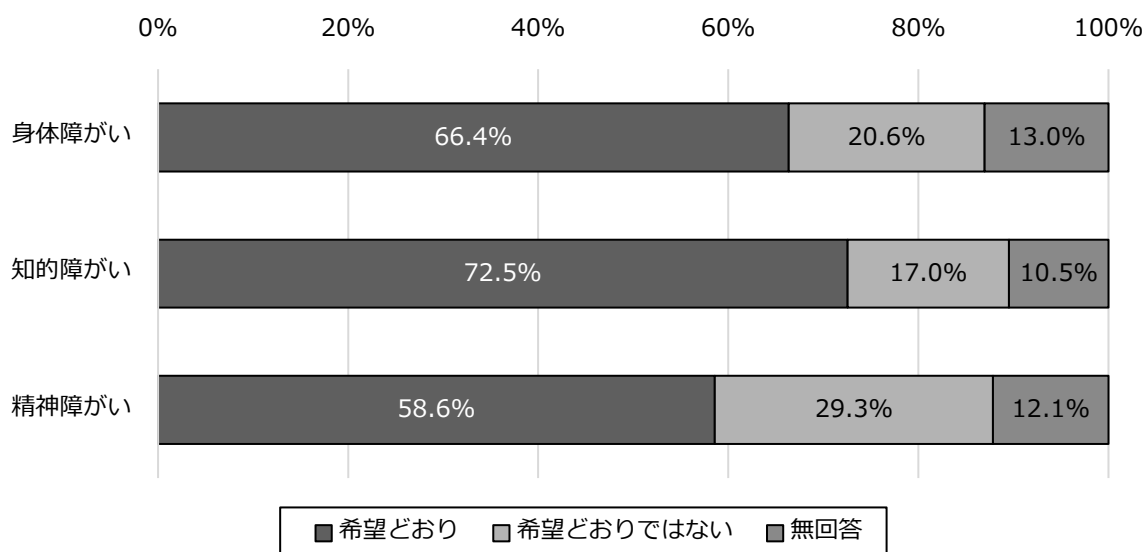
現在の仕事は希望どおりかについて、「希望どおり」と回答した人は67.0%に上ります。障がいの種類別で見ると、『精神障がい者』では他の障がいに比べ「希望どおりではない」の割合が高くなっています。

現在の仕事は希望どおりか【障がい者】



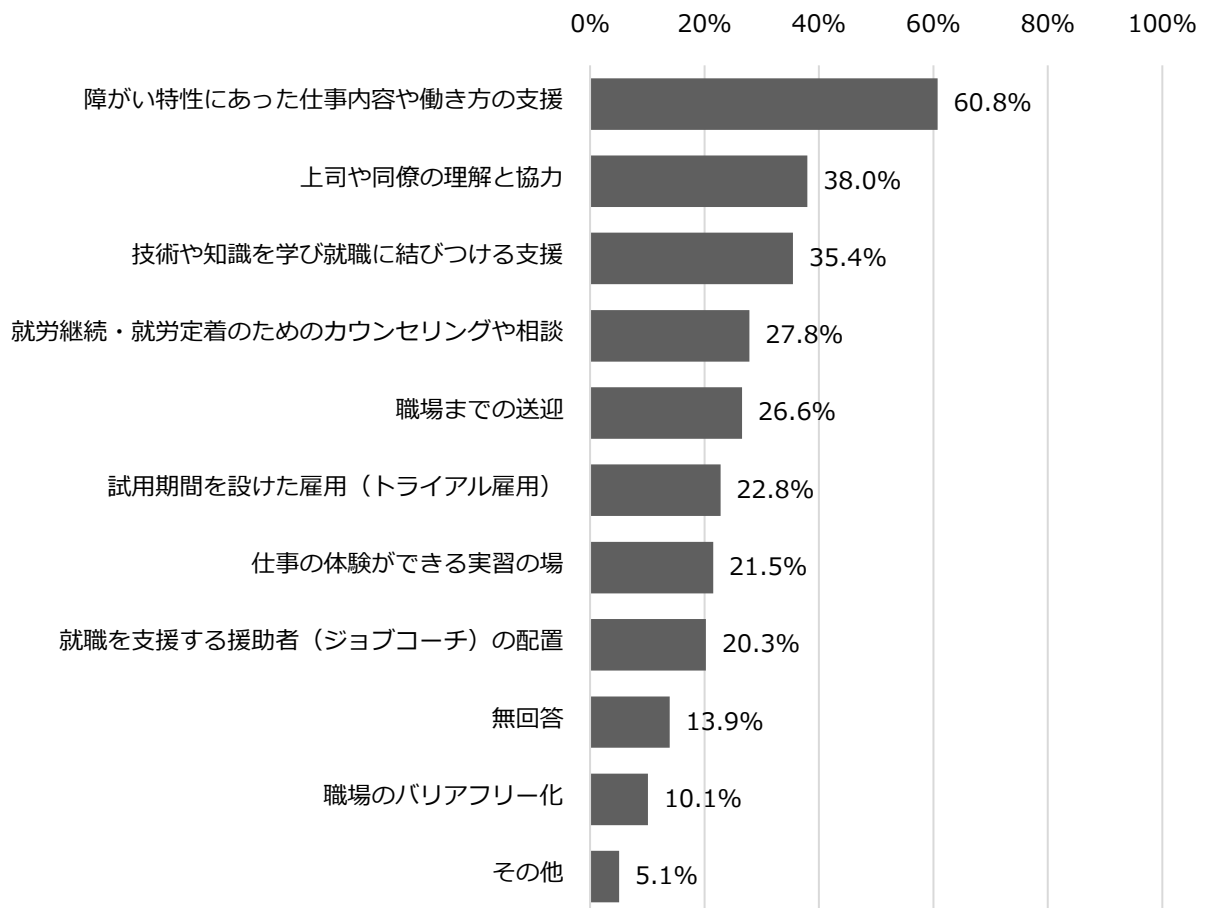
現在の仕事は希望どおりか【障がい】

【障がい者 障がいの種類別】

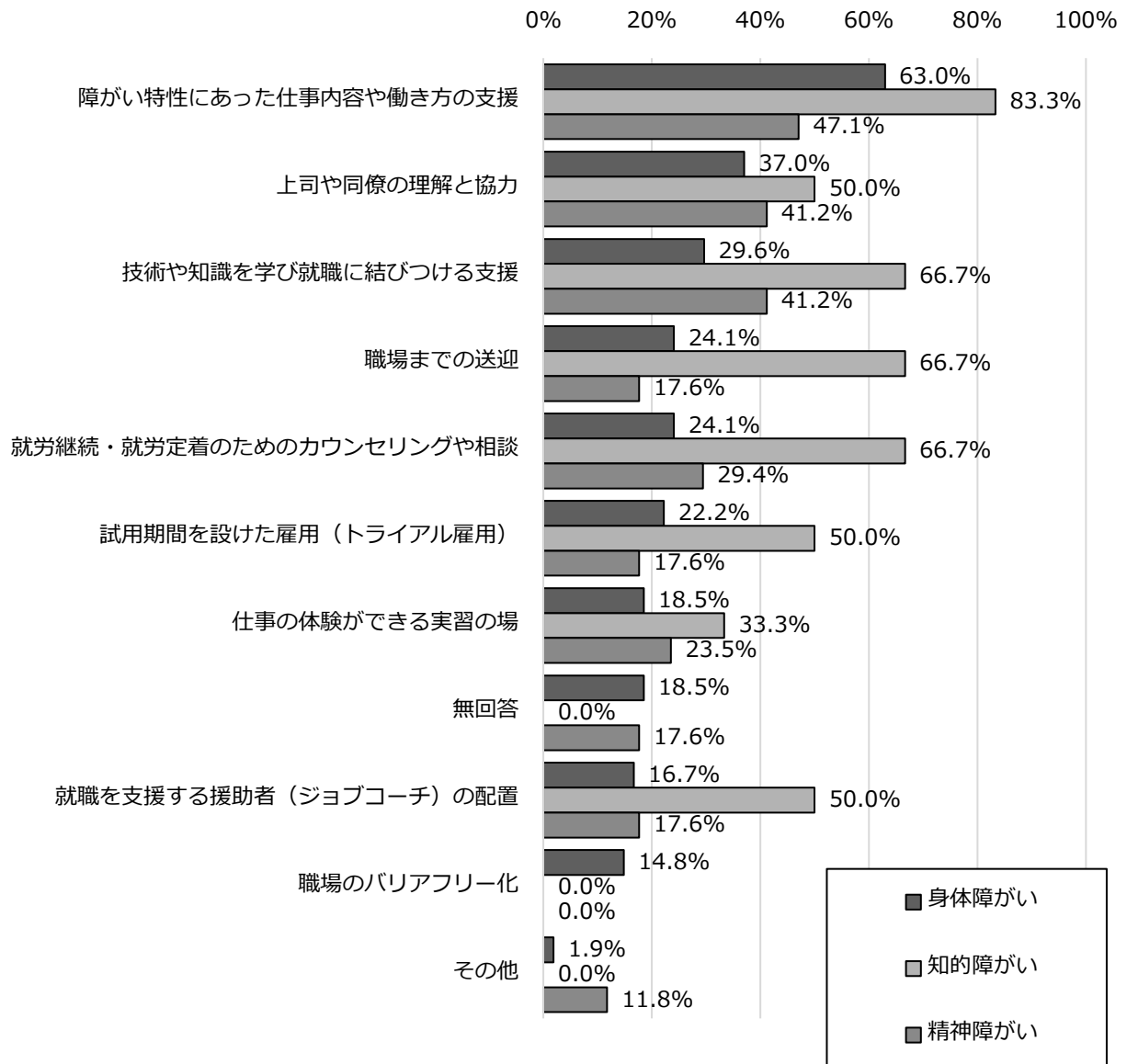


働くために希望する支援について、「障がい特性にあった仕事内容や働き方の支援」が60.8%で最も多く、次いで「上司や同僚の理解と協力」、「技術や知識を学び就職に結びつける支援」と続いています。

働くために希望する支援【障がい者】



【障がい者 障がいの種類別】

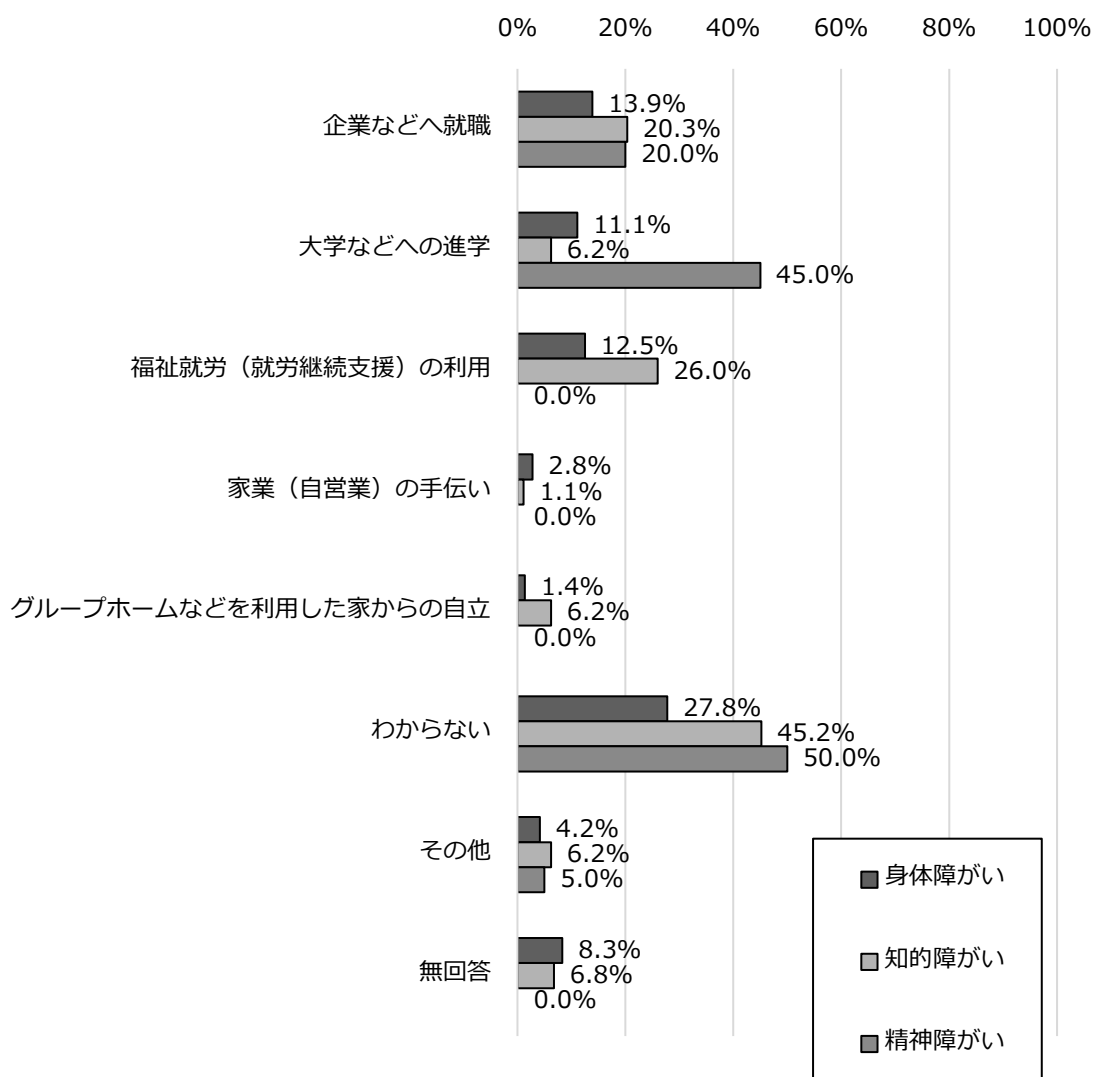


就学している児童が学校卒業後に希望する進路について、障がいの種類別で見ると、「わからない」を除くと、『精神障がい児』では「大学などへの進学」が、『知的障がい児』では「福祉就労（就労継続支援）の利用」が、『身体障がい児』では「企業などへの就労」が最も多くなっています。

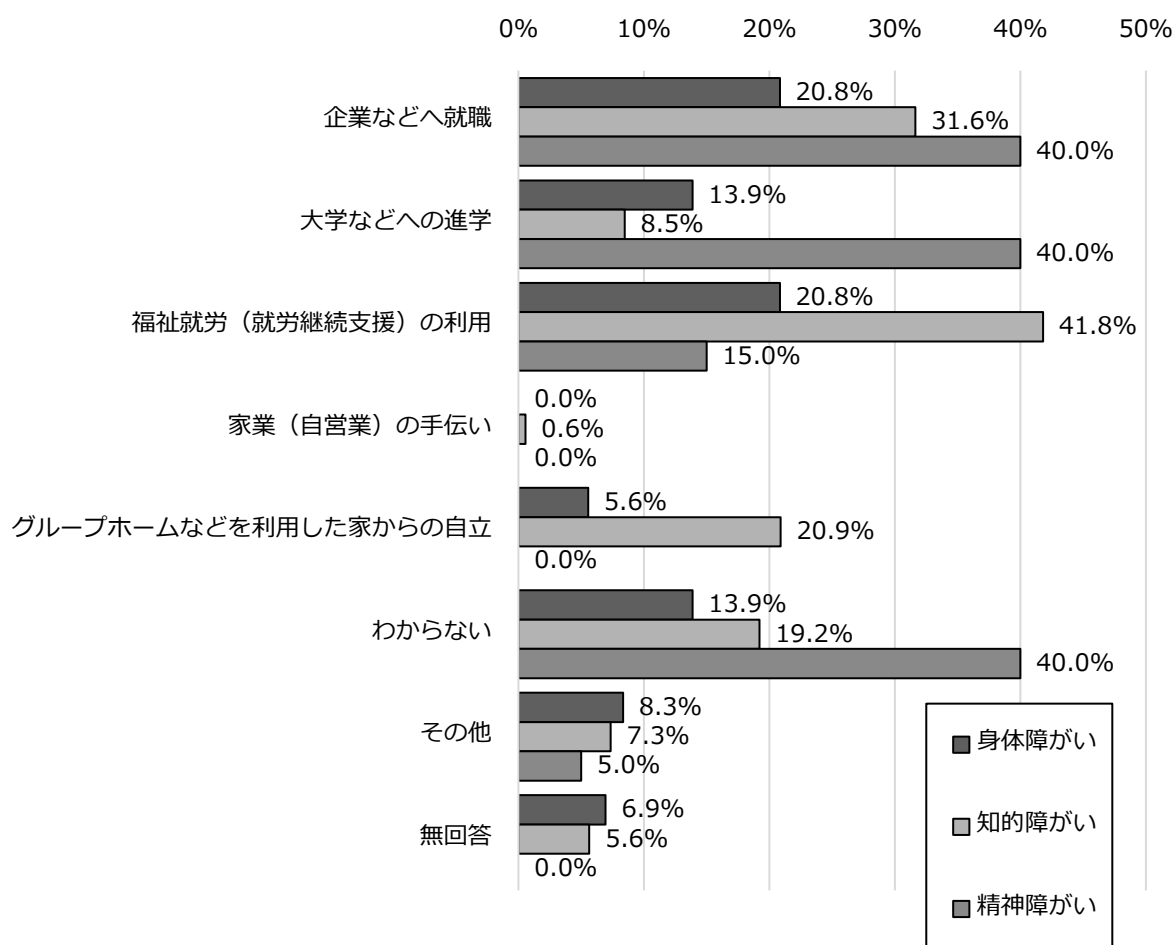
また、就学している児童の保護者が、学校卒業後に希望する進路について、障がいの種類別で見ると、「わからない」を除くと、『精神障がい児』では「企業などへ就職」、「大学などへの進学」が、『知的障がい児』では「福祉就労（就労継続支援）の利用」が、『身体障がい児』では、「企業などへの就労」、「福祉就労（就労継続支援）の利用」が最も多くなっています。

卒業後に希望する進路【障がい児 就学児童】

【障がい児 就学児童 障がいの種類別】



【障がい児 就学児童の保護者 障がいの種類別】



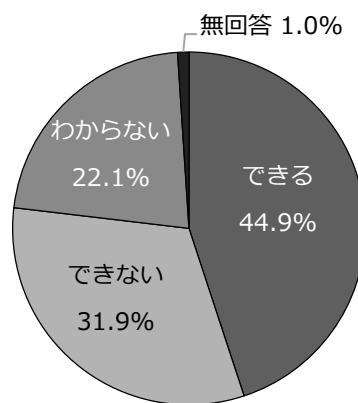
(7) 災害時の避難について

台風や地震などの災害時に一人で避難できるかについて、「(避難) できる」は44.9%、「(避難) できない」は31.9%となっています。

障がいの種類別で見ると、「(避難)できる」と回答した割合は、『身体障がい者』の47.6%、『精神障がい者』の49.5%に対し、『知的障がい者』では24.6%と少なくなっています。

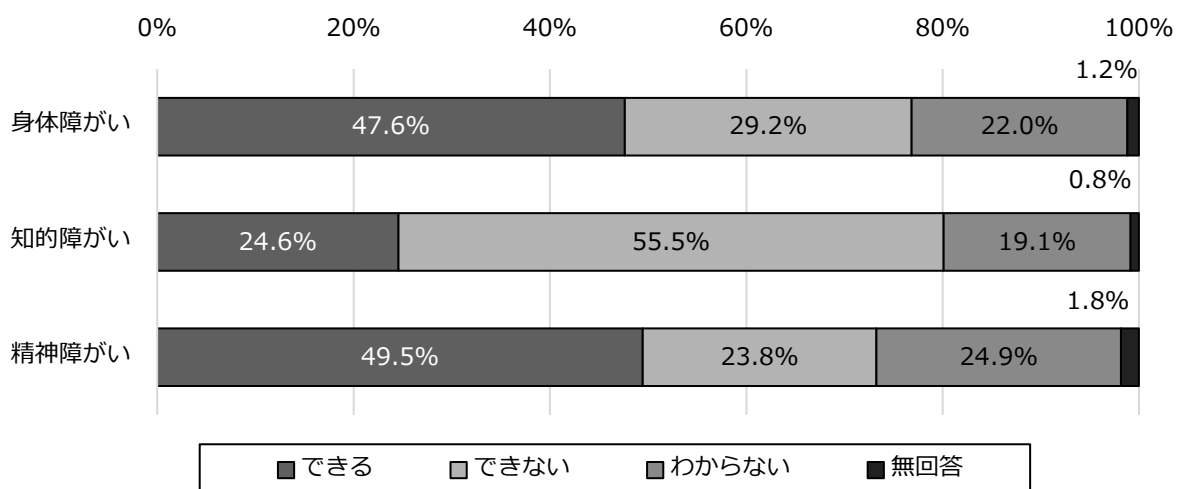
一人で避難できない理由について、障がいの種類別で見ると、『身体障がい者』、『精神障がい者』では「介助者の手助けが必要」が、『知的障がい者』では「緊急時という判断がつかない」が最も多くなっています。

災害時に一人で避難できるか【障がい者】

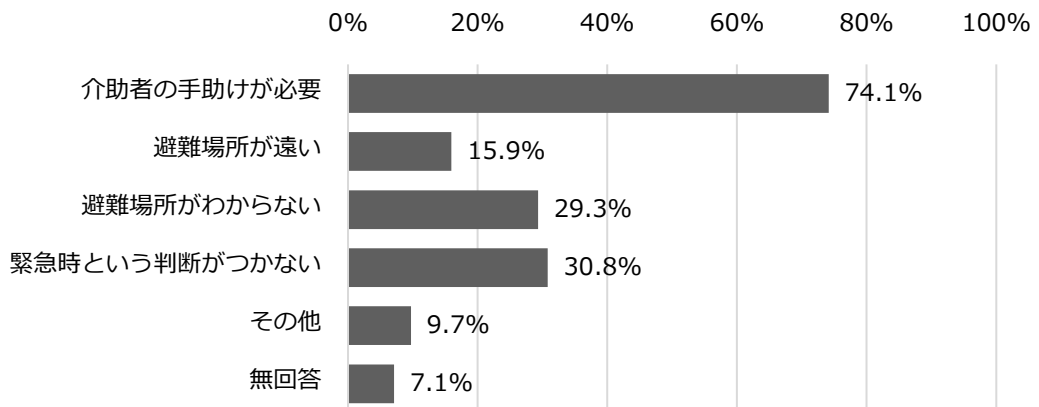


災害時に一人で避難できるか【障がい者】

【障がい者 障がいの種類別】

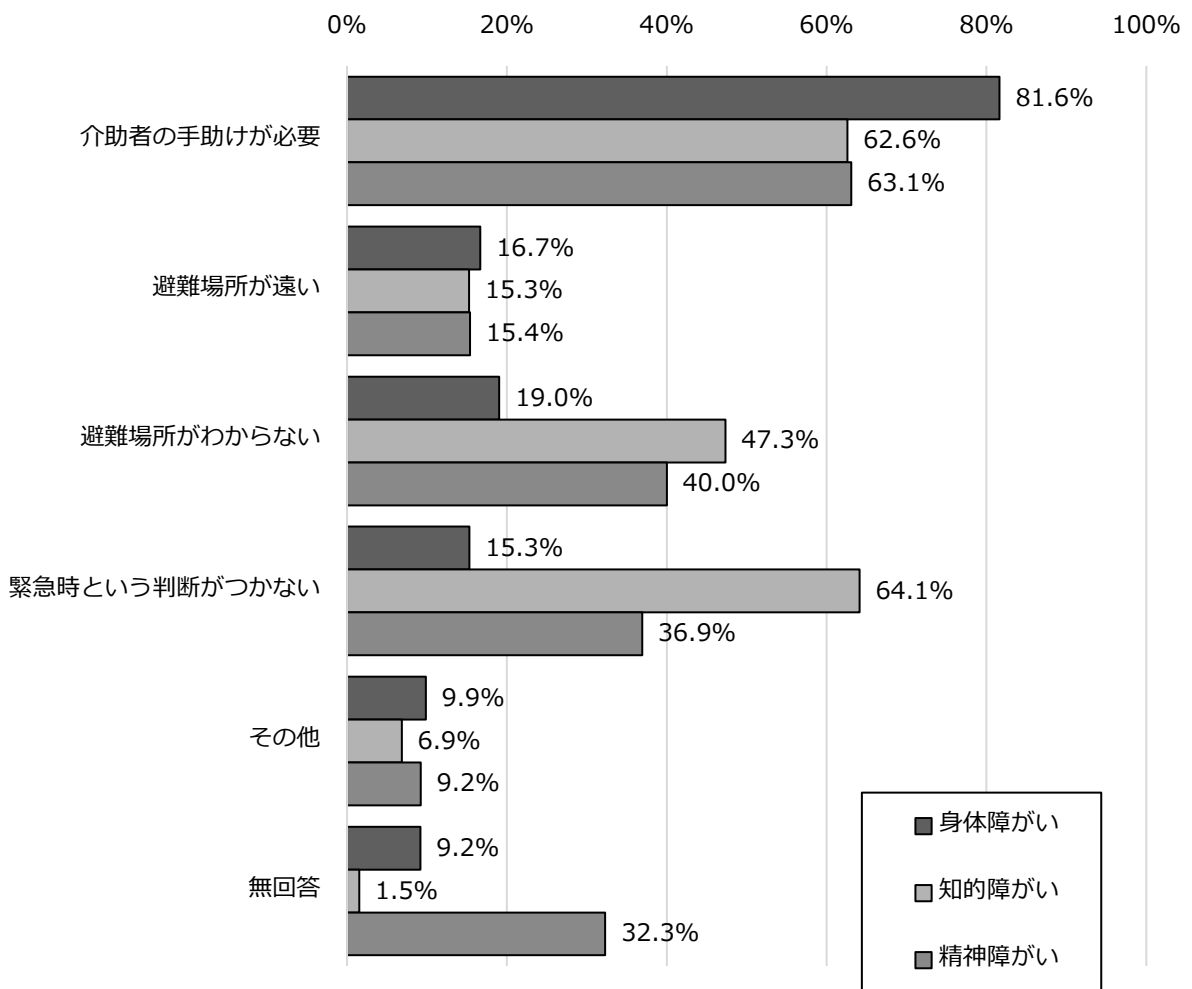


一人で避難できない理由【障がい者】



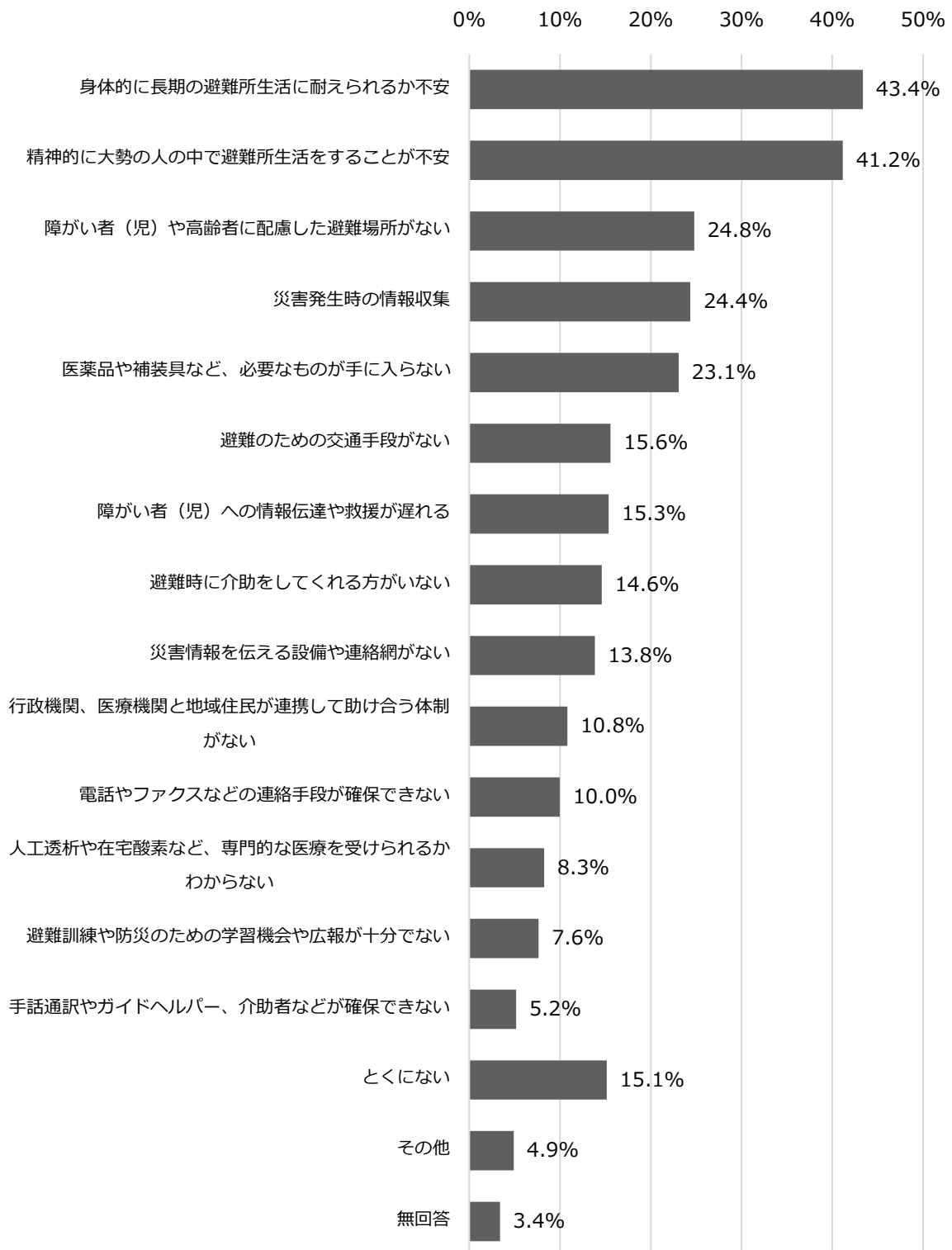
一人で避難できない理由【障がい者】

【障がい者 障がいの種類別】



台風や地震などの災害が発生したときに何が不安かについて、「身体的に長期の避難所生活に耐えられるか不安」が最も多く、次いで「精神的に大勢の人の中で避難所生活をするのが不安」と続いています。

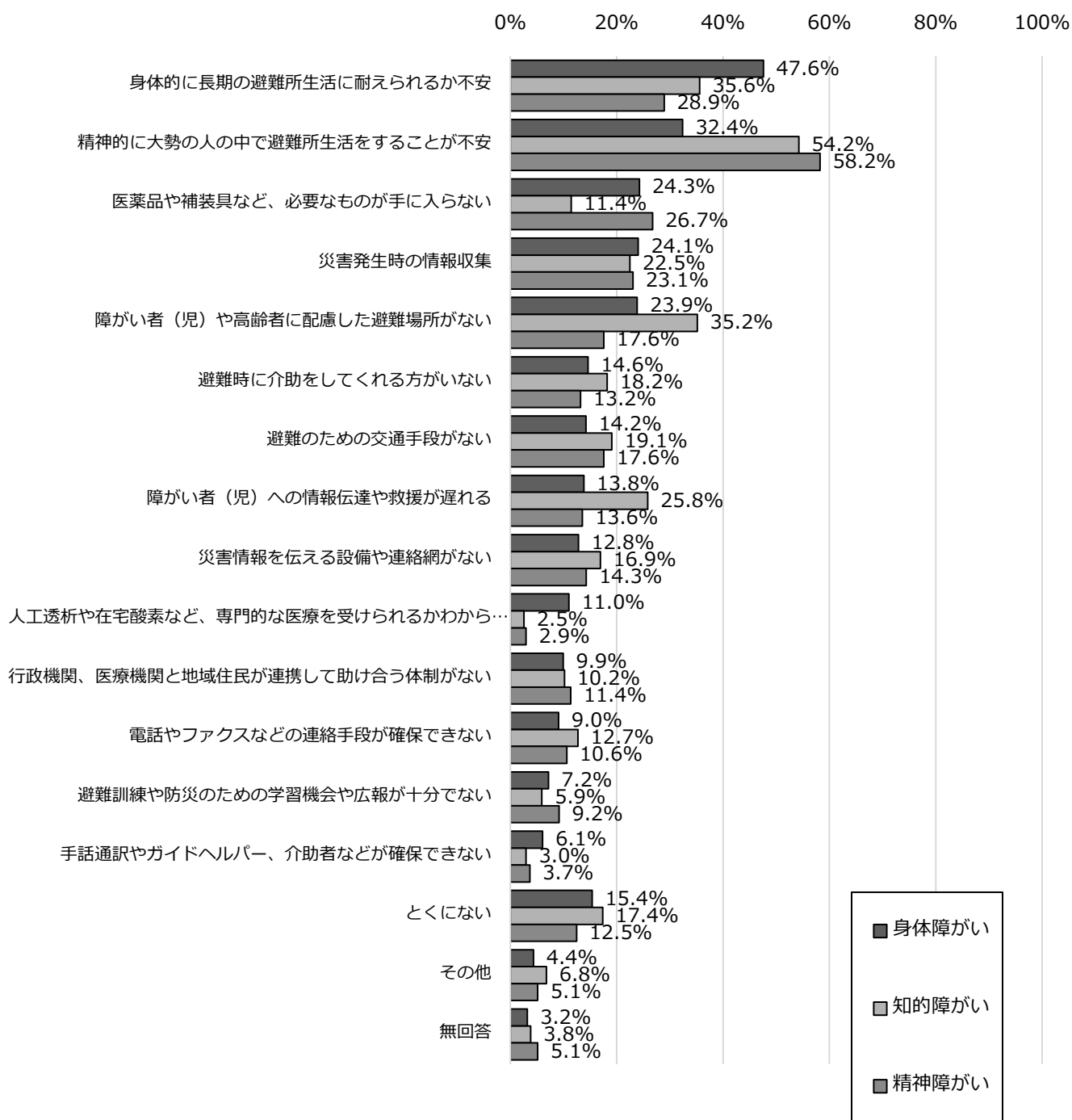
災害が発生したときに不安なこと【障がい者】



台風や地震などの災害が発生したときに何が不安かについて、障がいの種類別で見ると、『身体障がい者』では、「身体的に長期の避難所生活に耐えられるか不安」が、『知的障がい者』、『精神障がい者』では、「精神的に大勢の人の中で避難所生活をするのが不安」が最も多くなっています。

災害が発生したときに不安なこと【障がい者】

【障がい者 障がいの種類別】

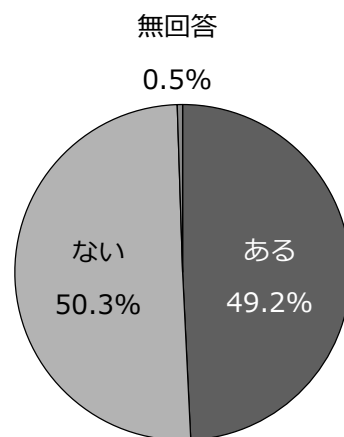


(8) 交流活動について

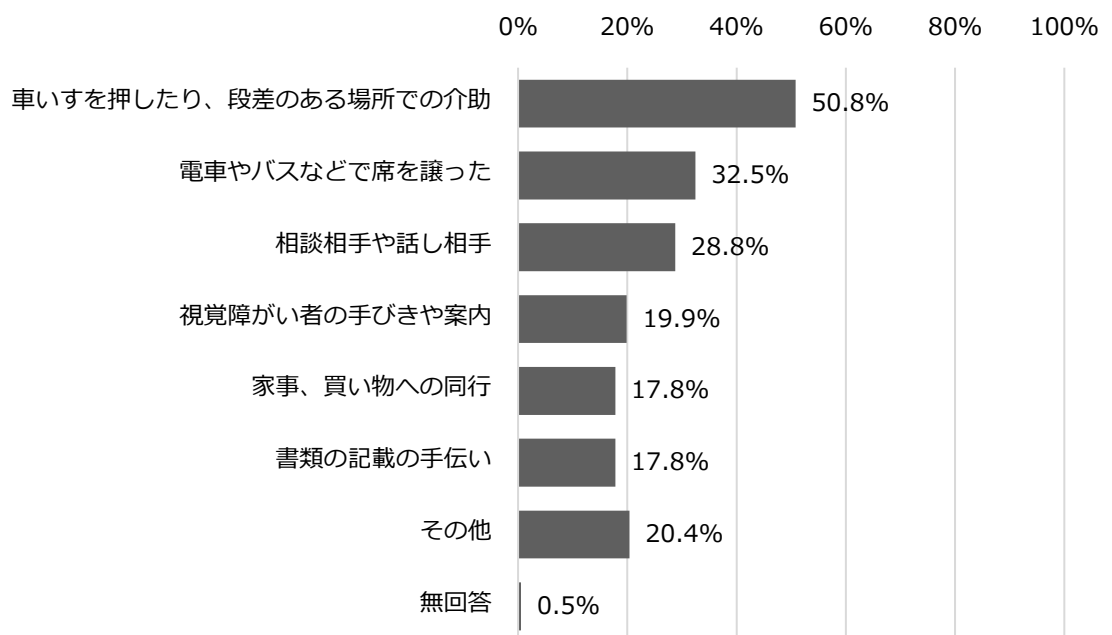
障がいのある人に対して支援やかかわりを持ったことがあるかについて、「ある」が49.2%、「ない」が50.3%とほぼ半数ずつとなっています。

支援やかかわりの内容を見ると、「車いすを押したり、段差のある所での介助」が最も多く、次いで「電車やバスなどで席を譲った」、「相談相手や話し相手」と続いています。

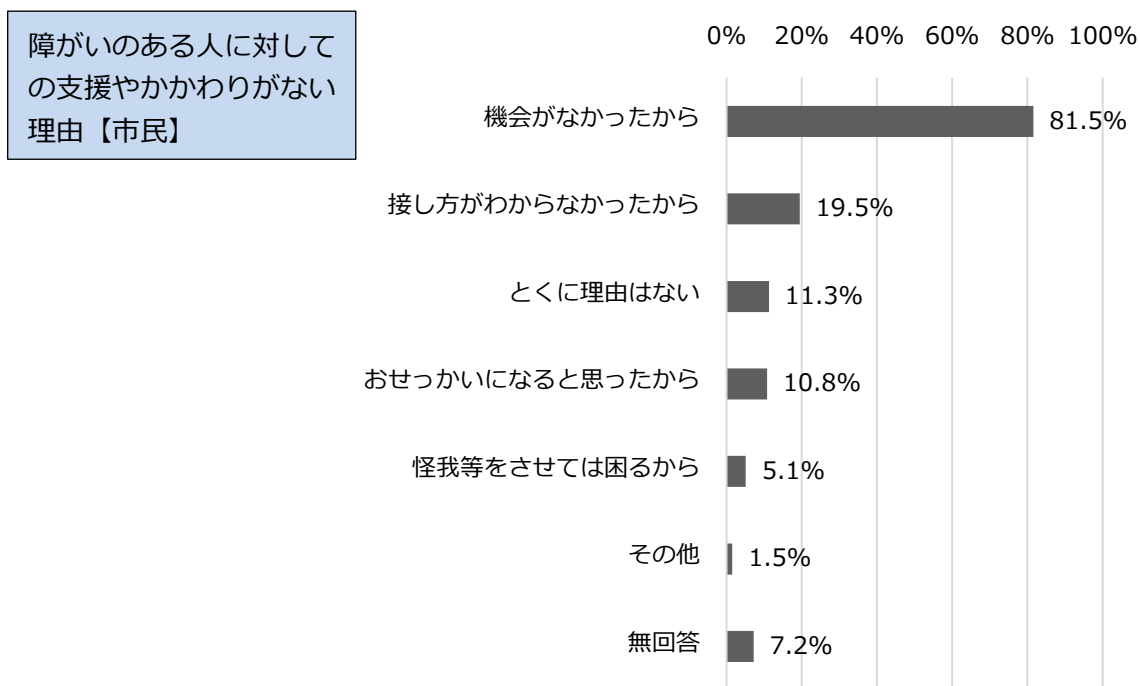
障がいのある人に対して
支援やかかわりを持った
ことについて【市民】



障がいのある人に対して
の支援やかかわりの内容
【市民】



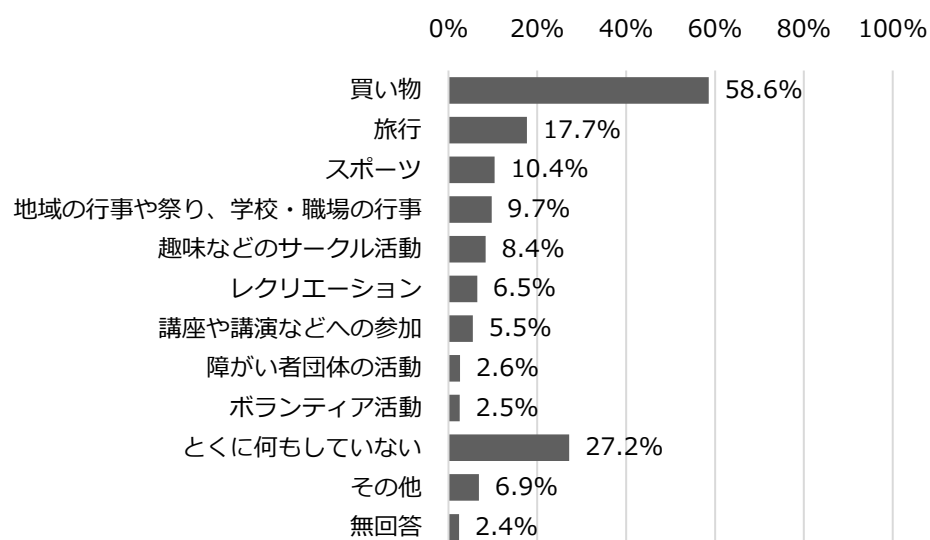
障がいのある人に対し支援やかかわりを持ったことのない市民について、理由を見ると、「機会がなかったから」が81.5%と最も多く、次いで「接し方がわからなかったから」が19.5%と続いています。



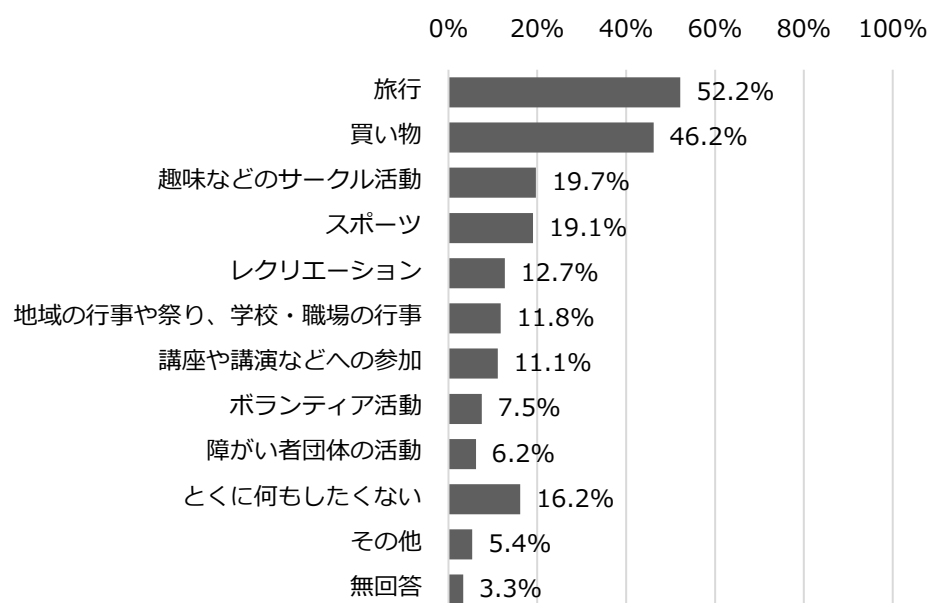
最近（過去3か月程度）行った活動について、「買い物」が58.6%で最も多く、次いで「旅行」が17.7%となっていますが、「とくに何もしていない」も27.2%となっています。

また、今後したいと思う活動について、「旅行」が52.2%で最も多く、次いで「買い物」、「趣味などのサークル活動」となっています。

最近行った活動【障がい者】

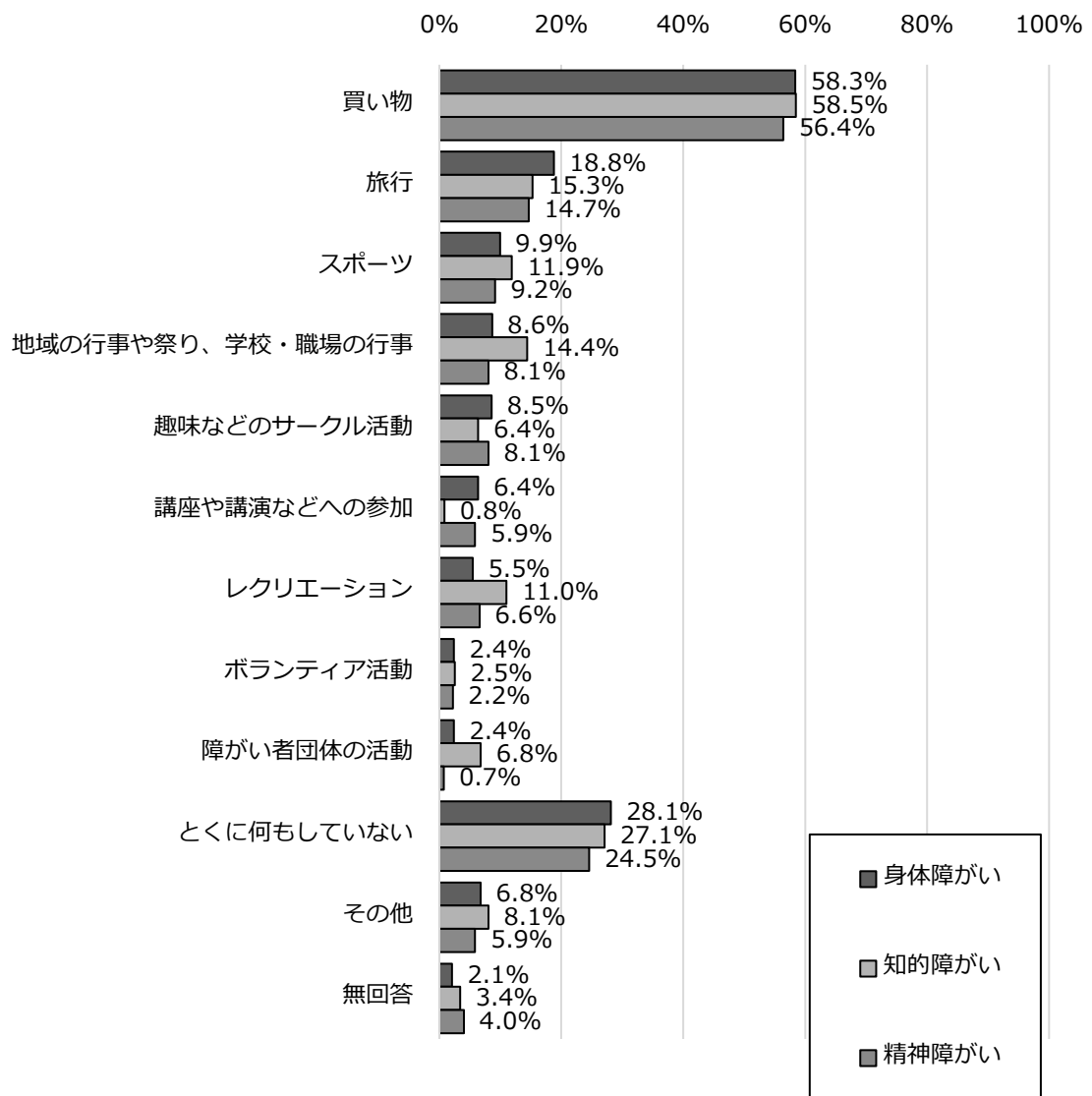


今後したいと思う活動【障がい者】



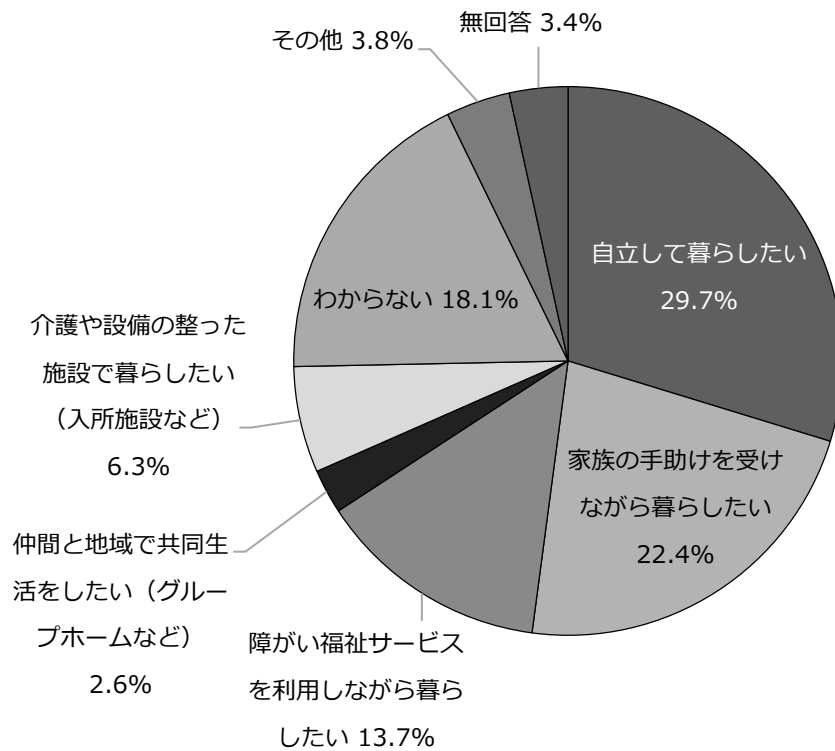
最近行った活動【障がい者】

【障がい者 障がいの種類別】



今後、どのように暮らしたいと考えているかについて、「自立して暮らしたい」が29.7%で最も多く、次いで「家族の手助けを受けながら暮らしたい」と続いています。

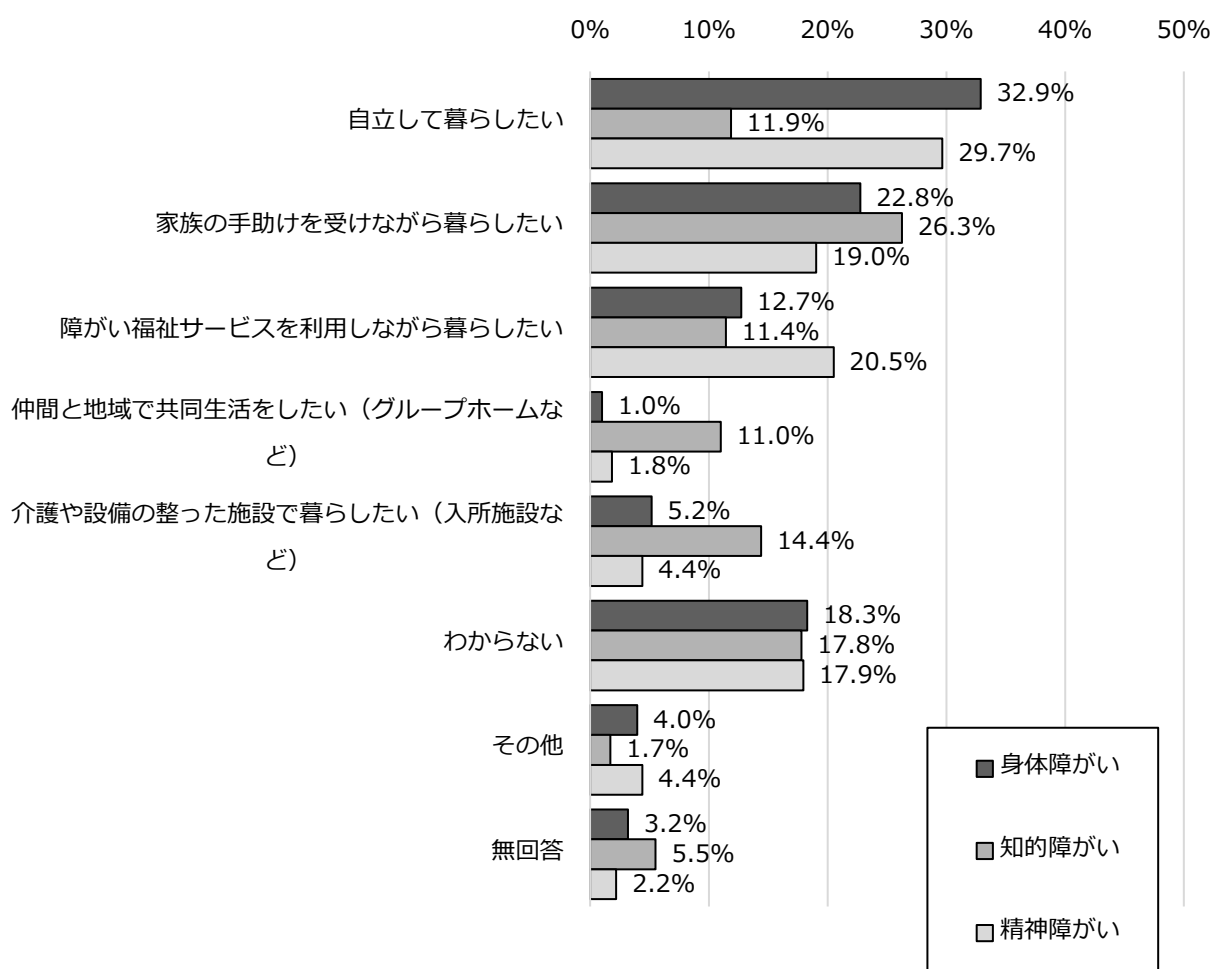
今後、どのように暮らしたいと考えているか【障がい者】



今後、どのように暮らしたいと考えているかについて、障がいの種類別で見ると、『身体障がい者』、『精神障がい者』では「自立して暮らしたい」が、『知的障がい者』では「家族の手助けを受けながら暮らしたい」が最も多くなっています。

今後、どのように暮らしたいと考えているか【障がい者】

【障がい者 障がいの種類別】



○障がい福祉施策に関する国の動き

平成 18 年 4 月 「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化、応益負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入

平成 18 年 12 月 国連「障害者権利条約」の採択

平成 20 年 5 月 国連「障害者権利条約」の発効

平成 21 年 12 月 「障がい者制度改革推進本部」の設置

- 国連障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備等、障害者制度の集中的な改革のため設置
- 当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ

平成 22 年 12 月 障害者自立支援法の一部改正

- 障害者の範囲の見直し（発達障害が障害者自立支援法の対象に）
- 利用者負担、支給決定プロセスの見直し

平成 23 年 8 月 障害者基本法の一部改正

- 目的規定や障害者の定義の見直し
- 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政などに求める

【法の目的】 共生社会の実現

○地域社会における共生等

・社会参加の機会の確保

・生活の場の選択の機会の確保

・意思疎通手段及び情報取得手段の選択の機会の確保

○差別の禁止

・障害を理由とする差別の禁止

・合理的配慮に基づく社会的障壁の除去

・差別禁止のための情報収集、整理及び提供

平成 24 年 10 月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行

- 障害者虐待を発見した場合の通報の義務化
- 市町村障害者虐待防止センターの設置、立ち入り調査権などの規定

平成 25 年 4 月 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行

- 障害者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政などに努力義務化

平成 25 年 4 月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) の施行

- 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
- 障害者の範囲の見直し（難病等が障害者の範囲に加えられる）

【法の趣旨】 地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずる
【理 念】 日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること

平成 26 年 1 月 国連「障害者権利条約」の批准書寄託

- 障害に基づくあらゆる差別の禁止
- 障害者の市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなどを保障

平成 26 年 4 月 障害者総合支援法の改正

- 重度訪問介護の対象拡大／ケアホームとグループホームの一元化／障害支援区分の創設／地域移行支援の対象拡大

平成 28 年 4 月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行

- 不当な差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供

平成 30 年 4 月 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

- 障害者の望む地域生活の支援
- 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応
- サービスの質の確保・向上に向けた環境整備（高齢障害者の円滑なサービス利用含む。）

平成 30 年 6 月 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進
- 計画策定が努力義務化（地方公共団体）

令和元年6月 障害者雇用促進法の改正

- 障害者活躍推進計画策定の義務化
- 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給

令和元年6月 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

- 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

令和2年6月 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

- 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
- 国民に向けた広報啓発の取組推進
- バリアフリー基準適合義務の対象拡大

令和3年6月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正

- 事業者による合理的配慮の義務化

令和4年5月 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行

- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進

○用語解説

あ行

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用契約による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

医療的ケア

経管栄養の注入やたんの吸引などの日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約批准を受け、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みのこと。

か行

学校サポートセンター

教育研究支援課と連携を図りながら、津市内の小中義務教育学校等に対して、学校教育の推進に係るサポート業務を行う。学校サポート担当の教育相談員（学校サポーター）が中心となり、学校・園からの養成等に応じて訪問したり、学校サポートセンター（津市教育委員会庁舎3階）で相談に応じたりする。

共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対し、主に夜間において共同生活を営む住居で、生活支援員が、相談、入浴、食事の介護等、その他の日常生活上の援助を行う障がい福祉サービス。平成30年度から、障がい者の重度化・高齢化に対応するため、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することができる「日中サービス支援型」が創設された。

居住系サービス

自立支援給付における共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、自立生活援助をいう。なお、療養介護については、日中活動系と居住系サービスの両方を併せ持つサービスで日中活動系サービスに分類される場合もある。また、福祉ホームを含めて表現する場合もある。

ケアマネジメント

障がい者が地域で生活するために、障がい者一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域における福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせ、一体的・総合的に提供するための調整を行うこと。

計画相談支援

障がい福祉サービスの利用に必要となるサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業所等との連絡調整を行うとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う（モニタリング）ことにより、適切なサービス利用を図る支援。

言語聴覚士

音声機能、言語機能や聴覚に障がいのある人が、その機能の維持向上を図るため、言語訓練や指導、その他の援助を行う専門職。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のこと。

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

さ行

作業療法士

心身に障がいのある人に対し、日常生活における不可欠な動作（手を使ったり、指を細かく動かしたり）のリハビリテーションを行う専門職。

産業・スポーツセンター

平成 29 年 10 月 1 日に供用開始した屋内総合スポーツ施設「サオリーナ」、武道振興拠点「三重武道館」及び産業展示施設「メッセウイング・みえ」で構成される施設の総称。

CLM と個別の指導計画

三重県立子ども心身発達医療センター（旧あすなろ学園）が開発した、子どもの育ちを見きわめ、適切な支援を行うためのツール。県内外の保育所、幼稚園等において、担任の先生が遊びや活動を通して子どもの困り感を把握し、園生活における支援ツールとして活用されている。CLM はチェック・リスト・in 三重の略。

就労選択支援

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するため、令和6年度から新設された障害福祉サービス。

児童発達支援センター

心身や言語に発達心配がある就学前の子どもへの療育やその家族に対する支援を行うとともに、専門的な知識や技術を生かし、地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児の支援を行う施設等への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設。

自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、障がい者の家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業。

社会資源

ニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度、施設、機関、設備、資金、法律、情報、集団、個人の有する知識や技術等の総称。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織で、昭和26年に制定された社会福祉事業法（現：社会福祉法）に基づき設置。市町村、都道府県、中央の各段階に組織されている。

就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、一般就労へ移行した障がい者の就労の継続を図るため、就労に伴う生活面の課題に対し助言を行うとともに、企業・自宅等への訪問や必要な連絡調整を行う。

手話通訳者

聴覚に障がいのある人や言語に障がいのある人と障がいのない人との意思伝達を援助する者で、都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業を修了し、手話通訳者全国统一試験に合格した者。

障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体が、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう作成する計画。

障害者基本計画

障害者基本法第 11 条第 1 項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が策定する最も基本的な計画。平成 30 年に障害者基本計画（第 4 次）を策定。

障害者基本法

障がい者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。

障がい者虐待防止センター

障害者虐待防止法が平成 24 年に施行されたことに伴い、全国各市町村には、障がい者虐待に関する通報を受ける窓口として障がい者虐待防止センターが設置されることとなった。障がい者虐待防止センターは、障がい者に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障がい者虐待を防止するための体制を構築することを目的としている。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。

障がい者計画

障害者基本法 11 条第 3 項に基づき、障害者基本計画、都道府県障がい者計画を基本とし、市町村における障がい者の状況を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定が義務付けられた計画。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成 25 年 6 月に制定され、一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日から施行された。国連の「障害者の権利に関する条約」（略称「障害者権利条約」）の批准に向けた国内法制度の整備の一環として制定された。

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること」を目的としている。

障がい者就業・生活支援センター

就業と、就業に伴う日常生活上の支援が必要な障がい者に対し、求職相談、職場定着相談、生活相談を行う。事業主に対しては雇用管理に関わる助言や職場の環境改善などの支援も行う。

障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がいの有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。平成 17 年、障害者自立支援法として制定。平成 24 年に改正・改題された。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力を発揮及び社会参加の促進を目的として、平成 30 年 6 月に施行された。

障害者の雇用の促進等に関する法律

障がい者の雇用の促進を図るための法律。障がいのある人に対し職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーションの推進、事業主が障がい者を雇用する義務、差別の禁止や合理的配慮の提供義務などが定められている。

障がい福祉計画

障害者総合支援法第 88 条に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に確保するため、策定が義務づけられた計画。

障がい福祉サービス等

指定障がい福祉サービス、指定相談支援に基づくサービスをいう。障害者総合支援法に基づく、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業、その他の障がい者福祉に関するサービスを総称して、障がい福祉サービス等または障がい福祉サービスと表現する場合もある。

ジョブコーチ支援制度

障がいのある人が仕事に適應できるように、職場で障がいのある人に付き添って支援を行ったり、会社側に掛け合って障がいのある人が働きやすい環境を作り、障がい者の職場適應を図ることを目的とする制度。ジョブコーチには、障がいのある人の就職支援を行う障がい者職業センターに在籍しているもの（配置型ジョブコーチ）や、一般就労をめざす人を支援する就労移行支援事業所に在籍しているもの（訪問型ジョブコーチ）、ジョブコーチの研修を受けた障がい者雇用担当者が企業に所属しているもの（企業在籍型ジョブコーチ）などがある。

自立支援医療制度

心身の障がいを取り除き、軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度。申請が認められると自立支援医療受給者証が交付される。

自立支援給付

在宅で訪問によって受けるサービスや、施設への通所・入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態やニーズに応じて個別に給付されるサービスで、介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費、補装具費などがある。

自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から地域へ移行した障がい者が、居宅における自立した生活を送ることができるよう、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の状況を把握し、必要な情報提供や相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活に向けた援助を行うサービス。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを証するもの。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守るための制度。

総合計画

地方自治体が策定する、自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な方針を定める計画であり、長期展望を持つ計画的、効率的な行政運営の指針などが盛り込まれる。おおむね 10 年間程度の地域づくりの方針を示す「基本構想」を受けて、5 年間程度の行政計画を示す「基本計画」、3 年間程度の具体的施策を示す「実施計画」の 3 つを合わせて総合計画という。

相談支援事業

障害者総合支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障がい者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、サービス利用計画の作成、事業者の紹介やサービス調整などの援助を行う。

た行

地域自立支援協議会

地域において障がい者の生活を支えるため相談支援事業をはじめとする支援システムづくりや公民協働のネットワークづくりに関し、中核的な役割を担う機関として市町村が設置する協議会。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。主な機能は、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の 5 つを柱としている。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に位置づけられたもので、都道府県・市町村が厚生労働省令で定めるところにより実施する事業。

地域生活への移行

重度の障がいのある人は施設へ入所するという考えではなく、入所者等が地域で生活できるようにしようとする。ノーマライゼーション理念の具現化の一つとされている。地域生活の場としてはグループホーム等が考えられる。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、一人ひとりの状況やその変化に応じて、福祉サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

津市基幹障がい者相談支援センター

地域の相談支援の拠点となるセンター。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援に係る人材育成、権利擁護、虐待防止、専門相談、地域移行・地域定着等の業務を行う。平成31年4月1日に津センターパレス3階に設置。

津市地域障がい者相談支援センター

障がいのある人が、地域で自立した生活を送り、社会参加ができるための、生活、福祉、就労などについての相談窓口。障がいのある人やその家族、関係機関からの幅広い相談を受け、障がい福祉サービスなどの様々な制度やサービスをうまく利用するための支援を行う。平成31年4月1日に津センターパレス3階に設置。

つながるハンドブック

子どもの成長・発達に心配があると分かったときなど、様々な「こまったとき」に活用できるように、相談や支援機関を一冊にまとめたもの。

特別支援教育

学校教育法に基づき、幼稚園、小中学校、高等学校などにおいて、教育上特別の支援を必要とする幼児及び児童生徒に対し、その障がいに応じた教育を行うことを目的としたもの。

特別支援教育コーディネーター

保護者や外部の関係機関に対する学校の窓口として、校内の教員・保護者や外部の教育・福祉・医療・労働等の関係機関との連絡・調整等を行いながら、校内や地域の幼稚園・小中学校等に対する支援を推進する担当者のこと。

日常生活用具

重度の障がい者（児）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。種目として以下の6つがある。

介護訓練支援用具……特殊寝台、特殊マットなど

自立生活支援用具……入浴補助用具、T字状・棒状のつえなど

在宅療養等支援用具……ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、視覚障がい者用体温計（音声式）、視覚障がい者用体重計など

情報・意思疎通支援用具……視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい者用時計、ファックシミリなど

排泄管理支援用具……ストーマ装具（ストーマ用品）、紙おむつなど

住宅改修費……居宅生活動作補助用具（障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）

日中活動系サービス

自立支援給付における生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所のサービスをいう。

なお、療養介護については、日中活動系と居住系サービスの両方を併せ持つサービスで居住系サービスに分類される場合もある。また、地域生活支援事業の地域活動支援センター事業を含めて表現する場合もある。

農福連携

担い手不足や高齢化が進む農業分野と、障がい者の働く場の確保を求める福祉分野の連携した取組。

ノンステップバス

乗降口のステップ（段）を無くしたバス。ワンステップバスよりも床面が約 20 cm低くなっており、乗降時には更に約 7 cm低くできる構造となっている。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。広汎性発達障がいとは、(1)社会性の障がい、(2)コミュニケーションの障がい、(3)想像力の障がいとそれに基づく行動の障がい、という三つの特徴を持つ障がい。三つの障がいが明らかなき場合は自閉性障がい、言葉の遅れがない場合はアスペルガー症候群、特徴が一部もしくは軽度な場合は特定不能の広汎性発達障がいとされている。

はっぴいのーと

障がいや発育・発達に心配なことのある子どもの成育を記録するファイル。乳幼児から青年期のライフステージを通して、関係機関が正確な情報を共有し、継続的な支援が受けられるように、発達と成長の記録を一冊にまとめるためのもの。

バリアフリー

「障がい者が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等、生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

バリアフリー法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。平成 17 年 7 月に策定された「ユニバーサルデザイン政策大綱」に方向付けされているような、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、「交通バリアフリー法(平成 12 年に制定され、公共交通機関のバリアフリー化と、市町村が定める移動円滑化の基本構想を主な柱とする。)」と「ハートビル法(平成 6 年に制定され、一定規模の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの)」を統合・拡充した法律。平成 18 年 12 月に施行。

ピアサポーター

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことを「ピアサポート」、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」という。

避難行動要支援者

災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。平成 25 年の災害対策基本法改正により、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務づけられた。

福祉的就労

企業との雇用契約に基づく就労（一般就労）に対し、就労が困難な障がいのある人のために、福祉的な観点から配慮された環境の下での就労で、施設の利用者としての就労をいう。

福祉避難所

障がい者、高齢者など、一般の避難所生活で特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援など）を必要とする人々を対象に開設する避難所。

ヘルパー

要介護・要支援認定者、障がいのある人等の家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、住居等の掃除など生活・身上・介護に関する相談・援助を行う者。

法定雇用率

社会連帯の理念に基づき、障がい者の雇用の場を確保するため、障がい者を雇用する義務を事業主に課すもので、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められた常用労働者数に対する障がい者数の割合のこと。

訪問系サービス

自立支援給付における居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つのサービスをいう。

補装具

身体障がい者の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の白杖・義眼、聴覚障がい者用の補聴器、肢体不自由者用の車イス・義手・義足などがある。

ま行

みえ障がい者共生社会づくりプラン

三重県が取り組む障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにした計画。令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする。

民生委員・児童委員

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された者で任期は3年。民生委員は児童福祉法により児童委員を兼任する。

や行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

ユニバーサルデザイン条例

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例。バリアフリーのまちづくりを推進するため、平成 11 年 4 月に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」が施行され、平成 19 年 4 月には、「すべての人々の社会参加の機会を確保し、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」の理念のもと、バリアフリーに向けた取組も進めながら、ユニバーサルデザインの推進に取り組むため改正した条例。

要約筆記者

聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることを要約筆記といい、要約筆記作業に従事する通訳者のことを要約筆記者、要約筆記奉仕員等と呼ぶ。

ら行

理学療法士

身体障がい者に対し、その基本的動作能力の回復を図るため、機能回復訓練、電気刺激、マッサージ等の理学療法を施すことを専門業務とする有資格者のこと。医学的リハビリテーション技術者。

療育手帳

児童相談所等において「知的障がい」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、A（最重度、重度）とB（中度、軽度）に区分される。

わ行

ワンステップバス

乗客が乗降しやすいように乗降口のステップ（段）を1段だけにしたバス。

津市障がい福祉総合プラン

津市障がい者計画
第7期津市障がい福祉計画
第3期津市障がい児福祉計画
(案)

令和 年 月発行

津 市

〒514-8611 三重県津市西丸之内2-3番1号

津市健康福祉部障がい福祉課

電話 059-229-3157 ファクス 059-229-3334